事　務　連　絡
平成２３年２月１４日

各府省等法令担当者　各位

内閣官房情報公開法改正準備室

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」
について（協議）

標記法律案について、別添のとおり協議しますので、御質問、御意見がございましたら、下記の期限までにメールにて提出願います。御質問等を提出される場合は事前に電話にてその旨御連絡ください。

期限までに提出のない場合は、御質問等がないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、今後の法制局審査等において変更があり得ることを御承知おきください。

※　霞が関ＷＡＮを閲覧した各府省等の法令協議窓口担当者の方は、お手数ですが、下記メールアドレスまでこの事務連絡を確認した旨速やかにご連絡願います。

記

質問提出期限：２月１６日（水）１７：００
意見提出期限：２月２１日（月）１７：００

＜今後の予定＞
閣　　議　　３月上旬（予定）

（連絡先）
内閣官房　情報公開法改正準備室
野澤、脇
ＴＥＬ：03-6910-0201
ＦＡＸ：03-3504-1833
Ｅ-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

情報公開法改正の概要

情報公開制度が「国民の知る権利」を保障する観点から定められたものであることを明示（1条）するとともに、同制度を「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容に改正

「国民の知る権利」の保障（オープンガバメントの実現）

より多く

➢開示情報の拡大（5条・6条）

不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、開示情報を拡大。

（例）不開示情報から、「公にしないとの条件で任意に提供された」法人情報、「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある」審議情報を削除、国・公共の安全情報の厳格化等。

➢情報提供制度の充実（25条）

より簡易に

➢手数料の見直し（16条）

開示請求手数料を原則として廃止。

より早く

➢開示決定等の期限の短縮（10条）

開示請求から開示決定等までの期限を「30日」から「行政機関の休日を除き14日」に短縮。

➢不開示決定のみなし規定（10条・11条）

期限内に開示決定等がされない場合には、請求者が不開示決定がされたものとみなすことができることとすることにより、直ちに不服申立てや情報公開訴訟を行うことを可能にする。

より明確に

➢不開示決定における理由付記（9条）

不開示決定の通知に、その根拠条項及び理由をできる限り具体的に記載。

より確実に

【内閣総理大臣のリーダーシップの発揮と事後救済制度の強化】

[不服申立て]

➢諮問が遅れた場合の報告・公表（18条・27条）

審査会へ諮問するまでの期間が90日を超えた場合には、超過理由等を内閣総理大臣に報告・公表。

[内閣総理大臣の権限強化]

➢内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入（21条）

審査会の答申を受けて行政機関の長が不服申立てに対する裁決又は決定をするときは、内閣総理大臣の同意を得ることとし、同意しないときは、内閣総理大臣が①答申の内容に沿った裁決又は決定、②公益上の理由による裁量的開示等の措置を求めることができる制度を導入。

➢情報公開法の移管（総務省→内閣府）（内閣府設置法4条・68条、総務省設置法25条）

[訴訟]

➢情報公開訴訟の抜本的強化（22条・23条・24条）

・原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所に提起することを可能にする。

・裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書に記録されている情報の内容、不開示決定の根拠条項、その該当理由等を分類又は整理した資料（いわゆるヴォーン・インデックス）の作成及び提出を求める手続を導入。

・裁判所が、原告側の同意を得て、非公開の期日において、当事者を立ち会わせずに対象文書について証拠調べを行う、いわゆるインカメラ審理手続を導入。

※ 施行期日：法の公布から2年以内で政令で定める日

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

一　目的

法の目的に、国民の知る権利の保障、国民による行政の監視及び国民の行政への参加に資すること等を追加するものとすること。

（第一条関係）

二　開示情報の拡大

1　個人に関する情報について、次に掲げる情報を原則として開示するものとすること。

（一）当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分

（二）当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関等において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分

2　法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、行政機関の

要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが合理的であると認められるものを不開示情報とする規定を削除するものとすること。

3　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報を不開示情報とするものとすること。

4　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報を不開示情報とするものとすること。

5　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものを不開示情報とする規定を削除するものとすること。

6　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき原則として開示しなければならない

ものとすること。

（第五条及び第六条関係）

三　開示決定等の理由等の付記

開示決定等の通知には、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載しなければならないものとすること。

（第九条関係）

四　開示決定等の期限

1　開示決定等は、開示請求があった日から十四日（行政機関の休日に関する法律第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内にしなければならないものとするとともに、開示請求者は、開示決定等の期限内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が不開示決定をしたものとみなすことができるものとすること。

2　開示決定等の期限の特例が適用された場合に、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした後、残りの行政文書については五の2の規定による予納があった後相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとするとともに、開示請求者は、行政機関の長が通知した期間（その期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期

間）内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が残りの行政文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとすること。

（第十条及び第十一条関係）

五　手数料

1　会社法第二条第一号に規定する会社等が開示請求をするときは、所要の開示請求手数料を納めなければならないものとすること。

2　開示決定等の期限の特例が適用された場合に、開示請求者は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの行政文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならないものとすること。

3　開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、開示決定等の通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができるものとすること。

（第十六条関係）

六　内閣総理大臣による同意及び措置要求

1　情報公開・個人情報保護審査会に諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する

裁決又は決定をしようとするときは、原則として、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないものとすること。

2　1の場合において、内閣総理大臣は、同意をすることが適切でないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容に沿った裁決又は決定、公益上の理由による裁量的開示その他の必要な措置を講ずることを求めることができるものとすること。

（第二十一条関係）

七　訴訟

1　情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができるものとすること。

2　情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記録されている情報の内容、三の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分

をすることができるものとすること。

3　情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、2に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書の証拠調べ又は検証をすることができるものとすること。

（第二十二条から第二十四条まで関係）

八　情報提供

1　行政機関の長は、当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報等を記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとすること。

2　行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であって、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法

により提供するよう努めるものとすること。　（第二十五条関係）

九　内閣総理大臣の勧告

内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができるものとすること。　（第二十八条関係）

十　情報公開訴訟に関する規定の準用

七の2及び3の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手続について準用するものとすること。　（第三十条関係）

十一　その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正

一　目的

法の目的に、国民の知る権利の保障を追加するものとすること。

（第一条関係）

二　開示情報の拡大

1　個人に関する情報について、次に掲げる情報を原則として開示するものとすること。

（一）当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の氏名に係る部分

（二）当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会等において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分

2　法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報について、独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、当該条件を付することが合理的であると認められるものを不開示情報とする規定を削除するものとすること。

3　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報について、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそ

れがあるものを不開示情報とする規定を削除するものとすること。

4　独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき原則として開示しなければならないものとすること。

（第五条及び第六条関係）

三　開示決定等の理由等の付記

開示決定等の通知には、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由をできる限り具体的に記載しなければならないものとすること。

（第九条関係）

四　開示決定等の期限

1　開示決定等は、開示請求があった日から十四日（各独立行政法人等につき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。）以内にしなければならないものとするとともに、開示請求者は、開示決定等の期限内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が不開示決定をしたものとみなすことができるものとすること。

2　開示決定等の期限の特例が適用された場合に、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうち

の相当の部分につき開示決定等をした後、残りの法人文書については五の2の規定による予納があった後相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとするとともに、開示請求者は、独立行政法人等が通知した期間（その期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が残りの法人文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとすること。

（第十条及び第十一条関係）

五　手数料

1　会社法第二条第一号に規定する会社等が開示請求をするときは、所要の開示請求手数料を納めなければならないものとすること。

2　開示決定等の期限の特例が適用された場合に、開示請求者は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならないものとすること。

3　開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、開示決定等の通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を

求めることができるものとすること。

（第十七条関係）

六　訴訟

1　情報公開訴訟は、行政事件訴訟法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも、提起することができるものとすること。

2　情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした独立行政法人等に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、三の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができるものとすること。

3　情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、2に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書の証拠調べ又は検証をすることができるものとすること。

（第二十一条から第二十三条まで関係）

七　情報提供

独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であって、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとすること。

（第二十四条関係）

八　その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第三　内閣府設置法の一部改正

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る事務を総務省から内閣府に移管することに伴い、内閣府の所掌事務に、行政機関及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務を追加するものとすること。

（第四条関係）

二　内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣府の所掌事務の一部を分掌させることができるものとすること。（第六十八条関係）

三　その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第四　総務省設置法の一部改正

行政機関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に係る事務を総務省から内閣府に移管することに伴い、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所の事務について所要の規定の整備を行うものとすること。（第二十五条関係）

第五　附則

一　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

二　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとすること。（附則第二条から附則第十七条まで関係）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第一条　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「不服申立て」に、「第四章　補則（第二十二条―第二十六条）」を「第五章　訴訟（第二十二条―第二十四条）

第六章　情報提供（第二十五条）

第七章　補則（第二十六条―第三十一条）」に改める。

第一条中「権利」の下に「及び行政機関の諸活動に関する情報の提供」を、「もって」の下に「国民の知る権利を保障し、」を加え、「の的確な理解と批判の下にある」を「による行政の監視及び国民の行政への参加並びに」に改め、「公正で」の下に「透明性の高い」を加える。

第五条第一号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）」を加え、同号に次のように加える。

ニ　当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

第五条第二号中「次に掲げる」を「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号及び第四号中「相当の」を「十分な」に改め、同条第五号中「、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第六条第一項中「場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる

」を削り、「対し、当該」を「対し、不開示情報が記録されている」に、「部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる」を「不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3　前二項の規定による通知（開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあっては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあっては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に関する理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

第十条第一項中「前条各項」を「前条第一項及び第二項」に、「三十日」を「十四日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であって前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十一条中「開示請求があった日から六十日以内」を「前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内」に、「すべて」を「全て」に、「前条」を「同項及び同条第二項」に改め、「については」の下に「第十六条第五項の規定による予納があった後」を加え、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「本条」を「この項」に改め、同条第二号中「開示決定等をする期限」を「第十六条第五項の規定による予納があった日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「

その旨及び第十六条第五項に規定する見込額」とする。

3　開示請求者は、第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が同項に規定する残りの行政文書（第十六条において単に「残りの行政文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十二条の二第二項中「みなして、独立行政法人等情報公開法」の下に「（第十七条第一項を除く。）」を加え、「第四条第二項」とあるのは」を「第四条第二項」とあるのは、」に改め、「、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」と」を削る。

第十三条第三項中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第十四条第二項中「受ける」の下に「ことができることとなった」を加え、同条第三項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者」を「次に掲げる者が開示請求をするとき」に改め、「、それぞれ」を削り、「又は開示の実施に係る手数料」を「（第八項において「開示請求手数料」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

二　営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三　会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員

第十六条第三項中「第一項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

第十六条に次の四項を加える。

5　第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6　前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7　第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に基づき行政文書の開示を

受けることができることとなった者が第十四条第三項に規定する期間内に同条第二項の規定による申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

8　開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができる。

「第三章　不服申立て等」を「第三章　不服申立て」に改める。

第十八条第二号中「及び第二十条」を「、第二十条及び第二十一条」に、「又は変更し」を「、又は変更し」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てがあった日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第二十一条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の規定により補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮問まで

の期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

第十九条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（内閣総理大臣による同意及び措置要求）

第二十一条　第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関（会計検査院を除く。以下この条及び第二十八条において同じ。）の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2　前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして同意をすることが適切でないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

3　行政機関の長は、前項の要求があったときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。

第二十六条を第三十一条とする。

第二十五条中「のっとり、」の下に「情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。）の制定その他の」を加え、同条を第二十九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（情報公開訴訟に関する規定の準用）

第三十条　第二十三条及び第二十四条の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手続について準用する。

第二十三条及び第二十四条を削る。

第二十二条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の二条を加える。

（施行状況の報告等）

第二十七条　行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければ

ならない。

2　内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第二項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項）を公表しなければならない。

（内閣総理大臣の勧告）

第二十八条　内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

第四章を第六章とし、第三章の次に次の二章を加える。

第四章　訴訟

（管轄及び移送の特例）

第二十二条　開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において

同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2　前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（釈明処分の特例）

第二十三条　情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書

に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

（口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ）

第二十四条　情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2　裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

3　第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

4　裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

第五章　情報提供

第二十五条　行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一　当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報

二　当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報

三　当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報

四　当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報

五　当該行政機関の所管に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報

イ　独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの

ロ　当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの

ハ　イ又はロに掲げる法人に類するものとして政令で定める法人

2　行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であって、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3　前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正）

第二条　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

目次中　「第三章　異議申立て等（第十八条―第二十一条）
第四章　情報提供（第二十二条）
第五章　補則（第二十三条―第二十五条）」を
「第三章　異議申立て（第十八条―第二十一条）
第四章　訴訟（第二十一条―第二十三条）
第五章　情報提供（第二十四条）
第六章　補則（第二十五条―第二十七条）」
に改める。

第一条中「もって」の下に「国民の知る権利を保障し、」を加える。

第五条第一号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を公にすることに

より、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）」を加え、同号に次のように加える。

ニ　当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

第五条第二号中「次に掲げる」を「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第三号中「、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第六条第一項中「場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる」を削り、「対し、当該」を「対し、不開示情報が記録されている」に、「部分を除いた部分に有意の情

報が記録されていないと認められる」を「不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である」に改める。

第九条に次の一項を加える。

3　前二項の規定による通知（開示請求に係る法人文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあっては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る法人文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあっては当該法人文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の法人文書の保有の有無に関する理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

第十条第一項中「前条各項」を「前条第一項及び第二項」に、「三十日」を「十四日（各独立行政法人等につき独立行政法人通則法第五十八条第一項又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定に基づき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3　開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であって前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、独立行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十一条中「開示請求があった日から六十日以内」を「前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内」に、「すべて」を「全て」に、「前条」を「同項及び同条第二項」に改め、「については」の下に「第十七条第五項の規定による予納があった後」を加え、「同条第一項」を「前条第一項」に改め、同条第一号中「本条」を「この項」に改め、同条第二号中「開示決定等をする期限」を「第十七条第五項の規定による予納があった日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間」に改め、同条に次の二項を加える。

2　前項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは

「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額」とする。

3　開示請求者は、第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が同項に規定する残りの法人文書（第十七条において単に「残りの法人文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十三条第二項中「みなして、行政機関情報公開法」の下に「（第十六条第一項を除く。）」を加え、「第四条第二項」とあるのは「第四条第二項」とあるのは、」に改め、「、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」と」を削る。

第十五条第三項中「受ける」の下に「ことができることとなった」を加え、同条第四項中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者」を「次に掲げる者が開示請求をするとき」に改め、「、それぞれ」を削り、「又は開示の実施に係る手数料」を「（第九項において「開

示請求手数料」という。）」に改め、同項に次の各号を加える。

一　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

二　営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三　会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員

第十七条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に、「第一項の手数料」を「開示実施手数料」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の五項を加える。

5　第十一条第一項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、独立行政法人等の定めるところにより、第九条第一項又は第

二項の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならない。

6　前項の見込額は、残りの法人文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第五項に規定する見込額を参酌して、独立行政法人等が定める。

7　第五項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの法人文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、独立行政法人等の定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

8　第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、独立行政法人等の定めるところにより、還付する。ただし、残りの法人文書についての開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができることとなった者が第十五条第四項に規定する期間内に同条第三項の規定による申出をしない場合において、独立行政法人等が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

9　開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞ

れ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を求めることができる。

第十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「第十六条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

「第三章　異議申立て等」を「第三章　異議申立て」に改める。

第十八条第二項第二号中「又は」を「、又は」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、当該諮問に係る異議申立てがあった日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十一条の規定により補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十六条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

第二十一条を削る。

第二十五条を第二十七条とする。

第二十四条を削る。

第二十三条第二項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（施行状況の報告等）

第二十六条　独立行政法人等は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項）を公表しなければならない。

第五章を第六章とする。

第二十二条第一項中「作成し、適時に」を「適時に、国民に分かりやすい形で」に改め、同条第二項中

「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であって、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

第四章中第二十二条を第二十四条とし、同章を第五章とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章　訴訟

（管轄及び移送の特例）

第二十一条　開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2　前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（釈明処分の特例）

第二十二条　情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、被告に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

（口頭弁論の期日外における法人文書の証拠調べ）

第二十三条　情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2　裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された法人文書の開示を求めることができない。

3　第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

4　裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該法人文書を再度提示させることができる。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十七条」を「第六十八条」に改める。

第四条第三項第二十八号中「はく奪」を「剝奪」に改め、同項第四十一号の次に次の一号を加える。

四十一の二　行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

本則に次の一条を加える。

（事務の分掌）

第六十八条　内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第四十一号の二に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二十六条第二項の案内所

二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十五条第二項の案内所

（総務省設置法の一部改正）

第四条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「掲げる事務」の下に「並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務」を加え、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（第三項及び第四項において「新行政機関情報公開法」という。）第二章の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示請求（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に、法人等（同法第五条第二号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、行政機関（同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合における第一条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧行政機関情報公開法」という。）第五条第二号（施行日以後にされた利用請求（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項及び次条第二項において

「公文書管理法」という。）第十六条第二項に規定する利用請求をいう。次条第二項及び附則第九条第一項において同じ。）に係る特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。次条第二項において同じ。）について公文書管理法第十六条第一項第一号ロにおいて引用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3　新行政機関情報公開法第十八条第二項及び第二十一条の規定は、それぞれ、施行日以後にされた諮問（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条第一項の規定による諮問をいう。以下この項において同じ。）及び当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定について適用し、施行日前にされた諮問及び当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定については、なお従前の例による。

4　新行政機関情報公開法第四章及び第三十条の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧行政機関情報公開法第二十一条の規定により生じた効力を妨げない。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（第三項及び第四項において「新独立行政法人等情報公開法」という。）第二章の規定は、施行日以後にされた開示請求（

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第四条第一項に規定する開示請求をいう。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する法人文書をいう。）に、法人等（同法第五条第二号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、独立行政法人等（同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合における第二条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧独立行政法人等情報公開法」という。）第五条第二号（施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等について公文書管理法第十六条第一項第二号ロにおいて引用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3　新独立行政法人等情報公開法第十八条第三項の規定は、施行日以後にされた諮問（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定による諮問をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前にされた諮問については、なお従前の例による。

4　新独立行政法人等情報公開法第四章の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧独立行政法人等情報公開法第二十一条の規定により生じた効力を妨げない。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第四条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）」を加え、同号に次のように加える。

ニ　当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を開示することにより、当該個人

の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

第十四条第三号中「次に掲げる」を「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第四号及び第五号中「相当の」を「十分な」に改め、同条第六号中「、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第十五条第一項中「場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」を削り、「当該」を「不開示情報に該当する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五条　前条の規定による改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条及び第十五条の規定は、施行日以後にされた開示請求（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第二項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る保有個人情報（行政機関の保有する個人

情報の保護に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）に、法人等（同法第十四条第三号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は開示請求者（同法第十三条第三項に規定する開示請求者をいう。）以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、行政機関（同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。）の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが含まれている場合における前条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定の適用については、なお従前の例による。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第六条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号ハ中「職及び」の下に「氏名並びに」を、「部分」の下に「（当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）」を加え、同号に次のように加える。

ニ　当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

第十四条第三号中「次に掲げる」を「開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」に改め、同号イ及びロを削り、同条第四号中「、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を削る。

第十五条第一項中「場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる」を削り、「当該」を「不開示情報に該当する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正後の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条及び第

十五条の規定は、施行日以後にされた開示請求（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十二条第二項に規定する開示請求をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

2　前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る保有個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）に、法人等（同法第十四条第三号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は開示請求者（同法第十三条第三項に規定する開示請求者をいう。）以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、独立行政法人等（同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが含まれている場合における前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定の適用については、なお従前の例による。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第八条　公文書等の管理に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号ハ及びニ中「相当の」を「十分な」に改め、同条第三項中「係る情報」の下に「

（以下この項において「利用制限情報」という。）」を加え、「を容易に区分して除くことができる」を「以外の部分がある」に改め、「除いた部分を」を削り、「部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる」を「利用制限情報が記録されている部分を区分して除くことが困難である」に改める。

第二十二条に次の一項を加える。

2　独立行政法人等情報公開法第二十二条及び第二十三条の規定は、利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第二十二条中「情報公開訴訟において」とあるのは「利用請求訴訟（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第十六条第二項に規定する利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）をいう。以下同じ。）において」と、「情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項」とあるのは「利用請求訴訟に係る特定歴史

公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）に記録されている情報の内容」と、独立行政法人等情報公開法第二十三条第一項中「情報公開訴訟」とあるのは「利用請求訴訟」と、「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用された前条」と、同項並びに同条第二項及び第四項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用された第一項」と読み替えるものとする。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条　前条の規定による改正後の公文書等の管理に関する法律（次項において「新公文書管理法」という。）第十六条の規定は、施行日以後にされた利用請求について適用し、施行日前にされた利用請求については、なお従前の例による。

2　新公文書管理法第二十二条第二項の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。

（会計検査院法の一部改正）

第十条　会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

第十九条の五中「三十万円」を「五十万円」に改める。

（政治資金規正法の一部改正）

第十一条　政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十六第十項中「規定する不開示情報」の下に「（以下この項及び第十三項において「不開示情報」という。）」を加え、同条第十一項中「三十日」を「十四日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）」に改め、同条第二十一項及び第二十二項を削り、同条第二十項を同条第三十二項とし、同条第十九項中「開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ」を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項各号に掲げる者が開示請求をするときは」に、「又は開示の実施に係る手数料」を「（第三十一項において「開示請求手数料」という。）」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の五項を加える。

27　少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、開示実施手数料（開示の実施

に係る手数料であつて、その額につき、総務大臣に対する開示請求にあつては実費の範囲内において政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては実費の範囲内において当該都道府県の条例で、それぞれ定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納めなければならない。

28　第十六項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第十一項の規定による当該開示決定の通知があつた日から三十日以内に、見込額（残りの少額領収書等の写しの全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で、総務大臣に対する開示請求にあつては政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては当該都道府県の条例で、それぞれ定める額をいう。次項及び第三十項において同じ。）を予納しなければならない。

29　前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの少額領収書等の写しについて納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

30　第二十八項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令

で定めるところにより、還付する。ただし、残りの少額領収書等の写しについての開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができることとなつた者が第二十一項に規定する期間内に第二十項の規定による申出をしない場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

31　開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、第十一項若しくは第十二項の規定による通知に係る書面又は少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めることができる。この場合において、総務大臣に対して開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納めなければならない。

第十九条の十六中第十八項を第二十五項とし、第十七項を第二十四項とし、第十六項を第二十三項とし、第十五項を第十九項とし、同項の次に次の三項を加える。

20　開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができることとなつた者は、政令で定める

ところにより、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、その求める開示の実施の方法その他の総務省令で定める事項を申し出なければならない。

21　前項の規定による申出は、第十一項の規定による通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

22　開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第十九条の十六第十四項中「第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内にそのすべて」を「第十一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全て」に、「第十一項の決定」を「開示決定」に、「前項」を「同項及び第十四項」に、「当該決定をし」を「開示決定をし」に、「相当の期間内に当該決定」を「第二十八項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定」に改め、同項第一号中「本項」を「この項」に改め、同項第二号中「開示決定をする期限」を「第二十八項の規

定による予納があつた日から開示決定をする日までに要すると認められる期間」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

17　前項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合における第十一項の規定の適用については、同項中「その旨及び」とあるのは、「その旨及び第二十八項に規定する見込額その他」とする。

18　開示請求者は、第十六項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間）内に開示決定がされない場合には、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項に規定する残りの少額領収書等の写し（以下この条において単に「残りの少額領収書等の写し」という。）について第十二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十九条の十六第十三項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　開示請求者は、第十一項に規定する期間内に同項の決定（以下この条において「開示決定」という。）がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定がされない場合には、次項後段の規定による通知を受けた場合を除き、総務大臣又は都道府県の

選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しについて第十二項の決定をしたものとみなすことができる。

第十九条の十六第十二項の次に次の一項を加える。

13　前二項の規定による通知（開示請求に係る少額領収書等の写しの全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（当該少額領収書等の写しに不開示情報が記録されていることを当該決定の根拠とする場合にあつては、不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる行政機関の保有する情報の公開に関する法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

第十九条の十六に次の二項を加える。

33　開示決定若しくは第十二項の決定又はこれらに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）のうち国を被告とするものは、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項にお

いて「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

34　前項の規定により特定地方裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る少額領収書等開示訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

第二十条の三第二項中「から三十日以内」とあるのは「」とあるのは」に、「から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があった日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」を「」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「第一項に」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み

替えられた第一項に」と、同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」に改める。

（政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　前条の規定による改正後の政治資金規正法（次項及び第三項において「新政治資金規正法」という。）第十九条の十六（第三十三項及び第三十四項を除く。）の規定は、施行日以後に少額領収書等の写しの開示請求（政治資金規正法第十九条の十六第二項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）があった場合について適用し、施行日前に少額領収書等の写しの開示請求があった場合については、なお従前の例による。

2　新政治資金規正法第十九条の十六第三十三項及び第三十四項の規定は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、前条の規定による改正前の政治資金規正法第十九条の十六第二十一項及び第二十二項の規定により生じた効力を妨げない。

3　新政治資金規正法第二十条の三第二項の規定は、施行日以後に開示の請求（政治資金規正法第二十条の三第一項に規定する開示の請求をいう。以下この項において同じ。）があった場合について適用し、施行

日前に開示の請求があった場合については、なお従前の例による。

（政党助成法の一部改正）

第十三条　政党助成法（平成六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第二項中「から三十日以内」とあるのは「」とあるのは」に、「から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があった日から六十日以内」とあるのは「政党助成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」を「」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「第一項に」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた第一項に」と、同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた前条第一項」に改める。

（政党助成法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の政党助成法第三十二条の二第二項の規定は、施行日以後に開示の請求（政党助成法第三十二条の二第一項に規定する開示の請求をいう。以下この条において同じ。）があった

場合について適用し、施行日前に開示の請求があった場合については、なお従前の例による。

（民事訴訟法の一部改正）

第十五条　民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十三条第四項中「相当の」を「十分な」に改める。

（民事訴訟法の一部改正に伴う経過措置）

第十六条　前条の規定による改正後の民事訴訟法の規定は、施行日前にされた文書提出命令の申立てにも適用する。ただし、同条の規定による改正前の民事訴訟法の規定により生じた効力を妨げない。

（情報公開・個人情報保護審査会設置法の一部改正）

第十七条　情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号及び第八条第一項第一号中「第十八条」を「第十八条第一項」に改める。

理　由

国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣による同意及び措置要求制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第一条関係）……1
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（第二条関係）……20
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第三条関係）……36
○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第四条関係）……39
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（附則第四条関係）……40
○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第六条関係）……44
○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（附則第八条関係）……47
○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（附則第十条関係）……50
○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（附則第十一条関係）……51
○政党助成法（平成六年法律第五号）（附則第十三条関係）……59
○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（附則第十五条関係）……60
○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（附則第十七条関係）……62

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	公文書等の管理に関する法律による改正後
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　行政文書の開示（第三条―第十七条） 第三章　不服申立て（第十八条―第二十一条） 第四章　訴訟（第二十二条―第二十四条） 第五章　情報提供（第二十五条） 第六章　補則（第二十六条―第三十一条） 附則	目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　行政文書の開示（第三条―第十七条） 第三章　不服申立て等（第十八条―第二十一条） 第四章　補則（第二十二条―第二十六条） 附則
第一章　総則	第一章　（同上）
（目的） 第一条　この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することを目的とする。	（目的） 第一条　この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。
第二章　行政文書の開示	第二章　（同上）

（行政文書の開示義務）

第五条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並び

（行政文書の開示義務）

第五条　（同上）

一　（同上）

イ　（同上）

ロ　（同上）

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並び

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

二　当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

に地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

三　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

四　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

五　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六　（略）

（部分開示）

第六条　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六　（略）

（部分開示）

第六条　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示

情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2　（略）

（開示請求に対する措置）

第九条　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3　前二項の規定による通知（開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあつては当該行政文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に関

情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2　（略）

（開示請求に対する措置）

第九条　（同上）

2　（同上）

する理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条　前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から十四日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3　開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であって前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

（開示決定等の期限の特例）

第十一条　開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずる

（開示決定等の期限）

第十条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　（同上）

（開示決定等の期限の特例）

第十一条　開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある

おそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については第十六条第五項の規定による予納があった後相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　この項を適用する旨及びその理由

二　残りの行政文書について第十六条第五項の規定による予納があった日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

2　前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額」とする。

3　開示請求者は、第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が同項に規定する残りの行政文書（第十六条において単に「残りの行政文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

（独立行政法人等への事案の移送）

場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　本条を適用する旨及びその理由

二　残りの行政文書について開示決定等をする期限

（独立行政法人等への事案の移送）

第十二条の二　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法（第十七条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」とする。

3　（略）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条　（略）

2　（略）

第十二条の二　（同上）

2　前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3　（略）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条　（略）

2　（略）

3　行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条第一項及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十四条　（略）

2　開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなった者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3　前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4　（略）

（手数料）

第十六条　次に掲げる者が開示請求をするときは、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に

3　行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十四条　（略）

2　開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3　前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4　（略）

（手数料）

第十六条　開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令

係る手数料（第八項において「開示請求手数料」という。）を納めなければならない。

一　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

二　営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三　会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員

2　行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

3　開示実施手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

4　行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5　第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2　前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3　行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

料の額の範囲内で政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」という。）を予納しなければならない。

6 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

7 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなった者が第十四条第三項に規定する期間内に同条第二項の規定による申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

8 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができる。

第三章　不服申立て

（審査会への諮問）

第十八条　開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立て

第三章　不服申立て等

（審査会への諮問）

第十八条　（同上）

に対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一　不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二　裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号、第二十条及び第二十一条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2　前項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る不服申立てがあった日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第二十一条（同法第四十八条において準用する場合を含む。）の規定により補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第十九条　前条第一項の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一～三　（略）

一　（同上）

二　裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第十九条　前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一～三　（略）

（内閣総理大臣による同意及び措置要求）

第二十一条　第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関（会計検査院を除く。以下この条及び第二十八条において同じ。）の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2　前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして同意をすることが適切でないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

3　行政機関の長は、前項の要求があったときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。

（訴訟の移送の特例）

第二十一条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2　前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章　訴訟

（管轄及び移送の特例）

第二十二条　開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2　前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（釈明処分の特例）

第二十三条　情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭

にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

（口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ）

第二十四条　情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2　裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

3　第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

4　裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる

。

第五章　情報提供

第二十五条　行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一　当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報

二　当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報

三　当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報

四　当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報

五　当該行政機関の所管に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報

イ　独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの

ロ　当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの

ハ　イ又はロに掲げる法人に類するものとして政令で定める法人

2　行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であって、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3　前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章　補則

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十六条　行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律第七条第二項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2　内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

第四章　（同上）

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十二条　（同上）

2　総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

（施行の状況の公表）

第二十三条　総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の

（施行状況の報告等）

第二十七条　行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第二項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項）を公表しなければならない。

（内閣総理大臣の勧告）

第二十八条　内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

（地方公共団体の情報公開）

状況について報告を求めることができる。

2　総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）

第二十四条　政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（地方公共団体の情報公開）

第二十九条　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。）の制定その他のその保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（情報公開訴訟に関する規定の準用）

第三十条　第二十三条及び第二十四条の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟の手続について準用する。

（政令への委任）

第三十一条　（略）

第二十五条　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

（政令への委任）

第二十六条　（略）

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）（第二条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	公文書等の管理に関する法律による改正後
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　法人文書の開示（第三条―第十七条） 第三章　異議申立て（第十八条―第二十条） 第四章　訴訟（第二十一条―第二十三条） 第五章　情報提供（第二十四条） 第六章　補則（第二十五条―第二十七条） 附則	目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　法人文書の開示（第三条―第十七条） 第三章　異議申立て等（第十八条―第二十一条） 第四章　情報提供（第二十二条） 第五章　補則（第二十三条―第二十五条） 附則
第一章　総則	第一章　（同上）
（目的） 第一条　この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって国民の知る権利を保障し、独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。	（目的） 第一条　この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。
第二章　法人文書の開示	第二章　（同上）
（法人文書の開示義務）	（法人文書の開示義務）

第五条　独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏

第五条　（同上）

一　（同上）

イ　（同上）

ロ　（同上）

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当

名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

二　当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

該職務遂行の内容に係る部分

二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を

三　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四　（略）

（部分開示）

第六条　独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2　（略）

（開示請求に対する措置）

第九条　独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2　独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しな

付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四　（略）

（部分開示）

第六条　独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2　（略）

（開示請求に対する措置）

第九条　（同上）

2　（同上）

いとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3　前二項の規定による通知（開示請求に係る法人文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあっては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る法人文書を保有していないことを当該決定の根拠とする場合にあっては当該法人文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の法人文書の保有の有無に関する理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条　前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から十四日（各独立行政法人等につき独立行政法人通則法第五十八条第一項又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定に基づき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。）以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日

（開示決定等の期限）

第十条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　（同上）

以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、独立行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

（開示決定等の期限の特例）

第十一条　開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については第十七条第五項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　この項を適用する旨及びその理由

二　残りの法人文書について第十七条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

（開示決定等の期限の特例）

第十一条　開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　本条を適用する旨及びその理由

二　残りの法人文書について開示決定等をする期限

2　前項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額」とする。

3　開示請求者は、第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が同項に規定する残りの法人文書（第十七条において単に「残りの法人文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

（行政機関の長への事案の移送）

第十三条　独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第三条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一～四　（略）

2　前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公

（行政機関の長への事案の移送）

第十三条　（同上）

一～四　（略）

2　前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公

開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法（第十六条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」とする。

3　（略）

（開示の実施）

第十五条　（略）

2　（略）

3　開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができることとなった者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4　前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5　（略）

（手数料）

開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3　（略）

（開示の実施）

第十五条　（略）

2　（略）

3　開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4　前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5　（略）

（手数料）

第十七条　次に掲げる者が開示請求をするときは、独立行政法人等の定めるところにより、開示請求に係る手数料（第九項において「開示請求手数料」という。）を納めなければならない。

一　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

二　営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三　会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員

2　法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

3　前二項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項及び第二項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

4　独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第四項の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

5　第十一条第一項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、独立行政法人等の定めるところにより、第九条第

第十七条　開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3　独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があった日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならない。

6 前項の見込額は、残りの法人文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第五項に規定する見込額を参酌して、独立行政法人等が定める。

7 第五項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの法人文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、独立行政法人等の定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

8 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、独立行政法人等の定めるところにより、還付する。ただし、残りの法人文書についての開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができることとなった者が第十五条第四項に規定する期間内に同条第三項の規定による申出をしない場合において、独立行政法人等が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

9 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を求めることができる。

10 独立行政法人等は、前各項の規定による定めを一般の閲覧に供

4 独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供

しなければならない。

第三章　異議申立て

（異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第十八条　開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

2　開示決定等について異議申立てがあったときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一　異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二　決定で、異議申立てに係る開示決定等（開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

3　前項の規定により諮問をした独立行政法人等は、当該諮問に係る異議申立てがあった日から当該諮問をした日までの期間（行政不服審査法第四十八条において準用する同法第二十一条の規定により補正を命じた場合にあっては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。）が九十日を超えた場合には、第二十六条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載し

しなければならない。

第三章　異議申立て等

（異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第十八条　（同上）

2　（同上）

二　決定で、異議申立てに係る開示決定等（開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

なければならない。

第四章　訴訟

（管轄及び移送の特例）

（訴訟の移送の特例）

第二十一条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2　前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第二十一条　開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2　前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（釈明処分の特例）

第二十二条　情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、被告に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理し

た資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

（口頭弁論の期日外における法人文書の証拠調べ）

第二十三条　情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2　裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された法人文書の開示を求めることができない。

3　第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

4　裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該法人文書を再度提示させることができる。

第五章　情報提供

第四章　（同上）

第二十四条　独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一　当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二　当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三　当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2　独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であって、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3　前二項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章　補則

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十五条　独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に

第二十二条　独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一　（同上）

二　（同上）

三　（同上）

2　前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第五章　（同上）

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十三条　（同上）

関する法律第十一条第三項に規定するもののほか、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2　内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

（施行状況の報告等）

第二十六条　独立行政法人等は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2　内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十八条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項）を公表しなければならない。

（政令への委任）

第二十七条　（略）

2　総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

（施行の状況の公表）

第二十四条　総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2　総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（政令への委任）

第二十五条　（略）

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	公文書等の管理に関する法律による改正後
目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第六十五条―第六十八条） 附則	目次 第一章～第三章　（略） 第四章　雑則（第六十五条―第六十七条） 附則
第二章　内閣府の設置並びに任務及び所掌事務	第二章　（同上）
（所掌事務） 第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。	（所掌事務） 第四条　（同上）
一～十八　（略）	一～十八　（略）
2　前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。	2　（同上）
3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達	3　（同上）

成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～二十七の三　（略）

二十八　栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及び剝奪の審査並びに伝達に関すること。

二十九～四十一　（略）

四十一の二　行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四十二～六十二　（略）

第四章　雑則

（事務の分掌）

第六十八条　内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第四十一号の二に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二十六条第二項の案内所

二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十五

一～二十七の三　（略）

二十八　栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関すること。

二十九～四十一　（略）

四十二～六十二　（略）

第四章　（同上）

条第二項の案内所

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	公文書等の管理に関する法律による改正後
（管区行政評価局等） 第二十五条　管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務を分掌する。 2　総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあっては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。 一・二　（略） 3　管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。 4～6　（略）	（管区行政評価局等） 第二十五条　管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務を分掌する。 2　（同上） 一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二十二条第二項の案内所 二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二十三条第二項の案内所 三・四　（略） 3～5　（略）

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（保有個人情報の開示義務） 第十四条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一　（略） 二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ・ロ　（略） ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行	（保有個人情報の開示義務） 第十四条　（同上） 一　（略） 二　（同上） イ・ロ　（略） ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行

政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

二　当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競

四　開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

五　開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七　（略）

（部分開示）

第十五条　行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているときは、開示請求者に対し、不開示情報に該

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四　開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五　開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七　（略）

（部分開示）

第十五条　行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を

当する部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2　（略）

容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2　（略）

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（附則第六条関係）　（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（保有個人情報の開示義務） 第十四条　独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一　（略） 二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及	（保有個人情報の開示義務） 第十四条　（同上） 一　（略） 二　（同上） イ　（同上） ロ　（同上） ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及

び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

二　当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

を除く。

四　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五　（略）

（部分開示）

第十五条　独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているときは、開示請求者に対し、不開示情報に該当する部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2　（略）

イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五　（略）

（部分開示）

第十五条　独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2　（略）

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い） 第十六条　国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。 一　当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合 イ　行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報 ロ　行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報 ハ　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報 ニ　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報 二～五　（略） 2　（略）	（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い） 第十六条　（同上） 一　（同上） イ　（同上） ロ　（同上） ハ　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 ニ　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 二～五　（略） 2　（略）

3　国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報（以下この項において「利用制限情報」という。）が記録されている部分以外の部分があるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を利用させなければならない。ただし、当該利用制限情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用）

第二十二条　（略）

2　独立行政法人等情報公開法第二十二条及び第二十三条の規定は、利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第二十二条中「情報公開訴訟において」とあるのは「利用請求訴訟（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第十六条第二項に規定する利用請求に対する処分又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）をいう。以下同じ。）において」と、「情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項」とあるのは「利用請求訴訟に係る特定歴史公文書等（公文書管

3　国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用）

第二十二条　（略）

理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）に記録されている情報の内容」と、独立行政法人等情報公開法第二十三条第一項中「情報公開訴訟」とあるのは「利用請求訴訟」と、「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用された前条」と、同項並びに同条第二項及び第四項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用された第一項」と読み替えるものとする。

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
第十九条の二　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条第一項及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。 ②・③　（略） 第十九条の五　第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第十九条の二　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。 ②・③　（略） 第十九条の五　第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示） 第十九条の十六　（略） 2～9　（略） 10　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報（以下この項及び第十三項において「不開示情報」という。）が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。 11　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日（第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日）から十四日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。	（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示） 第十九条の十六　（略） 2～9　（略） 10　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。 11　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日（第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日）から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

12　（略）

13　前二項の規定による通知（開示請求に係る少額領収書等の写しの全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（当該少額領収書等の写しに不開示情報が記録されていることを当該決定の根拠とする場合にあつては、不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる行政機関の保有する情報の公開に関する法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

14　（略）

15　開示請求者は、第十一項に規定する期間内に同項の決定（以下この条において「開示決定」という。）がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき、又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定がされない場合には、次項後段の規定による通知を受けた場合を除き、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しについて第十二項の決定をしたものとみなすことができる。

16　開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第十一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び第十四項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定をし、残りの少額領収書等の写しについては第二十八項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定をすれば足りる。こ

12　（略）

13　（略）

14　開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内にそのすべてについて第十一項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの少額領収書等の写しについては相当の期間内に当該決定をすれば足りる。この場合において、総

の場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第十一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　この項を適用する旨及びその理由

二　残りの少額領収書等の写しについて第二十八項の規定による予納があつた日から開示決定をする日までに要すると認められる期間

17　前項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合における第十一項の規定の適用については、同項中「その旨及び」とあるのは、「その旨及び第二十八項に規定する見込額その他」とする。

18　開示請求者は、第十六項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間）内に開示決定がされない場合には、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項に規定する残りの少額領収書等の写し（以下この条において単に「残りの少額領収書等の写し」という。）について第十二項の決定をしたものとみなすことができる。

19　（略）

20　開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができることとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、その求める開示の実施の方法その他の総務省令で定める事項を申し出なければならない。

21　前項の規定による申出は、第十一項の規定による通知があつた

務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第十一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　本項を適用する旨及びその理由

二　残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限

15　（略）

日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

22 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

23～25 （略）

26 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項各号に掲げる者が開示請求をするときは、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料（第三十一項において「開示請求手数料」という。）を納めなければならない。

27 少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、開示実施手数料（開示の実施に係る手数料であつて、その額につき、総務大臣に対する開示請求にあつては実費の範囲内において政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては実費の範囲内において当該都道府県の条例で、それぞれ定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納めなければならない。

28 第十六項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第十一項の規定による当該開示決定の通知があつた日から

16～18 （略）

19 開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

三十日以内に、見込額（残りの少額領収書等の写しの全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で、総務大臣に対する開示請求にあつては政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては当該都道府県の条例で、それぞれ定める額をいう。次項及び第三十項において同じ。）を予納しなければならない。

29 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの少額領収書等の写しについて納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

30 第二十八項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの少額領収書等の写しについての開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができることとなつた者が第二十一項に規定する期間内に第二十項の規定による申出をしない場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

31 開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、第十一項若しくは第十二項の規定による通知に係る書面又は少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めることができる。この場合において、総務大臣に対して開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要す

る費用を納めなければならない。

32 （略）

33 開示決定若しくは第十二項の決定又はこれらに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）

20 （略）

21 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定（以下この条において「開示決定等」という。）の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

22 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

のうち国を被告とするものは、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

34 前項の規定により特定地方裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る少額領収書等開示訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（収支報告書等に係る情報の公開）

第二十条の三　第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において「収支報告書等」という。）で第二十条第一項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2　前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保

（収支報告書等に係る情報の公開）

第二十条の三　（同上）

2　前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保

有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があった日」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「第一項に」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項に」と、同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政治資金規正法第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項」とする。

3　都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があった日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があった日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3　（同上）

○政党助成法（平成六年法律第五号）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（報告書等に係る情報の公開） 第三十二条の二　定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書で第三十一条の規定により当該定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第三条の規定による開示の請求があった場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。 2　前項に規定する開示の請求があった場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があった日」とあるのは「政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要旨が公表された日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「第一項に」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた第一項に」と、同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた前条第一項」とする。 3　都道府県は、第一項の規定の例により、都道府県提出文書に係る情報の開示を行うものとする。	（報告書等に係る情報の公開） 第三十二条の二　（同上） 2　前項に規定する開示の請求があった場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があった日から三十日以内」とあるのは「政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があった日から六十日以内」とあるのは「政党助成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。 3　（同上）

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（附則第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（文書提出命令等） 第二百二十三条　裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。 ２　裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。 ３　裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあった場合には、その申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。 ４　前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判	（文書提出命令等） 第二百二十三条　（同上） ２　（同上） ３　（同上） ４　前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判

所は、その意見について十分な理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。 一　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ 二　犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ 5～7　（略）	所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。 一　（同上） 二　（同上） 5～7　（略）

○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（附則第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（設置） 第二条　次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条第一項 二～四　（略）	（設置） 第二条　（同上） 一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条 二～四　（略）
（定義） 第八条　この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。 一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条第一項の規定により審査会に諮問をした行政機関の長 二～四　（略） 2・3　（略）	（定義） 第八条　（同上） 一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長 二～四　（略） 2・3　（略）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文

目次

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）……1
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）……8
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）……17
○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）……18
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）……19
○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）……21
○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）……22
○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）……24
○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（抄）……24
○政党助成法（平成六年法律第五号）（抄）……27
○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）……28
○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）……29

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　行政文書の開示（第三条―第十七条）
第三章　不服申立て等（第十八条―第二十一条）
第四章　補則（第二十二条―第二十六条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

2　この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

三　政令で定める研究所その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

第二章　行政文書の開示

（開示請求権）

第三条　何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長（前条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあっては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。）に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第四条　前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を行政機関の長に提出してしなければならない。

一　開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二　行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2　行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（行政文書の開示義務）

第五条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、

公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第六条　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2　開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）
第七条　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。
（行政文書の存否に関する情報）
第八条　開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。
（開示請求に対する措置）
第九条　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。
2　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
（開示決定等の期限）
第十条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
2　前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
（開示決定等の期限の特例）
第十一条　開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
一　本条を適用する旨及びその理由
二　残りの行政文書について開示決定等をする期限
（事案の移送）
第十二条　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が他の行政機関により作成されたものであるときその他他の行政機関の長において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知

しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（独立行政法人等への事案の移送）

第十二条の二　行政機関の長は、開示請求に係る行政文書が独立行政法人等により作成されたものであるときその他独立行政法人等において独立行政法人等情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3　第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十三条　開示請求に係る行政文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一　第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二　第三者に関する情報が記録されている行政文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3　行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十四条　行政文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して政令で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、行政機関の長は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2　開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3　前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4　開示決定に基づき行政文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、行政機関の長に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（他の法令による開示の実施との調整）

第十五条　行政機関の長は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第十六条　開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2　前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

3　行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

（権限又は事務の委任）

第十七条　行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、この章に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

第三章　不服申立て等

（審査会への諮問）

第十八条　開示決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院の長である場合にあっては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

一　不服申立てが不適法であり、却下するとき。

二　裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第十九条　前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一　不服申立人及び参加人

二　開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

三　当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第二十条　第十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

一　開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定

二　不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（訴訟の移送の特例）

第二十一条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する裁決若しくは決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2　前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決若しくは決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章　補則

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）
第二十二条　行政機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関する法律第七条第二項に規定するもののほか、当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。
2　総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。
（施行の状況の公表）
第二十三条　総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。
2　総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。
（行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）
第二十四条　政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。
（地方公共団体の情報公開）
第二十五条　地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。
（政令への委任）
第二十六条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　法人文書の開示（第三条―第十七条）
第三章　異議申立て等（第十八条―第二十一条）
第四章　情報提供（第二十二条）
第五章　補則（第二十三条―第二十五条）
附則

第一章　総則

（目的）
第一条　この法律は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

2　この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一　官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第七項に規定する特定歴史公文書等

三　政令で定める博物館その他の施設において、政令で定めるところにより、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

四　別表第二の上欄に掲げる独立行政法人等が保有している文書、図画及び電磁的記録であって、政令で定めるところにより、専ら同表下欄に掲げる業務に係るものとして、同欄に掲げる業務以外の業務に係るものと区分されるもの

第二章　法人文書の開示

（開示請求権）

第三条　何人も、この法律の定めるところにより、独立行政法人等に対し、当該独立行政法人等の保有する法人文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第四条　前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を独立行政法人等に提出してしなければならない。

一　開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二　法人文書の名称その他の開示請求に係る法人文書を特定するに足りる事項

2　独立行政法人等は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（法人文書の開示義務）

第五条　独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一　個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができること

となるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第六条　独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2　開示請求に係る法人文書に前条第一号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による裁量的開示）

第七条　独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該法人文書を開示することができる。

（法人文書の存否に関する情報）

第八条　開示請求に対し、当該開示請求に係る法人文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、独立行政法人等は、当該法人文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第九条　独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。

2　独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る法人文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条　前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、独立行政法人等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第十一条　開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を

することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　本条を適用する旨及びその理由

二　残りの法人文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第十二条　独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書が他の独立行政法人等により作成されたものであるときその他他の独立行政法人等において開示決定等をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の独立行政法人等と協議の上、当該他の独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた独立行政法人等において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等が移送前にした行為は、移送を受けた独立行政法人等がしたものとみなす。

3　前項の場合において、移送を受けた独立行政法人等が、第九条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該独立行政法人等は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（行政機関の長への事案の移送）

第十三条　独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「行政機関情報公開法」という。）第二条に規定する行政機関の長をいう。以下この条において同じ。）と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

一　開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるとき。

二　開示請求に係る法人文書に記録されている情報を公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

三　開示請求に係る法人文書が行政機関（行政機関情報公開法第二条第一項に規定する行政機関をいう。次項において同じ。）により作成されたものであるとき。

四　その他行政機関の長において行政機関情報公開法第十条第一項に規定する開示決定等をすることにつき正当な理由があるとき。

2　前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開

法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3　第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた行政機関の長が開示の実施をするときは、移送をした独立行政法人等は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第十四条　開示請求に係る法人文書に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第十九条及び第二十条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、独立行政法人等は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2　独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る法人文書の表示その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一　第三者に関する情報が記録されている法人文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第五条第一号ロ又は同条第二号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二　第三者に関する情報が記録されている法人文書を第七条の規定により開示しようとするとき。

3　独立行政法人等は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該法人文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、独立行政法人等は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十八条及び第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十五条　法人文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して独立行政法人等が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による法人文書の開示にあっては、独立行政法人等は、当該法人文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2　独立行政法人等は、行政機関情報公開法第十四条第一項の規定に基づく政令の規定を参酌して前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3　開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求

める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4　前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5　開示決定に基づき法人文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、独立行政法人等に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

（他の法令による開示の実施との調整）

第十六条　独立行政法人等は、他の法令の規定により、何人にも開示請求に係る法人文書が前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該法人文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2　他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第十七条　開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2　前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。

3　独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参酌して独立行政法人等の定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

4　独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三章　異議申立て等

（異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問）

第十八条　開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による異議申立てをすることができる。

2　開示決定等について異議申立てがあったときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一　異議申立てが不適法であり、却下するとき。

二　決定で、異議申立てに係る開示決定等（開示請求に係る法人文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第二十条において同じ。）を取り消し又は変更し、当該異議申立てに係る法人文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（諮問をした旨の通知）

第十九条　前条第二項の規定により諮問をした独立行政法人等は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

一　異議申立人及び参加人

二　開示請求者（開示請求者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

三　当該異議申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が異議申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの異議申立てを棄却する場合等における手続）

第二十条　第十四条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

一　開示決定に対する第三者からの異議申立てを却下し、又は棄却する決定

二　異議申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る法人文書を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該法人文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（訴訟の移送の特例）

第二十一条　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る異議申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2　前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る異議申立てに対する決定に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

第四章　情報提供

第二十二条　独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一　当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報

二　当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報

三　当該独立行政法人等の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報

2　前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第五章　補則

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第二十三条　独立行政法人等は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、公文書等の管理に関

する法律第十一条第三項に規定するもののほか、当該独立行政法人等が保有する法人文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2　総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

（施行の状況の公表）

第二十四条　総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2　総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（政令への委任）

第二十五条　この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

別表第一（第二条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
関西国際空港株式会社	関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）
国立大学法人	国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）
大学共同利用機関法人	国立大学法人法
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
放送大学学園	放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第二十四号）

別表第二（第二条関係）

関西国際空港株式会社	一　関西国際空港及び関西国際空港株式会社法（以下この項において「株式会社法」という。）第六条第一項第二号に規定する施設の設置（これらの建設に係るものを除く。）及び管理の事業に係る業務 二　株式会社法第六条第一項第三号の政令で定める施設及び同

日本私立学校振興・共済事業団	項第四号に規定する施設の管理の事業に係る業務 三　前二号に規定する事業に附帯する事業に係る業務 四　前三号に規定する事業に係る株式会社法第六条第一項第六号に掲げる事業に係る業務 五　株式会社法第六条第二項に規定する事業に係る業務 一　日本私立学校振興・共済事業団法（以下この項において「事業団法」という。）第二十三条第一項第六号から第八号までに掲げる業務 二　事業団法第二十三条第二項に規定する業務 三　事業団法第二十三条第三項第一号及び第二号に掲げる業務

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　内閣府の設置並びに任務及び所掌事務（第二条―第四条）
第三章　組織
第一節　通則（第五条）
第二節　内閣府の長及び内閣府に置かれる特別な職（第六条―第十五条）
第三節　本府
第一款　内部部局等（第十六条・第十七条）
第二款　重要政策に関する会議
第一目　設置（第十八条）
第二目　経済財政諮問会議（第十九条―第二十五条）
第三目　総合科学技術会議（第二十六条―第二十六条）
第三款　審議会等（第二十七条・第二十八条）
第四款　施設等機関（第二十九条）
第五款　特別の機関（第四十条―第四十二条）
第六款　地方支分部局
第一目　設置（第四十三条）

第二目　沖縄総合事務局（第四十四条―第四十七条）
第四節　宮内庁（第四十八条）
第五節　委員会及び庁（第四十九条―第六十四条）
第四章　雑則（第六十五条―第六十七条）
附則
第二章　内閣府の設置並びに任務及び所掌事務
（所掌事務）
第四条　内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。
一～十八　（略）
2　前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、少子化及び高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに自殺対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。
3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二十七の三　（略）
二十八　栄典制度に関する企画及び立案並びに栄典の授与及びはく奪の審査並びに伝達に関すること。
二十九～三十九　（略）
四十　公文書館に関する制度に関すること。
四十一　前号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な公文書その他の記録（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
四十二～六十二　（略）

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）
（管区行政評価局等）
第二十五条　管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第十六号から第二十二号までに掲げる事務を分掌する。
2　総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第九号から第十五号まで、第八十一号から第八十四号まで及び第八十六号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあっては、統計技術の研究に関す

るものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二十二条第二項の案内所
二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二十三条第二項の案内所
三　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十七条第二項の案内所
四　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十六条第二項の案内所

3　管区行政評価局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。
4　沖縄行政評価事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。
5　沖縄行政評価事務所の内部組織は、総務省令で定める。

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）（抄）

（保有個人情報の開示義務）

第十四条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一　開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）

に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四　開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五　開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第十五条　行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2　開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）（抄）

（保有個人情報の開示義務）

第十四条　独立行政法人等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

一　開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ　法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ　開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ　独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五　国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

イ　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

ロ　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

ハ　監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ニ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ホ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ヘ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト　国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第十五条　独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2　開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）（抄）

（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）

第十六条　国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一　当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ　行政機関情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ　行政機関情報公開法第五条第二号又は第六号イ若しくはホに掲げる情報

ハ　公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは

国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

ニ　公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

二　当該特定歴史公文書等が独立行政法人等から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ　独立行政法人等情報公開法第五条第一号に掲げる情報

ロ　独立行政法人等情報公開法第五条第二号又は第四号イからハまで若しくはトに掲げる情報

三　当該特定歴史公文書等が国の機関（行政機関を除く。）から移管されたものであって、当該国の機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

四　当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

五　当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は当該特定歴史公文書等を保存する国立公文書館等において当該原本が現に使用されている場合

2　国立公文書館等の長は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号又は第二号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が行政文書又は法人文書として作成又は取得されてから時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第二項又は第十一条第五項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3　国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であっても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（独立行政法人等情報公開法及び情報公開・個人情報保護審査会設置法の準用）

第二十二条　独立行政法人等情報公開法第十九条及び第二十条並びに情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第九条から第十六条までの規定は、前条の規定による異議申立てについて準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十九条中「前条第二項」とあるのは「公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項」と、「独立行政法人等」とあるのは「公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長」と、同条第二号中「開示請求者（開示請求者が」とあるのは「利用請求（公文書管理法第十六条第二項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者が」と、同条第三号中「開示決定等について反対意見書」とあるのは「利用請求に対する処分について公文書管理法第十八条第四項に規定する反対意見書」と、独立行政法人等情報公開法第二十条中「第十四条第三項」とあるのは「公文書管理法第十八条第四項」

と、同条第一号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第二号中「開示決定等」とあるのは「利用請求に対する処分」と、「法人文書を開示する」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下この号において同じ。）を利用させる」と、「法人文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等を利用させること」と、情報公開・個人情報保護審査会設置法第九条から第十六条までの規定中「審査会」とあるのは「公文書管理委員会」と、同法第九条第一項中「諮問庁」とあるのは「諮問庁（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第二十一条第二項の規定により諮問をした公文書管理法第十五条第一項に規定する国立公文書館等の長をいう。以下この条において同じ。）」と、「行政文書等又は保有個人情報の提示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の提示」と、「行政文書等又は保有個人情報の開示」とあるのは「特定歴史公文書等の開示」と、同条第三項中「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報」とあるのは「特定歴史公文書等に記録されている情報」と、同条第四項中「不服申立て」とあるのは「異議申立て」と、「、不服申立人」とあるのは「、異議申立人」と、「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条から第十三条までの規定中「不服申立人等」とあるのは「異議申立人等」と、同法第十条第二項及び第十六条中「不服申立人」とあるのは「異議申立人」と、同法第十二条中「行政文書等又は保有個人情報」とあるのは「特定歴史公文書等」と読み替えるものとする。

○会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）（抄）

第十九条の二　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条の規定による院長の諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、会計検査院に、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会を置く。

②　会計検査院情報公開・個人情報保護審査会は、委員三人をもつて組織する。

③　委員は、非常勤とする。

第十九条の五　第十九条の三第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

○政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）（抄）

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）

第十九条の十六　何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出（人件費以外の経費の支出に限る。）のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し（以下この条及び第二十二条第一号において「少額領収書等の写し」という。）の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

2　前項の規定による開示の請求（以下この条において「開示請求」という。）は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定

し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目ごとに区分してしなければならない。

3　開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（次項において「開示請求書」という。）を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

一　開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

二　開示請求に係る国会議員関係政治団体の名称並びに少額領収書等の写しに係る支出がされた年及び第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目

4　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下この条において「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5　開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、当該開示請求があつた日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6　国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があつた日から二十日以内に、総務省令で定めるところにより、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないとき又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すれば足りる。

7　第五項の規定による命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、前項に規定する期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう求めることができる。

8　国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定により期間の延長を求めるときは、第六項に規定する期間内に、延長を求める期間、その理由その他総務省令で定める事項を記載した書面をもつてしなければならない。

9　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第七項の規定による期間の延長の求めがあつたときは、第六項に規定する期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

10　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。

11　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規

定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日（第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日）から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

12　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく、開示請求に係る少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

一　当該開示請求が第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき。

二　第六項ただし書の規定により、国会議員関係政治団体から第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がない旨の通知があつたとき。

13　第十一項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

14　開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内にそのすべてについて第十一項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの少額領収書等の写しについては相当の期間内に当該決定をすれば足りる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第十一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一　本項を適用する旨及びその理由

二　残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限

15　少額領収書等の写しの開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

16　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第五項の規定による命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

17　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第六項の規定により提出された少額領収書等の写しについて、これに係る第十二条第一項の報告書を保存すべき期間保存しなければならない。

18　第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（その写しを含む。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は都道府県情報公開条例（都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例をいう。）の規定は、適用しない。

19　開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

20　前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき領収書等を保存しなければならない期間、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用する。

21　行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定（以下この条において「開示決定等」という。）の取消しを求める訴訟又は開示決定等に係る不服申立てに対する決定の取消しを求める訴訟（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

22　前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する決定に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

（収支報告書等に係る情報の公開）

第二十条の三　第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において「収支報告書等」という。）で第二十条第一項の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2　前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があった日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があった日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3　都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

○政党助成法（平成六年法律第五号）（抄）

（報告書等に係る情報の公開）

第三十二条の二　定期報告文書若しくは解散等報告文書又はこれらに併せて提出すべき書面若しくは文書で第二十一条の規定により当該定期報告文書又は解散等報告文書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第三条の規定による開示の請求があった場合においては、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

2　前項に規定する開示の請求があった場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十

条第一項中「開示請求があった日から三十日以内」とあるのは「政党助成法（平成六年法律第五号）第二十一条の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があった日から六十日以内」とあるのは「政党助成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。

3　都道府県は、第一項の規定の例により、都道府県提出文書に係る情報の開示を行うものとする。

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）（抄）

（文書提出命令等）

第二百二十三条　裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

2　裁判所は、第三者に対して文書の提出を命じようとする場合には、その第三者を審尋しなければならない。

3　裁判所は、公務員の職務上の秘密に関する文書について第二百二十条第四号に掲げる場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがあった場合には、その申立てに理由がないことが明らかなときを除き、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当するかどうかについて、当該監督官庁（衆議院又は参議院の議員の職務上の秘密に関する文書についてはその院、内閣総理大臣その他の国務大臣の職務上の秘密に関する文書については内閣。以下この条において同じ。）の意見を聴かなければならない。この場合において、当該監督官庁は、当該文書が同号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べるときは、その理由を示さなければならない。

4　前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

一　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

二　犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

5　第三項前段の場合において、当該監督官庁は、当該文書の所持者以外の第三者の技術又は職業の秘密に関する事項に係る記載がされている文書について意見を述べようとするときは、第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べようとするときを除き、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くものとする。

6　裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書が第二百二十条第四号イからニまでに掲げる文書のいずれかに該当するかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、文書の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された文書の開示を求めることができない。

7　文書提出命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

○情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）（抄）

（設置）

第二条　次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十八条

二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第十八条第二項

三　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十二条

四　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第四十二条第二項

（定義）

第八条　この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長

二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等

三　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長

四　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等

2　この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書（同法第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。）（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十二条第二項の規定により行政文書とみなされる法人文書（同法第二条第二項に規定する法人文書をいう。次号において同じ。）を含む。）

二　独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る法人文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十二条の二第二項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。）

3　この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

一　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報（同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。）（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第二十四条第二項の規定により行政保有個人情報とみなされる法人保有個人情報（同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。次号において同じ。）を含む。）

二　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法人保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第二十四条第二項の規定により法人保有個人情報とみなされる行政保有個人情報を含む。）

室　長	課長補佐	係　長
御	千	

見出しの件について、下記のとおり質問を提出してよろしいか伺います。平成23年2月15日
[redacted]

企画係担当官　殿

事　務　連　[redacted]
平成２３年２月１５日
情報公開・個人情報保護室

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（質問）

見出しの件について、下記のとおり質問を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1　総論

内閣官房情報公開法改正準備室からの本年１月19日付け事務連絡に基づき当室から提出した合計105問の「お問い合わせ」に対する同室からの回答は、条文の加除訂正等により失効したと合理的に判断される部分を除き、改正法案に対する質問への回答と位置付けられるものと解してよろしいか。

2　第５条の改正規定関係

(1)　「３号及び４号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するにふさわしいものに限定して適用されるべき」との説明を受けているが、これは、行政機関の長が不開示決定を行うに際し第５条第１号、第２号、第５号又は第６号を適用する場合には、第５条第３号又は第４号を重畳適用すべきでないとの御認識を示したものであるか否か教示願いたい。

(2)　「３号及び４号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するにふさわしいものに限定して適用されるべき」との説明を受けているが、これは、情報公開訴訟において、第３号及び第４号の該当性に関する抗弁は予備的抗弁と位置付けられるとの御認識、あるいは、第３号及び第４号の該当性に関する抗弁はあたかも相殺の抗弁のごとく他の号の該当性に関する抗弁が成立しないことを前提として最後にその成否が審理されるべきであるとの御認識を示したものであるか否か教示願いたい。

(3)　「審査会の答申では、諮問庁が３号及び４号と他の類型の不開示情報を併せて主張している場合には、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多い。（例：審査会答申15-376、15-481、14-384、14-417）」との説明を受けているが、これらの答申からは、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における不開示情報の該当性判断に関する審理の順序を推察することができるにとどまり、なぜそのことが「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定（３号及び４号）の適用を主張するケースが見られる。」

（Ｑ＆Ａの２－４）との指摘の根拠となるのか理解しかねるので、その点につき懇切に教示願いたい。

(4)　「行政機関が３号又は４号に該当することを主張していることの妥当性が認められなかった例も審査会の答申において見られるところである。(例：審査会答申14-188、15-224、14-434)」との説明を受けているが、これらの答申はいずれも、諮問庁が３号及び４号と他の類型の不開示情報を併せて主張しているケースではなく、３号又は４号の該当性のみを主張してそれが認められなかったケースであるから、なぜそのことが「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定（３号及び４号）の適用を主張するケースが見られる。」（Ｑ＆Ａの２－４）との指摘の根拠となるのか理解しかねるので、その点につき懇切に教示願いたい。

(5)　「相当の理由」を「十分な理由」に改めた場合、これまで行政機関が第３号又は第４号に該当するとして不開示としてきた情報のうち、どのような情報について、改正法の施行後は開示しなければならなくなるのか、具体的な事例に即して詳細に教示願いたい。なお、これまでに説明を受けた内容では、上記修文により第３号又は第４号に該当するか否かの判断に関する行政機関の長の裁量がどの程度収縮するのかという点について全く理解できないことを念のため申し添える。

３　改正法案による改正後の第９条第３項関係

開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定に際し、開示請求に係る行政文書を現に保有せず、かつ、過去にも保有したことがない場合には、「その他の行政文書の保有の有無に関する理由」としてその旨を摘示すれば足りると解してよろしいか。

４　第11条の改正規定関係

(1)　開示請求者が第３項のみなし規定に基づき提起した情報公開訴訟における攻撃防御の構造について（特に抗弁と再抗弁の要件事実について）具体的かつ詳細に教示されたい。

(2)　開示請求者が第３項のみなし規定に基づき提起した情報公開訴訟の事実審口頭弁論終結前に不開示決定をした場合、当該訴訟については訴えの利益が消滅する以上、開示請求者は、当該決定を争おうとするならば、改めて別個の情報公開訴訟を提起しなければならないものと解してよろしいか教示願いたい（訴えの交換的変更も理論的には可能と思われるが論外とされたい)。

(3)　開示請求者が第３項のみなし規定に基づき義務付け訴訟を提起した場合の

終局判決としては、現在給付の訴えに対する将来給付判決が認められていることとの対比で、一部認容判決として、一定の期限までに開示することを命ずる判決というものも考えられるのか否か教示願いたい。

(4)　開示請求者が第３項のみなし規定に基づき情報公開訴訟を提起し、引き続き、開示請求に対する処分に先立ち原告敗訴の終局判決がなされ、確定した場合、当該事実は、行政機関が負う開示請求に対する処分をすべき法的義務に何らかの消長を来すか否か教示願いたい。

(5)　膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる膨大な作業量を要するため特例延長をしたような場合において、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても、物理的に不可能であるがゆえに開示決定等に至っていない以上、情報公開訴訟を提起して仮に勝訴判決を得たとしても開示請求者の望む結果は得られないのであるから、このような場合において第３項の規定が開示請求者にもたらす法的利益は、単に不服申立て又は情報公開訴訟の提起をすることができる法的地位の付与という点にとどまり、開示請求者の究極的目標である行政文書の開示との関係では、同項の規定は開示請求者にとって無益なものであると解してよいか否か教示願いたい。

5　第16条の改正規定関係

(1)　平成22年８月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５には「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」とあるにもかかわらず、法案において適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点が明記されていない理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。改正法案の内容やこれまでに説明を受けたところからすると、今回の法改正は要するに上記「とりまとめ」を具現化するためのものであると理解しているところ、上記「とりまとめ」の内容の大部分が忠実に条文化されている中、上記「とりまとめ」において「明記する。」と記述されている事項をあえて明記しないのは、明らかに恣意的な取扱いではないか。

(2)　開示請求手数料の原則廃止については「改正点について十分な周知を行ってまいりたい。」との説明を受けているが、改正点について周知をすればするほど、実質的には会社の請求であってもわら人形を介在させて請求すれば無料になることが広範に知られることとなるなど、法の抜け穴を教示する結果となり、モラルハザードを招くことが明らかであるので、改正点について積極的に周知することを避けた方がましだと考えるが、その点についての御見解を伺いたい。

(3)　第７項中「正当な理由」の意義について、具体例を示しつつ詳細に教示願いたい。

(4)　第８項中「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか具体的かつ詳細に教示願いたい。

(5)　第８項中「送付に要する費用」とあるが、その具体的な金額を教示願いたい。

6　改正法案による改正後の第21条関係

(1)　第１項の規定による協議は、審査会の答申内容に沿った裁決又は決定であるかどうかについて確認し、当該答申の実効性を高める役割も果たす旨の説明を受けているが、開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合には、諮問庁としては、答申に反する裁決又は決定を行う余地は全くないと認められるところ、このような場合にすら内閣総理大臣との協議を必要とする理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。

(2)　内閣総理大臣は、同意・不同意の判断に当たり対象行政文書の提出を求めることが「あり得る」旨の説明を受けているが、これは、原則的には対象行政文書の提出を求めない趣旨であると解してよろしいか。対象行政文書を見ないで公益裁量開示の是非を含めた同意・不同意の判断を適切に行うことは極めて困難であると思料されるが、いかがか。

(3)　内閣総理大臣は、内閣府設置法の改正（改正法案による改正後の内閣府設置法第４条第３項第４１号の２を指すと察する。）により追加される所掌事務の一環として、諮問庁に対して不服申立てに係る行政文書の提出を求めることがあり得るとの説明を受けているが、同法はいわゆる行政組織法であり、その所掌事務に係る規定は当該文書の提出を法的に義務付ける根拠規定とはならないと解されるので、当該文書の提出は諮問庁の任意の協力がなければ実現しないものと解してよろしいか。

(4)　内閣総理大臣は、同意・不同意の判断に当たり対象行政文書の提出を求めることが「あり得る」旨の説明を受けているが、この提出要求は、内閣府設置法の改正により追加される所掌事務を遂行するためのものとして、国家行政組織法第15条の規定に基づき行われるものであるか否か教示願いたい。

(5)　内閣総理大臣は、不服申立てにおいて公益裁量開示がなされなかったことが違法ないし不当である旨の主張がなされていない場合であっても、公益裁量開示の要否について判断するのか否か教示されたい。

(6)　内閣総理大臣との同意協議については、情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条第１項に規定する口頭で意見を述べる機会と同様の機会が保障さ

れていないが、諮問庁は、内閣総理大臣との同意協議に際し、内閣総理大臣に口頭で意見を述べる機会を与えていただけるのか否か教示されたい。

(7)　公益裁量開示の拡充という趣旨からすれば、内閣総理大臣の同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定する理由はなく、行政機関の長が行う全ての開示決定等（全部開示決定を除く。）にまで対象を拡大するのが筋であると考えるが、なぜ同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定するのか教示願いたい。

7　改正法案による改正後の第24条関係

(1)　裁判官に「適用される」との説明を受けている官吏服務紀律については昭和22年12月31日限りで失効していると承知しているが、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律において、官吏その他の政府職員の服務等に関する事項についてはその官職について国家公務員法の規定が適用されるまでの間「従前の例による」との定めがされているところ、「適用される」とは当該取扱いを意味するものと解してよろしいか。

(2)　存否応答拒否の場合には、行政文書を直接見分してその記載内容が不開示情報に該当するかどうかを判断するという弁論期日外証拠調べの制度趣旨が適合しないことから、「特に必要があると認めるとき」という要件を満たすかどうか疑わしい上、証拠となるべき行政文書の存否が明らかでなく、証拠調べの目的物を特定することができないから、証拠として採用する旨の決定をすることは考えにくいと思われるとの説明を受けている。しかしながら、実体審理は請求原因が特定されていることを前提とする以上、受訴裁判所として、原告が特定した請求原因の限度で証拠調べの目的物が特定されていると認めることは可能なのではないか。また、一般論としては、存否応答拒否処分の場合にあっても、行政文書を直接見分することが争点に対する判断を行う上で有益であることは疑いないのであるから、真実は対象文書が不存在であるにもかかわらず、受訴裁判所が弁論を通じて対象文書が実在するとの誤った心証を抱くに至った場合には、「特に必要があると認めるとき」という要件を満たすとの判断に至ることも十分考えられるのではないか。これら２点の疑問について、御見解を伺いたい。

(3)　存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟において弁論期日外証拠調べが行う旨の決定がなされる可能性は決して皆無ではないと認識しているが、真実は対象文書が不存在であり、証拠調べを行うことが物理的に不可能な場合でも、証拠調べをした旨の記載のあるダミーの調書が作成されるなど、対象文書不存在の事実がその後の訴訟手続や訴訟記録の閲覧を通じて原告に露見することが決してないような配慮が確実になされるのか否か教示願いたい。

(4)　真実は対象文書が不存在であり、証拠調べを行うことが物理的に不可能であるにもかかわらず、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定がなされ得るのは、存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟の場合に限られないと考えられる。すなわち、開示決定等をした時点における対象行政文書の実在性に関し、原告が、過去のある時点における処分庁による対象行政文書の保有を主張立証した場合には、処分庁による対象行政文書の保有がその後も（開示決定等の時点まで）継続していることが事実上推認されると判示した下級審判例が存在し（東京地判平成22年４月９日）、この判例の立場によれば、被告が過去のある時点における処分庁による対象行政文書の保有について自白した場合には、真実はその後対象行政文書が滅失したにもかかわらず、裁判所がその旨の被告の主張を措信せず、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定を行う可能性が排除しきれないと考えられる。このような場合には、被告としては弁論期日外証拠調べに係る調書が作成されずとも何の痛痒も感じないが、調書の作成の有無の点で(3)と異なる取扱いがなされることとなるのか否か（異なる取扱いとなるのであればその理由も含めて）教示願いたい。

(5)　提出文書の留置について定めた民事訴訟法227条の規定は、検証としての弁論期日外証拠調べには適用も準用もされないと解してよろしいか。

(6)　改正法案を前提とした場合、対象文書を保有する行政機関の長が原告不在の場で受訴裁判所に対し対象文書を示しながら不開示情報の該当性を具体的に説明する機会は皆無であると解してよろしいか教示願いたい。

(7)　改正法案を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に対象文書が立会書記官の目に入らないような形で証拠調べを行うか否かの判断は受訴裁判所の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示願いたい。

(8)　改正法案を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に裁判所事務官を裁判官室へ立ち入らせないか否かの判断は受訴裁判所の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示願いたい。

(9)　改正法案を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に司法修習生を裁判官室から退出させるか否かの判断は部総括判事ないし指導担当裁判官の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示願いたい。

(10)　「対象となった行政文書の内容が判明するような写し、写真、筆写を行い、訴訟記録に編てつすることは新24条の趣旨に反すると考えられる。」との説明を受けているが、そのような行為は生成物を訴訟記録に編てつしないとしても許されないと考えるところ、仮に受訴裁判所の裁判官又は書記官が弁論期日外証拠調べに際して対象行政文書の写しを作成したり対象文書を写真撮影したり筆写したりその概要を手控えに記録したりした場合には、何らかの法的制裁が科せられるか否か教示されたい。

(11) 弁論期日外証拠調べを行った裁判官が、退官後、対象となった行政文書に記載されていた情報でいまだ実質秘であるものを漏らした場合には、いかなる法律上ないし事実上の制裁が科せられるのか、具体的かつ網羅的に教示願いたい。

(12) 改正法案を前提とした場合、弁論期日外証拠調べをすることとされた行政文書を被告が受訴裁判所に提出ないし提示しないと当該事実が弁論の全趣旨として被告に不利益にしん酌される可能性があるとの説明を受けているが、行政文書に記録されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法について当該情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、当該情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものもあり、そうした点を一顧だにせず上記の不合理な結論を導く改正法案は、重大な欠陥を内包していると言わざるを得ない。インカメラ審理手続と情報保全との矛盾・抵触を回避するためには、現在内閣官房において起草中の情報保全法制との一体的な制度設計が不可欠であり、例えば厳格な要件の下に被告が対象文書の提出又は提示を拒むことができる旨の規定を設けるなどして、対象文書を裁判所に提出又は提示しないことが弁論の全趣旨として被告に不当に不利にしん酌されることのないような制度を構築する必要があると考えるところ、この点についての御見解を伺いたい。

(13) インカメラ審理手続と情報保全との矛盾・抵触を回避するためには、現在内閣官房において起草中の情報保全法制との一体的な制度設計が不可欠であると思われるところ、情報保全の観点を完全に捨象して本法案の閣議決定を急ぐ理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。

8　附則第２条第４項関係

裁判所は、改正法の施行の際現に係属している情報公開訴訟において、改正法の施行後、第23条の規定による処分又は第24条の規定による証拠調べをすることができることとなると解してよいか教示願いたい。

企画取り
まとめ
↓
内閣官房へ

内閣官房情報公開法改正準備室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年２月15日
警　　察　　庁

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（質問）

見出しの件について、下記のとおり質問を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

記

１　総論

貴室からの本年１月19日付け事務連絡に基づき当室から提出した合計105問の「お問い合わせ」に対する同室からの回答は、条文の加除訂正等により失効したと合理的に判断される部分を除き、改正法案に対する質問への回答と位置付けられるものと解してよろしいか。

２　改正後の第５条関係

(1)　貴室の事前説明によれば、「３号及び４号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するにふさわしいものに限定して適用されるべき」とのことであるが、これは、行政機関の長が不開示決定を行うに際し第５条第１号、第２号、第５号又は第６号を適用する場合には、第５条第３号又は第４号を重畳適用すべきでないとの御認識を示したものであるか否か教示されたい。

(2)　貴室の事前説明によれば、「３号及び４号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するにふさわしいものに限定して適用されるべき」とのことであるが、これは、

・　情報公開訴訟において、第３号及び第４号の該当性に関する抗弁は予備的抗弁として位置付けられることとなるとの御認識

又は

・　第３号及び第４号の該当性に関する抗弁はあたかも相殺の抗弁のごとく他の号の該当性に関する抗弁が成立しないことを前提として最後にその成否が審理されるべきであるとの御認識

を示したものであるか否か教示されたい。

(3) 貴室の事前説明によれば、「審査会の答申では、諮問庁が３号及び４号と他の類型の不開示情報を併せて主張している場合には、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多い。（例：審査会答申15-376、15-481、14-384、14-417）」とのことであるが、これらの答申については、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における不開示情

報の該当性判断に関する審理の順序を推察することができるにとどまるものと認識しているところである。

そうであれば、貴室においては、審査会における不開示情報判断の審理順序をもって「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定（３号及び４号）の適用を主張するケースが見られる。」（Ｑ＆Ａ　２－４）との指摘をされたこととなるが、その考え方について更に具体的かつ詳細に教示されたい。

(4) 貴室の事前説明によれば、「行政機関が３号又は４号に該当することを主張していることの妥当性が認められなかった例も審査会の答申において見られるところである。（例：審査会答申14-188、15-224、14-434）」とのことであるが、これらの答申はいずれも、諮問庁が３号及び４号と他の類型の不開示情報を併せて主張しているものではなく、３号又は４号の該当性のみを主張してそれが認められなかったケースであり、なぜそのことが「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定（３号及び４号）の適用を主張するケースが見られる。」（Ｑ＆Ａの２－４）との指摘の根拠となるのか、その考え方について更に具体的かつ詳細に教示されたい。

(5) 貴室の事前説明によれば、「相当の理由」を「十分な理由」に改めることによって「更に厳格な理由が必要」とされるとのことであるが、現行規定と判断が異なることとなる具体例も示しつつ、「相当の理由」であった場合よりも考慮が必要となる要素等その差異について更に具体的かつ詳細に教示されたい。

3　改正後の第９条第３項関係

開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定に際し、開示請求に係る行政文書を現に保有せず、かつ、過去にも保有したことがない場合には、例えば「作成又は取得」がない旨を適示すれば足りると解してよろしいか。

4　改正後の第11条関係

(1) 開示請求者が第３項の規定に基づき提起した情報公開訴訟における攻撃防御の構造について（特に抗弁と再抗弁の要件事実について）具体的かつ詳細に教示されたい。

(2) 開示請求者が第３項の規定に基づき提起した情報公開訴訟の事実審口頭弁論終結前に不開示決定をした場合、その後どのような手続・処理を行うこととなるのか教示されたい。

(3)　開示請求者が第３項の規定に基づき義務付け訴訟を提起した場合の終局判決としては、現在給付の訴えに対する将来給付判決が認められていることとの対比で、一部認容判決として、一定の期限までに開示することを命ずる判決もあり得るのか教示されたい。

(4)　開示請求者が第３項の規定に基づき情報公開訴訟を提起し、引き続き、開示請求に対する処分に先立ち原告敗訴の終局判決がなされ、確定した場合であっても、行政機関においては、開示請求に対し、何らかの処分を行わなければならないことに変わりはないのか、教示されたい。

(5)　第３項の規定により、少なくとも、開示処分等の決定に係る最長延長期間は１年とされるところ、例えば、膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる作業量を要するため延長をしたような場合には、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても、物理的に不可能であるがゆえに開示決定等に至らないケースの発生もあり得るものと認識している。

①　このような場合、情報公開訴訟を提起して仮に勝訴判決を得たとしても開示請求者の望む結果は得られないこととなるが、これは、同項を規定することにより開示請求者の権利利益の救済を図ろうとした制度趣旨とも矛盾することとなりかねないが、この点に係る考え方について具体的かつ詳細に教示されたい。

②　また、例えば、第11条第１項の規定により定めた「相当の期間」について１年を超えて延長することができる旨の規定を設けるなどの手当てを行うことも考えられるところ、この点に係る貴室の御見解を伺いたい。

5　改正後の第16条関係

(1)　平成22年８月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５には「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」とあるが、法案においては当該とりまとめのその他の項目が悉く忠実に条文化されているにもかかわらず、適正な開示請求及び開示情報の適正利用に係る事項のみが明記されていない理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。

(2)　開示請求手数料の原則廃止について、貴室の事前説明によれば「法に従った適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。」とのことであるが、例えば、実質的には会社の請求であっても自然人を介在させて請求すれば無料になることが広範に知られることとなれば、むしろ法の抜け穴を教示する結果ともなりかねないが、この点に係る貴室の御見解を教示されたい。

(3)　第７項中「正当な理由」の意義について、具体例を示しつつ詳細に教示されたい。

(4)　第８項中「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか具体的かつ詳細に教示されたい。

(5)　第８項中「送付に要する費用」とあるが、その具体的な金額を教示されたい。

6　改正後の第21条関係

(1)　第１項の規定による協議は、審査会の答申内容に沿った裁決又は決定であるかどうかについて確認し、当該答申の実効性を高める役割も果たす旨の説明を受けているが、開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合には、諮問庁としては、答申に反する裁決又は決定を行う余地は全くないと認められるところ、このような場合にすら内閣総理大臣との協議を必要とする理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。

(2)　貴室の事前説明によれば、内閣総理大臣は、同意・不同意の判断に当たり対象行政文書の提出を求めることが「あり得る」とのことであるが、

①　これは、原則的には対象行政文書の提出を求めない趣旨であると解してよろしいか。対象行政文書を見ないで公益裁量開示の是非を含めた同意・不同意の判断を適切に行うことは極めて困難であると思料されるが、この点に関する御見解を伺いたい。

②　当該提出要求は、内閣府設置法の改正により追加される所掌事務を遂行するためのものとして、内閣府設置法第７条第７項の規定に基づき行われるものであるか否か教示されたい。

③　当該事務は、内閣府設置法の改正（改正法案による改正後の内閣府設置法第４条第３項第４１号の２を指すと察する。）により追加される所掌事務の一環として、同法第７条第７項の規定に基づき行われるものとすれば、同法はいわゆる行政組織法であり、その所掌事務に係る規定は当該文書の提出を法的に義務付ける根拠規定とはならないと解されるので、当該文書の提出は諮問庁の任意の協力がなければ実現しないものと解してよろしいか。

(3)　内閣総理大臣は、不服申立てにおいて公益裁量開示がなされなかったことが違法ないし不当である旨の主張がなされていない場合であっても、公益裁量開示の要否について判断するのか否か教示されたい。

(4)　内閣総理大臣との同意協議については、明文上、情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条第１項に規定する口頭で意見を述べる機会と同様の機会

が保障されていないが、当該協議に際して諮問庁が内閣総理大臣に口頭で意見を述べる機会が設けられることとなるのか否か教示されたい。

(5)　公益裁量開示の拡充という趣旨からすれば、内閣総理大臣の同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定する理由はないように思われるが、同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定する理由について教示されたい。

(6)　貴室の事前説明によれば、内閣総理大臣が裁量的開示を行うよう行政機関の長に対し求め、第３項の規定により当該行政機関の長がその要求に沿った措置を行った結果、当該開示処分により第三者が被害を被った場合の国家賠償訴訟については、「国家賠償法に基づき、国が被告となる」とのことであるが、当該訴訟においては、法務大臣が国を代表し（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第１条）、所管庁は内閣府となるものと解してよろしいか。

7　改正法案による改正後の第24条関係

(1)　貴室の事前説明によれば、裁判官に対して官吏服務規律が「適用される」とのことであるが、これは、昭和22年12月31日限りで失効した同規律につき、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和22年法律第121号）第１項では、官吏その他の政府職員の服務等に関する事項についてはその官職について国家公務員法の規定が適用されるまでの間「従前の例による」とされているところ、当該規定による取扱いを意味するものと解してよろしいか。

(2)　貴室の事前説明によれば、存否応答拒否の場合には、行政文書を直接見分してその記載内容が不開示情報に該当するかどうかを判断するという弁論期日外証拠調べの制度趣旨が適合しないことから、「特に必要があると認めるとき」という要件を満たすかどうか疑わしい上、証拠となるべき行政文書の存否が明らかでなく、証拠調べの目的物を特定することができないから、証拠として採用する旨の決定をすることは考えにくいと思われるとのことである。

①　しかしながら、実体審理は請求原因が特定されていることを前提とする以上、受訴裁判所として、原告が特定した請求原因の限度で証拠調べの目的物が特定されていると認めることは可能なのではないか。また、一般論としては、存否応答拒否処分の場合にあっても、行政文書を直接見分することが争点に対する判断を行う上で有益であることは疑いないのであるから、真実は対象文書が不存在であるにもかかわらず、受訴裁判所が弁論を通じて対象文書が実在するとの誤った心証を抱くに至った場合には、「特に必要があると認めるとき」という要件を満たすとの判断に至ることも十分

考えられるのではないか。これら２点の懸念に係る御見解を伺いたい。

② また、そもそも存否応答拒否の場合には、当該証拠調べの制度趣旨が適合しないとの前提であれば、存否応答拒否に係るケースを当該制度の対象から除外する旨の規定を設けるべきと考えるが、この点に係る御見解を伺いたい。

③ 現在の案文においては、存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟において弁論期日外証拠調べが行う旨の決定がなされる可能性は決して皆無ではないと認識しているが、真実は対象文書が不存在であり、証拠調べを行うことが物理的に不可能な場合でも、例えば証拠調べをした旨の記載のある調書が作成されるなど、対象文書不存在の事実がその後の訴訟手続や訴訟記録の閲覧を通じて原告に露見することが決してないような配慮が確実になされるのか否か教示されたい。

④ 真実は対象文書が不存在であり、証拠調べを行うことが物理的に不可能であるにもかかわらず、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定がなされ得るのは、存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟の場合に限られないと考えられる。

すなわち、開示決定等をした時点における対象行政文書の実在性に関し、原告が、過去のある時点における処分庁による対象行政文書の保有を主張立証した場合には、処分庁による対象行政文書の保有がその後も（開示決定等の時点まで）継続していることが事実上推認されると判示した下級審判例が存在し（東京地判平成22年４月９日）、この判例の立場によれば、被告が過去のある時点における処分庁による対象行政文書の保有について自白した場合には、真実はその後対象行政文書が滅失したにもかかわらず、裁判所がその旨の被告の主張を措信せず、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定を行う可能性が排除しきれないと考えられる。　このような場合には、被告としては弁論期日外証拠調べに係る調書が作成されずとも何の痛痒も感じないが、調書の作成の有無の点で(3)と異なる取扱いがなされることとなるのか否か（異なる取扱いとなるのであればその理由も含めて）教示されたい。

(3) 提出文書の留置について定めた民事訴訟法227条の規定は、検証としての弁論期日外証拠調べには適用も準用もされないと解してよろしいか。

(4) 現在の案文を前提とした場合、対象文書を保有する行政機関の長が原告不在の場で受訴裁判所に対し対象文書を示しながら不開示情報の該当性を具体的に説明する機会は設けられていないと解してよろしいか教示されたい。

(5) 現在の案文を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に対象文書が立会書記官の目に入らないような形で証拠調べを行うか否かの判断は受訴裁

判所の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示されたい。

(6)　現在の案文を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に裁判所事務官を裁判官室へ立ち入らせないか否かの判断は受訴裁判所の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示されたい。

(7)　現在の案文を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に司法修習生を裁判官室から退出させるか否かの判断は部総括判事又は指導担当裁判官の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示されたい。

(8)　貴室の事前説明によれば、「対象となった行政文書の内容が判明するような写し、写真、筆写を行い、訴訟記録に編てつすることは新24条の趣旨に反すると考えられる。」とのことであるが、訴訟記録に編てつしない場合であっても、例えば受訴裁判所の裁判官又は書記官が、弁論期日外証拠調べに際して、自らの手控えとして対象行政文書の写しの作成、対象文書の写真撮影、筆写を行った場合には、何らかの法的制裁が科せられるか否か教示されたい。

(9)　弁論期日外証拠調べを行った裁判官が、退官後、対象となった行政文書に記載されていた情報でいまだ実質秘であるものを漏らした場合には、いかなる制裁が科せられることとなるのか、具体的かつ網羅的に教示されたい。

(10)　貴室の説明によれば、弁論期日外証拠調べをすることとされた行政文書を被告が受訴裁判所に提出又は提示しないと当該事実が弁論の全趣旨として被告に不利益にしん酌される可能性があるとのことであるが、行政文書に記録されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法について当該情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、当該情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものもあり、そのような点を考慮しない現在の案文には、重大な欠陥があると言わざるを得ない。

①　インカメラ審理手続と情報保全との矛盾・抵触を回避するためには、現在内閣官房において起草中の情報保全法制との一体的な制度設計が不可欠であり、例えば厳格な要件の下に被告が対象文書の提出又は提示を拒むことができる旨の規定を設けるなどして、対象文書を裁判所に提出又は提示しないことが弁論の全趣旨として被告に不当に不利にしん酌されることのないような制度を構築する必要があると考えるところ、この点についての御見解を伺いたい。

②　上記のとおり、インカメラ審理手続と情報保全との矛盾・抵触を回避するためには、現在内閣官房において起草中の情報保全法制との一体的な制度設計が不可欠であると思われるところ、情報保全の観点に関する検討が不十分なまま本法案の閣議決定を行うこととする理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。

8　附則第２条第４項関係

裁判所は、改正法の施行の際現に係属している情報公開訴訟において、改正法の施行後、第23条の規定による処分又は第24条の規定による証拠調べをすることができることとなると解してよいか教示されたい。

情公室修正
↓
内閣官房へ

内閣官房情報公開法改正準備室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年２月15日
警　　察　　庁

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（質問）

見出しの件について、下記のとおり質問を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

記

１　総論

貴室からの本年１月19日付け事務連絡に基づき当庁情報公開・個人情報保護室から提出した合計105問の「お問い合わせ」に対する貴室からの回答は、条文の加除訂正等により失効したと合理的に判断される部分を除き、改正法案に対する質問への回答と位置付けられるものと解してよろしいか。

２　改正後の第５条関係

(1)　貴室の事前説明によれば、「３号及び４号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するにふさわしいものに限定して適用されるべき」とのことであるが、これは、行政機関の長が不開示決定を行うに際し第５条第１号、第２号、第５号又は第６号を適用する場合には、第５条第３号又は第４号を重畳適用すべきでないとの御認識を示したものであるか否か教示されたい。

(2)　貴室の事前説明によれば、「３号及び４号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するにふさわしいものに限定して適用されるべき」とのことであるが、これは、

・　情報公開訴訟において、第３号及び第４号の該当性に関する抗弁は予備的抗弁として位置付けられることとなるとの御認識

又は

・　第３号及び第４号の該当性に関する抗弁はあたかも相殺の抗弁のごとく他の号の該当性に関する抗弁が成立しないことを前提として最後にその成否が審理されるべきであるとの御認識

を示したものであるか否か教示されたい。

(3)　貴室の事前説明によれば、「審査会の答申では、諮問庁が３号及び４号と他の類型の不開示情報を併せて主張している場合には、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多い。（例：審査会答申15-376、15-481、14-384、14-417）」とのことであるが、これらの答申については、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における不開示情

報の該当性判断に関する審理の順序を推察することができるにとどまるものと認識しているところである。

そうであれば、貴室においては、審査会における不開示情報判断の審理順序をもって「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定（３号及び４号）の適用を主張するケースが見られる。」（Ｑ＆Ａ　２－４）との指摘をされたこととなるが、その考え方について更に具体的かつ詳細に教示されたい。

(4) 貴室の事前説明によれば、「行政機関が３号又は４号に該当することを主張していることの妥当性が認められなかった例も審査会の答申において見られるところである。（例：審査会答申14-188、15-224、14-434）」とのことであるが、これらの答申はいずれも、諮問庁が３号及び４号と他の類型の不開示情報を併せて主張しているものではなく、３号又は４号の該当性のみを主張してそれが認められなかったケースであり、なぜそのことが「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定（３号及び４号）の適用を主張するケースが見られる。」（Ｑ＆Ａの２－４）との指摘の根拠となるのか、その考え方について更に具体的かつ詳細に教示されたい。

(5) 貴室の事前説明によれば、「相当の理由」を「十分な理由」に改めることによって「更に厳格な理由が必要」とされるとのことであるが、現行規定と判断が異なることとなる具体例も示しつつ、「相当の理由」であった場合よりも考慮が必要となる要素等その差異について更に具体的かつ詳細に教示されたい。

3　改正後の第９条第３項関係

開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定に際し、開示請求に係る行政文書を現に保有せず、かつ、過去にも保有したことがない場合には、例えば「作成又は取得」がない旨を適示すれば足りると解してよろしいか。

4　改正後の第11条関係

(1) 開示請求者が第３項の規定に基づき提起した情報公開訴訟における攻撃防御の構造について（特に抗弁と再抗弁の要件事実について）具体的かつ詳細に教示されたい。

(2) 開示請求者が第３項の規定に基づき提起した情報公開訴訟の事実審口頭弁論終結前に不開示決定をした場合、その後どのような手続・処理を行うこととなるのか教示されたい。

(3)　開示請求者が第３項の規定に基づき義務付け訴訟を提起した場合の終局判決としては、現在給付の訴えに対する将来給付判決が認められていることとの対比で、一部認容判決として、一定の期限までに開示することを命ずる判決もあり得るのか教示されたい。

(4)　開示請求者が第３項の規定に基づき情報公開訴訟を提起し、引き続き、開示請求に対する処分に先立ち原告敗訴の終局判決がなされ、確定した場合であっても、行政機関においては、開示請求に対し、何らかの処分を行わなければならないことに変わりはないのか、教示されたい。

(5)　例えば、膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる作業量を要するため延長をしたような場合には、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても、物理的に不可能であるがゆえに開示決定等に至らないケースの発生もあり得るものと認識している。

①　このような場合、情報公開訴訟を提起して仮に勝訴判決を得たとしても開示請求者の望む結果は得られないこととなるが、これは、同項を規定することにより開示請求者の権利利益の救済を図ろうとした制度趣旨とも矛盾することとなりかねないが、この点に係る考え方について具体的かつ詳細に教示されたい。

②　このような場合に第３項の規定による情報公開訴訟や不服申立てがなされたならば、訴訟対応や不服申立てへの対応に人員が割かれる結果、特例延長の期間内に開示決定等をすることができなくなるおそれが生じる事態も十分想定される以上、開示請求者の権利救済と行政機関における事務負担増大の調和の観点から、みなし規定による権利が行使された場合には特例延長の期間を再延長することができる旨の規定を設けるなどの手当てを行うことも考えられるところ、この点に係る貴室の御見解を伺いたい。

5　改正後の第16条関係

(1)　平成22年８月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５には「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」とあるが、法案においては当該とりまとめのその他の項目が悉く忠実に条文化されているにもかかわらず、適正な開示請求及び開示情報の適正利用に係る事項のみが明記されていない理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。

(2)　開示請求手数料の原則廃止について、貴室の事前説明によれば「法に従った適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。」とのことであるが、例えば、実質的には会社の請求であっても当該会社と無関係の自然人を介在させて請求すれば無料になることが広範に知ら

れることとなれば、むしろ法の抜け穴を教示する結果ともなりかねないが、この点に係る貴室の御見解を教示されたい。

(3) 第７項中「正当な理由」の意義について、具体例を示しつつ詳細に教示されたい。

(4) 第８項中「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか具体的かつ詳細に教示されたい。

(5) 第８項中「送付に要する費用」とあるが、その具体的な金額を教示されたい。

6 改正後の第21条関係

(1) 第１項の規定による協議は、審査会の答申内容に沿った裁決又は決定であるかどうかについて確認し、当該答申の実効性を高める役割も果たす旨の説明を受けているが、開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合には、諮問庁としては、答申に反する裁決又は決定を行う余地は全くないと認められるところ、このような場合にすら内閣総理大臣との協議を必要とする理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。

(2) 貴室の事前説明によれば、内閣総理大臣は、同意・不同意の判断に当たり対象行政文書の提出を求めることが「あり得る」とのことであるが、

① これは、原則的には対象行政文書の提出を求めない趣旨であると解してよろしいか。対象行政文書を見ないで公益裁量開示の是非を含めた同意・不同意の判断を適切に行うことは極めて困難であると思料されるが、この点に関する御見解を伺いたい。

② 当該提出要求は、内閣府設置法の改正により追加される所掌事務を遂行するためのものとして、内閣府設置法第７条第７項の規定に基づき行われるものであるか否か教示されたい。

③ 当該事務は、内閣府設置法の改正（改正法案による改正後の内閣府設置法第４条第３項第４１号の２を指すと察する。）により追加される所掌事務の一環として、同法第７条第７項の規定に基づき行われるものとすれば、同法はいわゆる行政組織法であり、その所掌事務に係る規定は当該文書の提出を法的に義務付ける根拠規定とはならないと解されるので、当該文書の提出は諮問庁の任意の協力がなければ実現しないものと解してよろしいか。

(3) 内閣総理大臣は、不服申立てにおいて公益裁量開示がなされなかったことが違法ないし不当である旨の主張がなされていない場合であっても、公益裁量開示の要否について判断するのか否か教示されたい。

(4)　内閣総理大臣との同意協議については、明文上、情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条第１項に規定する口頭で意見を述べる機会と同様の機会が保障されていないが、当該協議に際して諮問庁が内閣総理大臣に口頭で意見を述べる機会が設けられることとなるのか否か教示されたい。

(5)　公益裁量開示の拡充という趣旨からすれば、内閣総理大臣の同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定する理由はないように思われるが、同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定する理由について教示されたい。

(6)　貴室の事前説明によれば、内閣総理大臣が裁量的開示を行うよう行政機関の長に対し求め、第３項の規定により当該行政機関の長がその要求に沿った措置を行った結果、当該開示処分により第三者が被害を被った場合の国家賠償訴訟については、「国家賠償法に基づき、国が被告となる」とのことであるが、当該訴訟においては、法務大臣が国を代表し（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第１条）、所管庁は内閣府となるものと解してよろしいか。

7　改正法案による改正後の第24条関係

(1)　貴室の事前説明によれば、裁判官に対して官吏服務紀律が「適用される」とのことであるが、これは、昭和22年12月31日限りで失効した同紀律につき、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和22年法律第121号）第１項では、官吏その他の政府職員の服務等に関する事項についてはその官職について国家公務員法の規定が適用されるまでの間「従前の例による」とされているところ、当該規定による取扱いを意味するものと解してよろしいか。

(2)　貴室の事前説明によれば、存否応答拒否の場合には、行政文書を直接見分してその記載内容が不開示情報に該当するかどうかを判断するという弁論期日外証拠調べの制度趣旨が適合しないことから、「特に必要があると認めるとき」という要件を満たすかどうか疑わしい上、証拠となるべき行政文書の存否が明らかでなく、証拠調べの目的物を特定することができないから、証拠として採用する旨の決定をすることは考えにくいと思われるとのことである。

①　しかしながら、実体審理は請求原因が特定されていることを前提とする以上、受訴裁判所として、原告が特定した請求原因の限度で証拠調べの目的物が特定されていると認めることは可能なのではないか。また、一般論としては、存否応答拒否処分の場合にあっても、行政文書を直接見分することが争点に対する判断を行う上で有益であることは疑いないのであるから、真実は対象文書が不存在であるにもかかわらず、受訴裁判所が弁論を

通じて対象文書が実在するとの誤った心証を抱くに至った場合には、「特に必要があると認めるとき」という要件を満たすとの判断に至ることも十分考えられるのではないか。これら２点の懸念に係る御見解を伺いたい。

② また、そもそも存否応答拒否の場合には、当該証拠調べの制度趣旨が適合しないとの前提であれば、存否応答拒否に係るケースを当該制度の対象から除外する旨の規定を設けるべきと考えるが、この点に係る御見解を伺いたい。

③ 現在の案文においては、存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟において弁論期日外証拠調べが行う旨の決定がなされる可能性は決して皆無ではないと認識しているが、真実は対象文書が不存在であり、証拠調べを行うことが物理的に不可能な場合でも、例えば証拠調べをした旨の記載のある調書が作成されるなど、対象文書不存在の事実がその後の訴訟手続や訴訟記録の閲覧を通じて原告に露見することが決してないような配慮が確実になされるのか否か教示されたい。

④ 真実は対象文書が不存在であり、証拠調べを行うことが物理的に不可能であるにもかかわらず、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定がなされ得るのは、存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟の場合に限られないと考えられる。

すなわち、開示決定等をした時点における対象行政文書の実在性に関し、原告が、過去のある時点における処分庁による対象行政文書の保有を主張立証した場合には、処分庁による対象行政文書の保有がその後も（開示決定等の時点まで）継続していることが事実上推認されると判示した下級審判例が存在し（東京地判平成22年４月９日）、この判例の立場によれば、被告が過去のある時点における処分庁による対象行政文書の保有について自白した場合には、真実はその後対象行政文書が滅失したにもかかわらず、裁判所がその旨の被告の主張を措信せず、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定を行う可能性が排除しきれないと考えられる。このような場合には、被告としては弁論期日外証拠調べに係る調書が作成されずとも何の痛痒も感じないが、調書の作成の有無の点で③と異なる取扱いがなされることとなるのか否か（異なる取扱いとなるのであればその理由も含めて）教示されたい。

(3) 提出文書の留置について定めた民事訴訟法227条の規定は、検証としての弁論期日外証拠調べには適用も準用もされないと解してよろしいか。

(4) 現在の案文を前提とした場合、対象文書を保有する行政機関の長が原告不在の場で受訴裁判所に対し対象文書を示しながら不開示情報の該当性を具体的に説明する機会は設けられていないと解してよろしいか教示されたい。

(5)　現在の案文を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に対象文書が立会書記官の目に入らないような形で証拠調べを行うか否かの判断は受訴裁判所の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示されたい。

(6)　現在の案文を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に裁判所事務官を裁判官室へ立ち入らせないか否かの判断は受訴裁判所の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示されたい。

(7)　現在の案文を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に司法修習生を裁判官室から退出させるか否かの判断は部総括判事又は指導担当裁判官の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示されたい。

(8)　貴室の事前説明によれば、「対象となった行政文書の内容が判明するような写し、写真、筆写を行い、訴訟記録に編てつすることは新24条の趣旨に反すると考えられる。」とのことであるが、訴訟記録に編てつしない場合であっても、例えば受訴裁判所の裁判官又は書記官が、弁論期日外証拠調べに際して、自らの手控えとして対象行政文書の写しの作成、対象文書の写真撮影、筆写を行った場合には、何らかの法的制裁が科せられるか否か教示されたい。

(9)　弁論期日外証拠調べを行った裁判官が、退官後、対象となった行政文書に記載されていた情報でいまだ実質秘であるものを漏らした場合には、いかなる制裁が科せられることとなるのか、具体的かつ網羅的に教示されたい。

(10)　貴室の説明によれば、弁論期日外証拠調べをすることとされた行政文書を被告が受訴裁判所に提出又は提示しないと当該事実が弁論の全趣旨として被告に不利益にしん酌される可能性があるとのことであるが、行政文書に記録されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法について当該情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、当該情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものもあり、そのような点を考慮しない現在の案文には、重大な欠陥があると言わざるを得ない。

①　インカメラ審理手続と情報保全との矛盾・抵触を回避するためには、現在内閣官房において起草中の情報保全法制との一体的な制度設計が不可欠であり、例えば厳格な要件の下に被告が対象文書の提出又は提示を拒むことができる旨の規定を設けるなどして、対象文書を裁判所に提出又は提示しないことが弁論の全趣旨として被告に不当に不利にしん酌されることのないような制度を構築する必要があると考えるところ、この点についての御見解を伺いたい。

②　上記のとおり、インカメラ審理手続と情報保全との矛盾・抵触を回避するためには、現在内閣官房において起草中の情報保全法制との一体的な制度設計が不可欠であると思われるところ、情報保全の観点に関する検討が

不十分なまま本法案の閣議決定を行うこととする理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。

8　附則第２条第４項関係

裁判所は、改正法の施行の際現に係属している情報公開訴訟において、改正法の施行後、第23条の規定による処分又は第24条の規定による証拠調べをすることができることとなると解してよいか教示されたい。

事　務　連　絡
平成２３年2月１７日

警察庁　御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について２月１６日付で提出のあった御質問に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御質問がある場合には、２月１８日（金）１２：００までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、再質問はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

＜参考＞
意見提出期限：２月２１日（月）１７：００
閣議：３月上旬（予定）

[本件連絡先]
内閣官房情報公開法改正準備室
担　当：野澤、脇
電　話：０３－６９１０－０２０１
ＦＡＸ：０３－３５０４－１８３３
E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1．総論

貴室からの本年１月 19 日付け事務連絡に基づき当庁情報公開・個人情報保護室から提出した合計 105 問の「お問い合わせ」に対する貴室からの回答は、条文の加除訂正等により失効したと合理的に判断される部分を除き、改正法案に対する質問への回答と位置付けられるものと解してよろしいか。

(回答)

貴見のとおり。

2．改正後の第５条関係

（１）貴室の事前説明によれば、「３号及び４号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するにふさわしいものに限定して適用されるべき」とのことであるが、これは、行政機関の長が不開示決定を行うに際し第５条第１号、第２号、第５号又は第６号を適用する場合には、第５条第３号又は第４号を重畳適用すべきでないとの御認識を示したものであるか否か教示されたい。

(回答)

法５条３号及び４号に係る改正は、各行政機関の長における適切な判断の結果、同条１号、２号、５号又は６号に該当する情報が、重ねて３号又は４号に該当するものと判断されたとき、それらの適用がなされることを妨げるものではない。

（２）貴室の事前説明によれば、「３号及び４号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するにふさわしいものに限定して適用されるべき」とのことであるが、これは、

- 情報公開訴訟において、第３号及び第４号の該当性に関する抗弁は予備的抗弁として位置付けられることとなるとの御認識

  又は

- 第３号及び第４号の該当性に関する抗弁はあたかも相殺の抗弁のごとく他の号の該当性に関する抗弁が成立しないことを前提として最後にその成否が審理されるべきであるとの御認識

を示したものであるか否か教示されたい。

(回答)

上記（1）に述べた通り、法５条１号、２号、５号又は６号と、３号又は４

号とが重複して一つの情報に適用されることは、改正法の下でもあり得ることである。

したがって、情報公開訴訟において、第３号及び第４号の該当性に関する抗弁は予備的抗弁として位置付けられるものではないこと、複数の抗弁事由のうち、いずれを審理するべきかは、個々の裁判所の裁量により決せられるべき事項であることは、いずれも改正法の下においても変更はない。

（３）　貴室の事前説明によれば、「審査会の答申では、諮問庁が３号及び４号と他の類型の不開示情報を併せて主張している場合には、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多い。（例：審査会答申 15-376、15-481、14-384、14-417）」とのことであるが、これらの答申については、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）における不開示情報の該当性判断に関する審理の順序を推察することができるにとどまるものと認識しているところである。

そうであれば、貴室においては、審査会における不開示情報判断の審理順序をもって「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定（３号及び４号）の適用を主張するケースが見られる。」（Ｑ＆Ａ　２－４）との指摘をされたこととなるが、その考え方について更に具体的かつ詳細に教示されたい。

（回答）

これらは、行政機関の長が５条３号又は４号と他の類型の不開示情報に該当することを併せて主張している場合であり、審査会において他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っているものである。このため、他の不開示情報の該当性については妥当とされていることから、５条３号及び４号の不開示情報該当性の妥当性については明確にはなっていないものの、５条３号及び４号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されることとなるよう留意すべきものであることは変わらない。

（４）　貴室の事前説明によれば、「行政機関が３号又は４号に該当することを主張していることの妥当性が認められなかった例も審査会の答申において見られるところである。（例：審査会答申 14-188、15-224、14-434）」とのことであるが、これらの答申はいずれも、諮問庁が３号及び４号と他の類型の不開示情報を併せて主張しているものではなく、３号又は４号の該当性のみを主張してそれが認められなかったケースであり、なぜそのことが

「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定（３号及び４号）の適用を主張するケースが見られる。」（Ｑ＆Ａの２－４）との指摘の根拠となるのか、その考え方について更に具体的かつ詳細に教示されたい。

（回答）

これらは、行政機関の長が５条３号又は４号に該当することを主張しているものであり、審査会においてその妥当性が認められなかったものであって、他の不開示情報に該当するものであるかどうかについては、明確にはなっていないものである。しかしながら、行政機関の長において、５条３号又は４号の適用が妥当でないとされており、仮に当該情報が不開示とされるべき情報であったとしても５条３号又は４号に規定するおそれによるものではなく、５条３号及び４号の規定については、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されることとなるよう留意すべきものであることは変わらない。

（５）　貴室の事前説明によれば、「相当の理由」を「十分な理由」に改めることによって「更に厳格な理由が必要」とされるとのことであるが、現行規定と判断が異なることとなる具体例も示しつつ、「相当の理由」であった場合よりも考慮が必要となる要素等その差異について更に具体的かつ詳細に教示されたい。

（回答）

不開示情報への該当性の判断に当たっては、判断時点の社会情勢や関係者との信頼関係など多様な要素を踏まえることとなるため、一概に現行法における事例を基に５条３号又は４号に該当するかどうかについての具体例を示すことは困難であるが、「十分な理由」は「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要とされるとする趣旨である。

３．改正後の第９条第３項関係

開示請求に係る行政文書を保有していないことを理由とする不開示決定に際し、開示請求に係る行政文書を現に保有せず、かつ、過去にも保有したことがない場合には、例えば「作成又は取得」がない旨を適示すれば足りると解してよろしいか。

（回答）

開示請求に係る行政文書を保有していないことを決定の根拠とする場合は、行政文書の保有の有無に関する理由について、個別の事案に即してできる限り具体的に記載する必要があるが、例えば、開示請求に係る行政文書の作成又は取得をしていない場合は、「本開示請求に係る文書はそもそも作成・取得していないため不開示とした。」や「本開示請求に係る文書は作成しない慣行となっており、実際に存在しないため不開示とした。」などが考えられる。

4　改正後の第11条関係

（1）開示請求者が第３項の規定に基づき提起した情報公開訴訟における攻撃防御の構造について（特に抗弁と再抗弁の要件事実について）具体的かつ詳細に教示されたい。

（回答）

開示請求者が不開示決定がなされたものとみなしてこれに対する不服申立て等を行った場合には、行政機関の長の当該不開示決定の適法性・妥当性が争われることとなる。

したがって、抗弁事由としては法５条各号該当性であり、再抗弁事由としては、例えば５条１号が抗弁として主張されている場合においては、５条１号イから二までの該当性を主張することが想定される。

（2）開示請求者が第３項の規定に基づき提起した情報公開訴訟の事実審口頭弁論終結前に不開示決定をした場合、その後どのような手続・処理を行うこととなるのか教示されたい。

（回答）

原告は１１条３項に基づき残りの行政文書について不開示決定を受けたものとみなすことができることから、再度の全部不開示決定を下したとしても、１１条３項に基づく不開示処分を争う手続きは影響を受けないと考えられる。

また、開示請求者が１１条３項に基づいて残りの行政文書について不開示決定を受けたとみなした後に、行政機関の長が一部開示決定をした場合には、当該開示部分につき、訴えの利益が失われると解する。

（3）開示請求者が第３項の規定に基づき義務付け訴訟を提起した場合の終局判決としては、現在給付の訴えに対する将来給付判決が認められていることとの対比で、一部認容判決として、一定の期限までに開示することを命ずる判決もあり得るのか教示されたい。

（回答）

原告の請求や裁判所の判断に委ねられる部分ではあるが、義務付訴訟の形態として、一定の期限までに開示することを原告が請求している場合には、そのような判断もあり得ると考えられる。

（４）開示請求者が第３項の規定に基づき情報公開訴訟を提起し、引き続き、開示請求に対する処分に先立ち原告敗訴の終局判決がなされ、確定した場合であっても、行政機関においては、開示請求に対し、何らかの処分を行わなければならないことに変わりはないのか、教示されたい。

（回答）

原告敗訴の終局判決がなされ、それが確定した場合には、確定判決後に何等かの処分を要することは想定されない。

（５）例えば、膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる作業量を要するため延長をしたような場合には、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても、物理的に不可能であるがゆえに開示決定等に至らないケースの発生もあり得るものと認識している。

① このような場合、情報公開訴訟を提起して仮に勝訴判決を得たとしても開示請求者の望む結果は得られないこととなるが、これは、同項を規定することにより開示請求者の権利利益の救済を図ろうとした制度趣旨とも矛盾することとなりかねないが、この点に係る考え方について具体的かつ詳細に教示されたい。

② このような場合に第３項の規定による情報公開訴訟や不服申立てがなされたならば、訴訟対応や不服申立てへの対応に人員が割かれる結果、特例延長の期間内に開示決定等をすることができなくなるおそれが生じる事態も十分想定される以上、開示請求者の権利救済と行政機関における事務負担増大の調和の観点から、みなし規定による権利が行使された場合には特例延長の期間を再延長することができる旨の規定を設けるなどの手当てを行うことも考えられるところ、この点に係る貴室の御見解を伺いたい。

（回答）

①について

みなし規定の導入により、開示請求者は、期限（期間）を超過しても開示決定等がされない状況を回避し、期限（期間）を超過した段階で不開示決定があったものとみなして、これについて不服申立て又は訴訟の提起を行うことが可能となる。

なお、開示請求者においては、期限（期間）を超過したからといって直ちに不開示決定があったものとみなして不服申立て又は提訴を行うことはせず、行政機関における当該開示請求に係る事務の処理状況を踏まえ、行政機関の長が開示決定等を行うのを待つか、あるいは、不開示決定があったものとみなすかを判断することが可能である。その意味で、開示請求者の権利利益の救済につながると解する。

②について

ご指摘の特例延長の期間とは、第１１条第３項の期間のことであると考えられるが、当該期間はみなし規定の適用の可否を判断するために定められているものであるから、みなし規定の適用により既に訴訟が提起され又は不服申立てがされている場合において当該期間をさらに延長することに意味は見い出せないものと考えられる。なお、実務上は、開示請求者に対して、開示決定等ができる見込みの時期を適宜通知することも考えられる。

５．改正後の第16条関係

（１）平成22年８月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５には「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」とあるが、法案においては当該とりまとめのその他の項目が悉く忠実に条文化されているにもかかわらず、適正な開示請求及び開示情報の適正利用に係る事項のみが明記されていない理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。

（回答）

濫用的な開示請求への対処については、これまでと同様に、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとし、その具体的な運用に係るガイドラインを作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたいと考えている。

なお、濫用的な開示請求への対処に関し、御指摘の点について、内閣法制局からは、確認的規定のような法的効果がない規定を置くことはできない旨を強く指摘されているところである。

（２）開示請求手数料の原則廃止について、貴室の事前説明によれば「法に従った適正な開示請求がなされるよう、改正点について十分な周知を行ってまいりたい。」とのことであるが、例えば、実質的には会社の請求であっても当該会社と無関係の自然人を介在させて請求すれば無料になることが広範に知られることとなれば、むしろ法の抜け穴を教示する結果ともなりかねないが、この点に係る貴室の御見解を教示されたい。

（回答）

御指摘のような不適正な開示請求がなされないよう、行政機関の窓口における的確な対応及び改正点についての十分な周知を図ってまいりたい。

（３）　第７項中「正当な理由」の意義について、具体例を示しつつ詳細に教示されたい。

（回答）

例えば、災害や病気療養が考えられる。

（４）　第８項中「政令で定めるところにより」とあるが、いかなる事項を政令で定める予定であるのか具体的かつ詳細に教示されたい。

（回答）

第１６条第８項の「政令で定めるところにより」については、送付に要する費用の納付方法を政令で定めることを想定しているが、詳細については、今後検討してまいりたい。

（５）第８項中「送付に要する費用」とあるが、その具体的な金額を教示されたい。

（回答）

「送付に要する費用」の納付については、現行の行政文書の写しの送付の場合（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第１３条第４項）と同様に、一般的には郵便切手によることになると考える。

その額については、第９条第１項又は第２項の規定による通知（開示決定等通知）に係る書面の場合は一般的に８０円、行政文書の写しの場合はその量によることになると考える。

6．改正後の第21条関係

（1）第1項の規定による協議は、審査会の答申内容に沿った裁決又は決定であるかどうかについて確認し、当該答申の実効性を高める役割も果たす旨の説明を受けているが、開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合には、諮問庁としては、答申に反する裁決又は決定を行う余地は全くないと認められるところ、このような場合にすら内閣総理大臣との協議を必要とする理由について、具体的かつ詳細に教示されたい。

（回答）

貴庁が示された場合においては、答申の趣旨に反した裁決・決定及び行政機関情報公開法7条に該当するため開示とすることは考えられないため、可能な限り簡素な協議となるよう運用について検討して参りたい。

（2）貴室の事前説明によれば、内閣総理大臣は、同意・不同意の判断に当たり対象行政文書の提出を求めることが「あり得る」とのことであるが、

① これは、原則的には対象行政文書の提出を求めない趣旨であると解してよろしいか。対象行政文書を見ないで公益裁量開示の是非を含めた同意・不同意の判断を適切に行うことは極めて困難であると思料されるが、この点に関する御見解を伺いたい。

（回答）

同意・不同意の判断にあたり必要がある場合は、対象行政文書の提出を求めることがあり得るという趣旨である。したがって、同意・不同意の判断を適切に行うことが極めて困難である場合は、提出を求めることになる。

② 当該提出要求は、内閣府設置法の改正により追加される所掌事務を遂行するためのものとして、内閣府設置法第7条第7項の規定に基づき行われるものであるか否か教示されたい。

（回答）

貴見のとおり。

③ 当該事務は、内閣府設置法の改正（改正法案による改正後の内閣府設置法第4条第3項第41号の2を指すと察する。）により追加される所掌

事務の一環として、同法第７条第７項の規定に基づき行われるものとすれば、同法はいわゆる行政組織法であり、その所掌事務に係る規定は当該文書の提出を法的に義務付ける根拠規定とはならないと解されるので、当該文書の提出は諮問庁の任意の協力がなければ実現しないものと解してよろしいか。

（回答）
内閣府設置法７条７項の趣旨にかんがみ、当該文書を保有する各行政機関の長が、内閣総理大臣の提出の要求への対応を判断することになる。

（３）内閣総理大臣は、不服申立てにおいて公益裁量開示がなされなかったことが違法ないし不当である旨の主張がなされていない場合であっても、公益裁量開示の要否について判断するのか否か教示されたい。

（回答）
不服申立てに対する裁決・決定において、７条該当性について明示的に不服申立人が主張しなかった場合であっても、なお公益裁量開示の適用の余地はありうることから、21 条における同意及び措置要求制度においても、公益裁量開示の要否について判断することになる。

（４）内閣総理大臣との同意協議については、明文上、情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条第１項に規定する口頭で意見を述べる機会と同様の機会が保障されていないが、当該協議に際して諮問庁が内閣総理大臣に口頭で意見を述べる機会が設けられることとなるのか否か教示されたい。

（回答）
当該協議にあたっては、同意・不同意の判断に必要がある場合には、諮問庁に説明を求めることがあり得る。

（５）公益裁量開示の拡充という趣旨からすれば、内閣総理大臣の同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定する理由はないように思われるが、同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定する理由について教示されたい。

（回答）
不服申立てがなされたものについては、請求者が行政機関の開示決定等の判

断に納得していないケースであり、かつ、情報公開・個人情報保護審査会における審議を経て不開示情報該当性や当該不開示情報を開示することによる影響と開示することによる公益上の影響に関する論点整理が進んでいることが想定されるため、より効率的な実務と審査会の活用の観点から、同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定するものである。

（6） 貴室の事前説明によれば、内閣総理大臣が裁量的開示を行うよう行政機関の長に対し求め、第３項の規定により当該行政機関の長がその要求に沿った措置を行った結果、当該開示処分により第三者が被害を被った場合の国家賠償訴訟については、「国家賠償法に基づき、国が被告となる」とのことであるが、当該訴訟においては、法務大臣が国を代表し（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第１条）、所管庁は内閣府となるものと解してよろしいか。

（回答）

訴訟代理人（指定代理人）については、最終的な裁決・決定権者が行政機関の長であることから、指定代理人には当該行政機関の職員が充てられるものと考えられる（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律５条１項）。もっとも、当該行政機関の職員と内閣府職員とが密接に連絡を取り合って訴訟準備に当たることができることから、これにより内閣総理大臣の高度の行政的判断の内容が適切に主張されることが想定される。

７．改正法案による改正後の第24条関係

（1） 貴室の事前説明によれば、裁判官に対して官吏服務紀律が「適用される」とのことであるが、これは、昭和22年12月31日限りで失効した同紀律につき、国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律（昭和22年法律第121号）第１項では、官吏その他の政府職員の服務等に関する事項についてはその官職について国家公務員法の規定が適用されるまでの間「従前の例による」とされているところ、当該規定による取扱いを意味するものと解してよろしいか。

（回答）

官吏服務紀律（明治20年7月30日勅令３９号）については、貴見のとおりである。なお、昭和51年10月28日参議院法務委員会において、最高裁判所長官代理者（勝見嘉美氏）の発言として「裁判官につきまして現在も法律上は官吏服務紀律が適用されるというふうに解しております。」とされている。

（2）　貴室の事前説明によれば、存否応答拒否の場合には、行政文書を直接見分してその記載内容が不開示情報に該当するかどうかを判断するという弁論期日外証拠調べの制度趣旨が適合しないことから、「特に必要があると認めるとき」という要件を満たすかどうか疑わしい上、証拠となるべき行政文書の存否が明らかでなく、証拠調べの目的物を特定することができないから、証拠として採用する旨の決定をすることは考えにくいと思われるとのことである。

①　しかしながら、実体審理は請求原因が特定されていることを前提とする以上、受訴裁判所として、原告が特定した請求原因の限度で証拠調べの目的物が特定されていると認めることは可能なのではないか。また、一般論としては、存否応答拒否処分の場合にあっても、行政文書を直接見分することが争点に対する判断を行う上で有益であることは疑いないのであるから、真実は対象文書が不存在であるにもかかわらず、受訴裁判所が弁論を通じて対象文書が実在するとの誤った心証を抱くに至った場合には、「特に必要があると認めるとき」という要件を満たすとの判断に至ることも十分考えられるのではないか。これら２点の懸念に係る御見解を伺いたい。

（回答前段）

仮に、証拠調べの目的物が特定されていると判断される場合があるとしても、当該目的物が存在していることの証明は困難であると考えられ、裁判所が証拠として採用することは難しいと考えられる。

（回答後段）

裁判所が要件の判断を誤った場合の問題は法律上の要件そのものの問題ではないため、質問として適切であるかどうか疑問があるが、強いて言えば、真実は対象文書が不存在であるにもかかわらず裁判所が誤って弁論期日外証拠調べを採用した場合には、証拠調べを実施することができないという結果に終わるにすぎないと考えられる。

②　また、そもそも存否応答拒否の場合には、当該証拠調べの制度趣旨が適合しないとの前提であれば、存否応答拒否に係るケースを当該制度の対象から除外する旨の規定を設けるべきと考えるが、この点に係る御見解を伺いたい。

（回答）

当該事件について判断するための証拠調べに弁論期日外証拠調べが適合するかどうかは「特に必要がある」という要件の有無として考慮される。存否の応答を拒否し得る場合に該当するか否かが争われることもあり得ることからすれば、これを法律上除外せず、「特に必要がある」という要件の適切な判断に委ねることが相当である。

③　現在の案文においては、存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟において弁論期日外証拠調べが行う旨の決定がなされる可能性は決して皆無ではないと認識しているが、真実は対象文書が不存在であり、証拠調べを行うことが物理的に不可能な場合でも、例えば証拠調べをした旨の記載のある調書が作成されるなど、対象文書不存在の事実がその後の訴訟手続や訴訟記録の閲覧を通じて原告に露見することが決してないような配慮が確実になされるのか否か教示されたい。

（回答）

前記のとおり、存否応答拒否の際に当該行政文書を証拠として採用する旨の決定をすることは考えにくいが、仮に御指摘のようなケースがあった場合には、被告は証拠調べ期日においても存否の応答を拒否し、結果として証拠調べが実施できないこととなると考えられる。この場合には、被告が対象となる行政文書の存否を明らかにしないため、証拠調べを実施することができなかった旨が調書に記載されることになると考えられ、訴訟記録の閲覧等を通じて行政文書の存否が露見するということは考えにくい。~~回答：前記のとおり、存否応答拒否の際に当該行政文書を証拠として採用する旨の決定をすることは考えにくいが、仮に御指摘のようなケースがあった場合には、被告は証拠調べ期日においても存否の応答を拒否し、結果として証拠調べが実施できないこととなると考えられる。この場合には、被告が対象となる行政文書の存否を明らかにしないため、証拠調べを実施することができなかった旨が調書に記載されることになると考えられ、訴訟記録の閲覧等を通じて行政文書の存否が露見するということは考えにくい。~~

④　真実は対象文書が不存在であり、証拠調べを行うことが物理的に不可能であるにもかかわらず、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定がなされ得るのは、存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟の場合に限られないと考えられる。

すなわち、開示決定等をした時点における対象行政文書の実在性に関

し、原告が、過去のある時点における処分庁による対象行政文書の保有を主張立証した場合には、処分庁による対象行政文書の保有がその後も（開示決定等の時点まで）継続していることが事実上推認されると判示した下級審判例が存在し（東京地判平成 22 年４月９日）、この判例の立場によれば、被告が過去のある時点における処分庁による対象行政文書の保有について自白した場合には、真実はその後対象行政文書が滅失したにもかかわらず、裁判所がその旨の被告の主張を措信せず、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定を行う可能性が排除しきれないと考えられる。このような場合には、被告としては弁論期日外証拠調べに係る調書が作成されずとも何の痛痒も感じないが、調書の作成の有無の点で③と異なる取扱いがなされることとなるのか否か（異なる取扱いとなるのであればその理由も含めて）教示されたい。

（回答）

裁判所が要件の判断を誤った場合の問題は法律上の要件そのものの問題ではないことから、質問として適切であるか疑問があるが、仮に御指摘のようなケースがあった場合には、結果として証拠調べを実施することができず、調書には証拠調べができなかった旨が記載されることになると考えられる。

（３）提出文書の留置について定めた民事訴訟法 227 条の規定は、検証としての弁論期日外証拠調べには適用も準用もされないと解してよろしいか。

（回答）

本法律案は、民事訴訟法 227 条の適用を排除する規定を設けていないため、同条は弁論期日外証拠調べの対象となる行政文書にも適用される。しかし、裁判所が必要と認めるときには当該行政文書を再度見分する手段があること（法２４条４項）、同項に再度提示の規定を置いた趣旨はそもそも裁判所に弁論期日外証拠調べの対象となる証拠である行政文書の写しを提出させないことであることを鑑みると、民事訴訟法 227 条に基づく行政文書の留置の必要性が肯定される場合は想定しにくい。

なお、現行の民事訴訟法 223 条 6 項に基づくいわゆるインカメラでも対象となる文書を裁判所が保管することができるとされている（規則１４１条）ことに鑑みると，機密が漏洩する危険性や行政機関の不利益という点でこれと変わりのない弁論期日外証拠調べにおいて、民事訴訟法 227 条を排除する合理性は存在しない。

（４）現在の案文を前提とした場合、対象文書を保有する行政機関の長が原告不在の場で受訴裁判所に対し対象文書を示しながら不開示情報の該当性を具体的に説明する機会は設けられていないと解してよろしいか教示されたい。

（回答）

被告が弁論期日外証拠調べに立ち会うことはあるが（法２４条３項）、その際に，例えば行政文書の内容が不開示情報に該当するという評価に関わる主張をするなど，実質的な弁論を行うことはできない。

（５）現在の案文を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に対象文書が立会書記官の目に入らないような形で証拠調べを行うか否かの判断は受訴裁判所の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示されたい。

（回答）

対象文書が立会書記官の目に入らないような形で証拠調べを行うか否かの判断は、裁判長の訴訟指揮権に属すると考えられる。なお、被告は、行政文書の内容が書記官の目に触れない方法での証拠調べの実施を求めるとか、事務官又は司法修習生を弁論期日外証拠調べに立ち会わせないことを求めるなど、証拠調べの実施方法について意見を述べることができる。

（６）現在の案文を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に裁判所事務官を裁判官室へ立ち入らせないか否かの判断は受訴裁判所の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示されたい。

（回答）

事務官を立ち会わせるかどうかの判断は裁判長の訴訟指揮権に属すると考えられる（弁論期日外証拠調べは裁判官室で行われるとは限らないため、御質問の「裁判官室」は弁論期日外証拠調べを実施する場所を意味するものと解して回答した。）。なお、被告は、上述（5）回答のとおり、証拠調べの実施方法について意見を述べることも可能である。

（７）現在の案文を前提とした場合、弁論期日外証拠調べを行う際に司法修習生を裁判官室から退出させるか否かの判断は部総括判事又は指導担当裁判官の裁量に属する事項であると解してよろしいか教示されたい。

（回答）

司法修習生を弁論期日外証拠調べに立ち会わせるかどうかの判断は裁判長の訴訟指揮権に属すると考えられる。なお、被告は、上述（5）回答のとおり、証拠調べの実施方法について意見を述べることも可能である。

（８）貴室の事前説明によれば、「対象となった行政文書の内容が判明するような写し、写真、筆写を行い、訴訟記録に編てつすることは新24条の趣旨に反すると考えられる。」とのことであるが、訴訟記録に編てつしない場合であっても、例えば受訴裁判所の裁判官又は書記官が、弁論期日外証拠調べに際して、自らの手控えとして対象行政文書の写しの作成、対象文書の写真撮影、筆写を行った場合には、何らかの法的制裁が科せられるか否か教示されたい。

（回答）

裁判官ないし書記官が自らの手控えとして、対象行政文書の写しの作成、対象文書の写真撮影、筆写を行ったのみの場合には、当該行為に対して何らかの法的制裁が科せられることは予定されていない。

もっとも、手控えを超え、秘密を漏えいした場合には、裁判官には、官吏服務紀律４条１項により守秘義務が課されており、同義務に違反して秘密を漏えいした場合、職務上の義務違反として弾劾事由（裁判官弾劾法２条１号）、懲戒事由（裁判所法４９条）に該当する可能性がある。また、裁判所書記官には、一般職の国家公務員と同じく守秘義務が課され、罰則も設けられている（裁判所職員臨時措置法１号、国家公務員法１００条１項、１０９条１２号）。

（９）弁論期日外証拠調べを行った裁判官が、退官後、対象となった行政文書に記載されていた情報でいまだ実質秘であるものを漏らした場合には、いかなる制裁が科せられることとなるのか、具体的かつ網羅的に教示されたい。

（回答）

官吏服務紀律４条は「官吏ハ己ノ職務ニ関スルト又ハ他ノ官吏ヨリ聞知シタルトヲ問ハス官ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ禁ス其職ヲ退ク後ニ於テモ亦同様トス」と規定しているので、退官後の裁判官も守秘義務を負う。退官後の裁判官が実質秘を洩らした場合に、当該元裁判官に制裁を科す規定は想定されていない。

参考：金築最高裁判所長官代理者「裁判官の服務につきましては、裁判所法、

それから裁判官弾劾法、官吏服務紀律等におきましていろいろな義務が規定されておりますが、こうした規定によるほか、個々の裁判官におきまして、これらの規定や国家公務員倫理法等の規定の趣旨、内容を尊重するなどして、みずから律することによって倫理を保持してきたところでございます。」（１５１－衆－法務委員会３－１８）

（１０）貴室の説明によれば、弁論期日外証拠調べをすることとされた行政文書を被告が受訴裁判所に提出又は提示しないと当該事実が弁論の全趣旨として被告に不利益にしん酌される可能性があるとのことであるが、行政文書に記録されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法について当該情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、当該情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものもあり、そのような点を考慮しない現在の案文には、重大な欠陥があると言わざるを得ない。

① インカメラ審理手続と情報保全との矛盾・抵触を回避するためには、現在内閣官房において起草中の情報保全法制との一体的な制度設計が不可欠であり、例えば厳格な要件の下に被告が対象文書の提出又は提示を拒むことができる旨の規定を設けるなどして、対象文書を裁判所に提出又は提示しないことが弁論の全趣旨として被告に不当に不利にしん酌されることのないような制度を構築する必要があると考えるところ、この点についての御見解を伺いたい。

（回答）

弁論期日外証拠調べには、「特に必要があると認めるとき」という厳格な必要性の要件が課されており、他の証拠によって不開示情報該当性が判断できる場合には、弁論期日外証拠調べは実施されない。厳格な要件の下であっても提出又は提示を拒絶することが正当化される程度に保秘の必要性が高い情報については、他の証拠によって不開示情報に該当することを立証することが容易であると考えられるから、多くの場合は弁論期日外証拠調べの必要性が否定されると考えられる。したがって、例外的な要件の下で提出等を拒絶する制度を設けることにどれだけの意義があるかは慎重に吟味する必要があると考えられる。

② 上記のとおり、インカメラ審理手続と情報保全との矛盾・抵触を回避するためには、現在内閣官房において起草中の情報保全法制との一体的な制度設計が不可欠であると思われるところ、情報保全の観点に関する検討が不十分なまま本法案の閣議決定を行うこととする理由について、具

体的かつ詳細に教示されたい。

（回答）

秘密保全法制は、情報漏洩が発生する等、情報の管理が不適切である場合において、情報管理を適切に行うことを義務づけるとともに、守秘義務違反に関する罰則強化などが主な内容になることが想定される。

他方、情報公開法は、情報が適切に管理されていることを前提として、これを国民の知る権利に資するように開示請求権制度を整備し、積極的情報提供を義務づけるもの。従って、秘密保全法制と情報公開法は相反するものではない。

８．附則第２条第４項関係

裁判所は、改正法の施行の際現に係属している情報公開訴訟において、改正法の施行後、第 23 条の規定による処分又は第 24 条の規定による証拠調べをすることができることとなると解してよいか教示されたい。

（回答）

貴見のとおり。

室　長	課長補佐	係　長

見出しの法令協議に関して、下記のとおり再質問を提出してよろしいか伺います。
平成23年2月17日

企画係担当官　殿

事　務　連　絡　[redacted]
平成23年2月18日
情報公開・個人情報保護室

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(案)」について（再質問）

見出しの件について、下記のとおり再質問を提出しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

1　改正法案による改正後の第11条関係

(1)　現行の第11条各号列記以外の部分中「開示請求に係る行政文書が著しく大量」の該当性について、一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況も考慮した上で判断されるとの解釈（総務省行政管理局編『詳解情報公開法』）は、改正法案による改正後も変わらないと解してよろしいか。

(2)　開示請求者が第３項の規定に基づき提起した情報公開訴訟（以下「みなし規定訴訟」という。）における攻撃防御の構造が理論的には通常の情報公開訴訟におけるそれと異ならないことは首肯できるが、みなし規定訴訟においては、現実には不開示決定がなされていない以上、対象行政文書に係る法５条各号該当性が抗弁事由となるというのは不自然に思われるし、また、現実的に見ても、行政機関は開示・不開示の判断を行っている最中なのであるから、対象行政文書に係る法５条各号該当性について主張立証を尽くすことは容易でない。現実にみなし規定訴訟が提起された場合、被告としては、第11条を適用したことの適法性や、第11条第２号の規定による期限は妥当なものであることを主張することが予想されるから、これらの点を基礎付ける評価根拠事実が抗弁事由となり、さらにその評価障害事実が再抗弁事由となると捉えた方が実態に即していると思われるが、いかがか。

(3)　質問の４(5)②に記載の「特例延長の期間」とは、第11条第１項第２号の「残りの行政文書について開示決定等をする期限」を指す意図であったので、再度質問する。例えば、膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる作業量を要するため延長をしたような場合には、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても、物理的に不可能であるがゆえに開示決定等に至らないケースの発生もあり得るものと認識している。このような場合にみなし規定訴訟や不服申立てがなされたならば、

訴訟対応や不服申立てへの対応に人員が割かれる結果、第11条第２号の規定による期限までに開示決定等をすることができなくなるおそれが生じる事態も十分想定される以上、開示請求者の権利救済と行政機関における事務負担増大の調和の観点から、みなし規定による権利が行使された場合には、いったん通知した第11条第１項第２号の期限について、改めて期限を定めて通知するとができる旨の規定を設けるなどの手当てを行うことも考えられるところ、この点に係る貴室の御見解を伺いたい。

(4)　「原告敗訴の終結判決がなされ、それが確定した場合には、確定判決後に何らかの処分を要することは想定されない。」との回答を受けたが、質問の趣旨は、みなし規定訴訟において原告敗訴の終局判決が確定した場合、行政機関としては残りの文書に対して開示等決定に向けた作業を続ける必要があるかどうかということである。みなし規定訴訟において原告が敗訴した場合、残りの文書については開示・不開示の作業を中止してよいということか。

2　改正法案による改正後の第16条関係

(1)　濫用的請求は、国の行政機関や地方公共団体における情報公開業務にとって大きな支障となっており、地方公共団体の中には、適正な請求や濫用防止に関する規定を情報公開条例に盛り込む例が増加しているところである。~~法技術的な観点は措くとしても~~、適正な請求や濫用防止に関する規定を改正法案に盛り込む必要性については御認識されているのか否か、御見解を伺いたい。

(2)　開示請求手数料の原則無料化に係る改正点について十分な周知を行うと、むしろ法の抜け穴を教示する結果ともなりかねないとの懸念に対し、「御指摘のような不適正な開示請求がなされないよう、行政機関の窓口における的確な対応及び改正点についての十分な周知を図ってまいりたい。」との回答を受けたが、前段は、行政機関の窓口において開示請求者が会社等の従業者等として請求しているのか否かを判断することは困難であり現実的でなく、後段はこれまでに説明を受けていることの繰り返しにすぎないことから、何ら回答を頂いていないに等しいので、誠実に回答願いたい。

(3)　第８項の「送付に要する費用」として、例えば開示決定等通知書を特定記録郵便で送付する場合には230円を納付させることができるものと解してよろしいか教示願いたい。

3　改正法案による改正後の第21条関係

(1)　開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合には、答申の趣旨に反した裁決・決定及び行政機関情報公開法７条に該当するため開示とすることは考えられないため、

そのようなケースについては協議の対象から除外する旨を改正法案に明記すべきであると考えるが、この点に関する御見解を伺いたい。

(2) 情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条第１項において、口頭で意見を述べる機会が諮問庁に保障されていることとの均衡から、内閣総理大臣との同意協議に際しても、諮問庁が内閣総理大臣に口頭で意見を述べる機会を保障すべきであると考えるが、この点に関する御見解を伺いたい。

4 改正法案による改正後の第23条関係

本条の規定による処分に基づき行政機関の長から受訴裁判所に提出された資料は、訴訟記録に編てつされるか否か教示願いたい。

5 改正法案による改正後の第24条関係

(1) 証拠調べの実施方法についての意見として「裁判官ないし書記官が自らの手控えとしてであっても対象行政文書の写しの作成、対象文書の写真撮影、筆写を行わないことを求める」旨を述べることは可能であると解してよろしいか教示願いたい。

(2) 存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟において、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定がなされ、被告が証拠調べ期日においても存否の応答を拒否したとしても、口頭弁論に現れた一切の状況からして、行政機関の長が存否応答拒否処分をしたことに合理性があると認められる場合には、証拠調べ期日において対象行政文書を提出又は提示しなかったことが弁論の全趣旨として被告に不利にしん酌されるとは考えにくいと解してよろしいか。一般論でよいので御見解を伺いたい。

6 その他

市町村の情報公開条例の中には「訴訟に関する書類」が適用除外とされていない例が少なからず存在し、例えば、警察が市町村長に対して発した捜査関係事項照会書が開示請求に係る対象文書として特定される事態が懸念されるところである（市区町村長に対する保有個人情報開示請求においては複数の実例を把握している。）。情報公開法制においては地方公共団体における情報公開が条例に委ねられているとはいえ、国の利害に係る書類である「訴訟に関する書類」については、法律で一律に、情報公開条例において適用除外とすることも技術的に可能なのではないか。今回、情報公開法を抜本的に改正するのを機に、そのような枠組みについても御検討願いたいと考えているところであるが、いかがか。もし前向きに検討していただけるようであれば、問題意識をより詳細に開陳する用意がある。

情公室から内閣官房へ提出
2/18 11:30

内閣官房情報公開法改正準備室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年２月18日
警　　察　　庁

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（再質問）

見出しの件について、下記のとおり再質問を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

なお、再々質問があり得ること及び再質問に対する十分な回答が得られるまでの間は意見の提出を留保することを申し添えます。

記

1　改正法案による改正後の第11条関係

(1)　現行の第11条各号列記以外の部分中「開示請求に係る行政文書が著しく大量」の該当性について、一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況も考慮した上で判断されるとの解釈（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」）は、改正法案による改正後も変わらないと解してよろしいか。

(2)　開示請求者が第３項の規定に基づき提起した情報公開訴訟（以下「みなし規定訴訟」という。）における攻撃防御の構造が理論的には通常の情報公開訴訟におけるそれと異ならないことは首肯できるが、みなし規定訴訟においては、現実には不開示決定がなされていない以上、対象行政文書に係る法５条各号該当性が抗弁事由となるというのは不自然に思われるし、また、現実的に見ても、行政機関は開示・不開示の判断を行っている最中なのであるから、対象行政文書に係る法５条各号該当性について主張立証を尽くすことは容易でない。現実にみなし規定訴訟が提起された場合、被告としては、第11条を適用したことの適法性や、第11条第２号の規定による期限は妥当なものであることを主張することが予想されるから、これらの点を基礎付ける評価根拠事実が抗弁事由となり、さらにその評価障害事実が再抗弁事由となると捉えた方が実態に即していると思われるが、いかがか。

(3)　質問の４(5)②に記載の「特例延長の期間」とは、第11条第１項第２号の「残りの行政文書について開示決定等をする期限」を指す意図であったので、再度質問する。例えば、膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる作業量を要するため延長をしたような場合には、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても、物理的に不可

能であるがゆえに開示決定等に至らないケースの発生もあり得るものと認識している。このような場合にみなし規定訴訟や不服申立てがなされたならば、訴訟対応や不服申立てへの対応に人員が割かれる結果、第11条第２号の規定による期限までに開示決定等をすることができなくなるおそれが生じる事態も十分想定される以上、開示請求者の権利救済と行政機関における事務負担増大の調和の観点から、みなし規定による権利が行使された場合には、いったん通知した第11条第１項第２号の期限について、改めて期限を定めて通知することができる旨の規定を設けるなどの手当てを行うことも考えられるところ、この点に係る貴室の御見解を伺いたい。

(4)　「原告敗訴の終結判決がなされ、それが確定した場合には、確定判決後に何らかの処分を要することは想定されない。」との回答を受けたが、質問の趣旨は、みなし規定訴訟において原告敗訴の終局判決が確定した場合、行政機関としては残りの文書に対して開示等決定に向けた作業を続ける必要があるかどうかということである。みなし規定訴訟において原告が敗訴した場合、残りの文書については開示・不開示の作業を中止してよいということか。

2　改正法案による改正後の第16条関係

(1)　濫用的請求は、国の行政機関や地方公共団体における情報公開業務にとって大きな支障となっており、地方公共団体の中には、適正な請求や濫用防止に関する規定を情報公開条例に盛り込む例が増加しているところである。適正な請求や濫用防止に関する規定を改正法案に盛り込む必要性については御認識されているのか否か、御見解を伺いたい。

(2)　開示請求手数料の原則無料化に係る改正点について十分な周知を行うと、むしろ法の抜け穴を教示する結果ともなりかねないとの懸念に対し、「御指摘のような不適正な開示請求がなされないよう、行政機関の窓口における的確な対応及び改正点についての十分な周知を図ってまいりたい。」との回答を受けたが、前段は、行政機関の窓口において開示請求者が会社等の従業者等として請求しているのか否かを判断することは困難であり現実的でなく、後段はこれまでに説明を受けていることの繰り返しにすぎないことから、何ら回答を頂いていないに等しいので、誠実に回答願いたい。

(3)　第８項の「送付に要する費用」として、例えば開示決定等通知書を特定記録郵便で送付する場合には240円を納付させることができるものと解してよろしいか教示願いたい。

3　改正法案による改正後の第21条関係

(1)　開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査

会から妥当答申がなされた場合には、答申の趣旨に反した裁決・決定及び行政機関情報公開法７条に該当するため開示とすることは考えられないため、そのようなケースについては協議の対象から除外する旨を改正法案に明記すべきであると考えるが、この点に関する御見解を伺いたい。

(2)　情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条第１項において、口頭で意見を述べる機会が諮問庁に保障されていることとの均衡から、内閣総理大臣との同意協議に際しても、諮問庁が内閣総理大臣に口頭で意見を述べる機会を保障すべきであると考えるが、この点に関する御見解を伺いたい。

4　改正法案による改正後の第23条関係

本条の規定による処分に基づき行政機関の長から受訴裁判所に提出された資料は、訴訟記録に編てつされるか否か教示願いたい。

5　改正法案による改正後の第24条関係

(1)　証拠調べの実施方法についての意見として「裁判官ないし書記官が自らの手控えとしてであっても対象行政文書の写しの作成、対象文書の写真撮影、筆写を行わないことを求める」旨を述べることは可能であると解してよろしいか教示願いたい。

(2)　存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟において、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定がなされ、被告が証拠調べ期日においても存否の応答を拒否したとしても、口頭弁論に現れた一切の状況からして、行政機関の長が存否応答拒否処分をしたことに合理性があると認められる場合には、証拠調べ期日において対象行政文書を提出又は提示しなかったことが弁論の全趣旨として被告に不利にしん酌されるとは考えにくいと解してよろしいか。一般論でよいので御見解を伺いたい。

6　その他

市町村の情報公開条例の中には「訴訟に関する書類」が適用除外とされていない例が少なからず存在し、例えば、警察が市町村長に対して発した捜査関係事項照会書が開示請求に係る対象文書として特定される事態が懸念されるところである（市区町村長に対する保有個人情報開示請求においては複数の実例を把握している。）。情報公開法制においては地方公共団体における情報公開が条例に委ねられているとはいえ、国の利害に係る書類である「訴訟に関する書類」については、法律で一律に、情報公開条例において適用除外とすることも技術的に可能なのではないか。今回、情報公開法を抜本的に改正するのを機に、そのような枠組みについても御検討願いたいと考えているところであるが、いか

がか。もし前向きに検討していただけるようであれば、問題意識をより詳細に開陳する用意がある。

事　務　連　絡
平成２３年２月２１日

警察庁　御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について２月１８日付提出のあった再質問に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御質問がある場合には、２月２１日（月）１２：００までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、御質問はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

＜参考＞
意見提出期限：２月２１日（月）１７：００
閣議：３月上旬（予定）

［本件連絡先］
内閣官房情報公開法改正準備室
担　当：野澤、脇
電　話：０３－６９１０－０２０１
ＦＡＸ：０３－３５０４－１８３３
E-mail：g. johokokaiho. kaisei@cas. go. jp

1　改正法案による改正後の第11条関係

(1)　現行の第11条各号列記以外の部分中「開示請求に係る行政文書が著しく大量」の該当性について、一件の開示請求に係る行政文書の物理的な量とその審査等に要する業務量だけによるわけではなく、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況も考慮した上で判断されるとの解釈（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」）は、改正法案による改正後も変わらないと解してよろしいか。

（回答）

ご指摘の第11条の特例の要件については、「行政透明化検討チームとりまとめ」において指摘がなされているところであり、当該規定の運用方針については、「行政透明化検討チームとりまとめ」や各省庁のご意見を踏まえ、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」による解釈についての見直しも含めて、今後検討してまいりたい。

(2)　開示請求者が第3項の規定に基づき提起した情報公開訴訟（以下「みなし規定訴訟」という。）における攻撃防御の構造が理論的には通常の情報公開訴訟におけるそれと異ならないことは首肯できるが、みなし規定訴訟においては、現実には不開示決定がなされていない以上、対象行政文書に係る法5条各号該当性が抗弁事由となるというのは不自然に思われるし、また、現実的に見ても、行政機関は開示・不開示の判断を行っている最中なのであるから、対象行政文書に係る法5条各号該当性について主張立証を尽くすことは容易でない。現実にみなし規定訴訟が提起された場合、被告としては、第11条を適用したことの適法性や、第11条第2号の規定による期限は妥当なものであることを主張することが予想されるから、これらの点を基礎付ける評価根拠事実が抗弁事由となり、さらにその評価障害事実が再抗弁事由となると捉えた方が実態に即していると思われるが、いかがか。

（回答）

開示請求者が第3項の規定に基づいて提起した情報公開訴訟においても、審理の対象になるのは不開示決定の適法性であり、不開示情報が記載されているかどうかが審理される。１１条２項の期限の相当性などを審理するものではないから、これを一つの事情として主張することはともかく、その評価根拠事実が抗弁になるものではない。

(3)　質問の４(5)②に記載の「特例延長の期間」とは、第 11 条第１項第２号の「残りの行政文書について開示決定等をする期限」を指す意図であったので、再度質問する。例えば、膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる作業量を要するため延長をしたような場合には、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても、物理的に不可能であるがゆえに開示決定等に至らないケースの発生もあり得るものと認識している。このような場合にみなし規定訴訟や不服申立てがなされたならば、訴訟対応や不服申立てへの対応に人員が割かれる結果、第 11 条第２号の規定による期限までに開示決定等をすることができなくなるおそれが生じる事態も十分想定される以上、開示請求者の権利救済と行政機関における事務負担増大の調和の観点から、みなし規定による権利が行使された場合には、いったん通知した第 11 条第１項第２号の期限について、改めて期限を定めて通知することができる旨の規定を設けるなどの手当てを行うことも考えられるところ、この点に係る貴室の御見解を伺いたい。

(回答)

実務上開示請求者に対して開示決定等ができる見込みの時期を適宜通知することは、法の規定がなくとも可能である。また、まずは可能な限り早期の開示決定等に努めていただきたいと考えるところではあるが、例えば、第１１条第１項第２号の期間として、通常の場合の期間のほか、訴訟や不服申立てがあった場合の期間を併せて通知しておく方法も例えば考えられる。

(4)　「原告敗訴の終結判決がなされ、それが確定した場合には、確定判決後に何らかの処分を要することは想定されない。」との回答を受けたが、質問の趣旨は、みなし規定訴訟において原告敗訴の終局判決が確定した場合、行政機関としては残りの文書に対して開示等決定に向けた作業を続ける必要があるかどうかということである。みなし規定訴訟において原告が敗訴した場合、残りの文書については開示・不開示の作業を中止してよいということか。

(回答) 原告敗訴の判決が確定した場合には、当該行政文書全部につき不開示決定をした旨の行政機関の判断が相当であるということであり、既にしたとみなされた処分が維持されたのであるから、その後すべき作業はないものと思料する。

2　改正法案による改正後の第16条関係

(1)　濫用的請求は、国の行政機関や地方公共団体における情報公開業務にとって大きな支障となっており、地方公共団体の中には、適正な請求や濫用防止に関する規定を情報公開条例に盛り込む例が増加しているところである。適正な請求や濫用防止に関する規定を改正法案に盛り込む必要性については御認識されているのか否か、御見解を伺いたい。

(回答)

御指摘の規定を盛り込むことについて検討したところであるが、先に回答したとおり、内閣法制局からは、確認的規定のような法的効果がない規定を置くことはできない旨を強く指摘されたところである。

(2)　開示請求手数料の原則無料化に係る改正点について十分な周知を行うと、むしろ法の抜け穴を教示する結果ともなりかねないとの懸念に対し、「御指摘のような不適正な開示請求がなされないよう、行政機関の窓口における的確な対応及び改正点についての十分な周知を図ってまいりたい。」との回答を受けたが、前段は、行政機関の窓口において開示請求者が会社等の従業者等として請求しているのか否かを判断することは困難であり現実的でなく、後段はこれまでに説明を受けていることの繰り返しにすぎないことから、何ら回答を頂いていないに等しいので、誠実に回答願いたい。

(回答)

御指摘の懸念について全く理解できないわけではないが、改正点についての周知を行わなければ、これを認識していない者が開示請求をする場合に混乱を生じせしめるおそれがあることから、そのような事態を防ぐとともに、適正な開示請求を促進するためにも、適切な周知を行う必要があると考える。

(3)　第8項の「送付に要する費用」として、例えば開示決定等通知書を特定記録郵便で送付する場合には240円を納付させることができるものと解してよろしいか教示願いたい。

(回答)

開示決定等通知書をいかなる方法で送付するかは、開示請求者の意向も確認した上で各行政機関が判断するものであり、当該方法による送付に要する費用を納付させることとなると考える。

3　改正法案による改正後の第21条関係

(1)　開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合には、答申の趣旨に反した裁決・決定及び行政機関情報公開法7条に該当するため開示とすることは考えられないため、そのようなケースについては協議の対象から除外する旨を改正法案に明記すべきであると考えるが、この点に関する御見解を伺いたい。

(回答)

貴庁が示された場合においては、答申の趣旨に反した裁決・決定及び行政機関情報公開法7条に該当するため開示とすることは考えられないため、可能な限り簡素な協議となるよう運用について検討して参りたいが、内閣総理大臣の同意及び措置要求の制度については、同審査会の諮問対象を協議対象とする整理としており、改正法案にこのような場合に関しての特例を明記することは想定していない。

(2)　情報公開・個人情報保護審査会設置法第10条第1項において、口頭で意見を述べる機会が諮問庁に保障されていることとの均衡から、内閣総理大臣との同意協議に際しても、諮問庁が内閣総理大臣に口頭で意見を述べる機会を保障すべきであると考えるが、この点に関する御見解を伺いたい。

(回答)

情報公開・個人情報保護審査会は第三者による諮問機関であり、その位置づけを踏まえて口頭で意見を述べる機会が保障されているが、内閣総理大臣と行政機関の長はともに国の行政機関として位置づけられており、国家行政組織法2条2項において、「国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。内閣府との政策についての調整及び連絡についても、同様とする」とされており、一体的に機能することが期待されている。こうした趣旨を踏まえ、具体的な運用にあたっては、必要がある場合は、できる限り諮問庁が内閣総理大臣に口頭で意見を述べる機会を与えるよう努めることとしたい。

4　改正法案による改正後の第23条関係

本条の規定による処分に基づき行政機関の長から受訴裁判所に提出された

資料は、訴訟記録に編てつされるか否か教示願いたい。

(回答)

ヴォーン・インデックスは、訴訟記録に綴られることになると考えられる。

5　改正法案による改正後の第24条関係

(1)　証拠調べの実施方法についての意見として「裁判官ないし書記官が自らの手控えとしてであっても対象行政文書の写しの作成、対象文書の写真撮影、筆写を行わないことを求める」旨を述べることは可能であると解してよろしいか教示願いたい。

(回答)

御質問の意見を述べることは可能であると考える。

(2)　存否応答拒否処分に係る情報公開訴訟において、弁論期日外証拠調べを行う旨の決定がなされ、被告が証拠調べ期日においても存否の応答を拒否したとしても、口頭弁論に現れた一切の状況からして、行政機関の長が存否応答拒否処分をしたことに合理性があると認められる場合には、証拠調べ期日において対象行政文書を提出又は提示しなかったことが弁論の全趣旨として被告に不利にしん酌されるとは考えにくいと解してよろしいか。一般論でよいので御見解を伺いたい。

(回答)

当事者の攻撃防御方法の提出態様・態度などは、弁論の全趣旨としてしん酌される（民事訴訟法２４７条）。どのようにしん酌するかは受訴裁判所が個別の事案に応じて判断するものであり、一般論としても明確に回答することはできない。もっとも、存否応答拒否に合理的な理由があると裁判所が考えている場合には、不提出等を当事者の不利にしん酌するとは考えにくいであろう。

6　その他

市町村の情報公開条例の中には「訴訟に関する書類」が適用除外とされていない例が少なからず存在し、例えば、警察が市町村長に対して発した捜査関係事項照会書が開示請求に係る対象文書として特定される事態が懸念されるところである（市区町村長に対する保有個人情報開示請求においては複数

の実例を把握している。）。情報公開法制においては地方公共団体における情報公開が条例に委ねられているとはいえ、国の利害に係る書類である「訴訟に関する書類」については、法律で一律に、情報公開条例において適用除外とすることも技術的に可能なのではないか。今回、情報公開法を抜本的に改正するのを機に、そのような枠組みについても御検討願いたいと考えているところであるが、いかがか。もし前向きに検討していただけるようであれば、問題意識をより詳細に開陳する用意がある。

（回答）

貴庁のご提案には感謝するが、行政機関情報公開法においては、地方公共団体について、29 条に基づく必要な施策の策定及び実施に関する努力義務を規定し、国の制度であるところの訴訟手続に係る部分のみ 30 条において準用規定を置くにとどまっており、原則としては、地方自治の尊重の観点から、地方公共団体の条例制定権を制限することとしていない。したがって、貴庁のご提案のような枠組みについては、検討していない。

内閣官房情報公開法改正準備室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年２月21日
警　　察　　庁

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（再々質問）

見出しの件について、下記のとおり再々質問を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

なお、第四次質問があり得ること及び再々質問に対する十分な回答が得られるまでの間は意見の提出を留保することを申し添えます。

記

1　改正法案による改正後の第16条関係

(1)　本年１月11日に受領した新旧対照表案においては、会社等のうち「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」は開示請求に係る手数料の納付の対象外となっていたが、改正法案においては、これらが手数料納付の例外とされていないところ、当該変更の理由について教示願いたい。

(2)　報道機関の中には、特例民法法人（徳島新聞社）や特殊法人（日本放送協会）も存在するが、これらの報道機関からは手数料を徴収することとなるのか否か教示願いたい。

2　改正法案による改正後の第21条関係

「開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合」には、答申の趣旨に反した裁決・決定及び行政機関情報公開法第７条に該当するため開示とすることは考えられない以上、たとえ現時点において内閣総理大臣への協議の対象を情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したものとする整理を行っているとしても、それを見直し、除外事由を法定（政令委任事項とすることも含む。）することが適当であると考えるが、いかがか。

3　改正法案による改正後の第24条関係

提出文書の留置について定めた民事訴訟法第227条の規定が弁論期日外証拠調べにも適用されるという点については、既に内閣法制局との間で法制上の整理がなされているのか否か（なされている場合はその内容も含めて）教示願いたい。

事　務　連　絡
平成２３年2月２１日

警察庁　御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について２月２１日付提出のあった再々質問に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御質問がある場合には、２月２１日（月）１４：００までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、御質問はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

＜参考＞
閣議：３月上旬（予定）

［本件連絡先］
内閣官房情報公開法改正準備室
担　当：野澤、脇
電　話：０３－６９１０－０２０１
ＦＡＸ：０３－３５０４－１８３３
E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1　改正法案による改正後の第16条関係

(1)　本年1月11日に受領した新旧対照表案においては、会社等のうち「放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関」は開示請求に係る手数料の納付の対象外となっていたが、改正法案においては、これらが手数料納付の例外とされていないところ、当該変更の理由について教示願いたい。

(2)　報道機関の中には、特例民法法人（徳島新聞社）や特殊法人（日本放送協会）も存在するが、これらの報道機関からは手数料を徴収することとなるのか否か教示願いたい。

(回答)

新規の御質問であり、回答できない。

2　改正法案による改正後の第21条関係

「開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合」には、答申の趣旨に反した裁決・決定及び行政機関情報公開法第7条に該当するため開示とすることは考えられない以上、たとえ現時点において内閣総理大臣への協議の対象を情報公開・個人情報保護審査会へ諮問したものとする整理を行っているとしても、それを見直し、除外事由を法定（政令委任事項とすることも含む。）することが適当であると考えるが、いかがか。

(回答)

意見については、改めて回答させていただきたい。

3　改正法案による改正後の第24条関係

提出文書の留置について定めた民事訴訟法第227条の規定が弁論期日外証拠調べにも適用されるという点については、既に内閣法制局との間で法制上の整理がなされているのか否か（なされている場合はその内容も含めて）教示願いたい。

(回答)

改正法案２４条は、民事訴訟法及び行政事件訴訟法の特例であるが、民事訴訟法２２７条の規定を排除する旨の規定を置かない限り、当然に弁論期日外証拠調べにも適用されることになる。

この点について、内閣法制局には、民事訴訟法２２７条の適用は条文上排除されていないため、裁判所が一定期間行政文書を預かり、その間に見分するこ

とも不可能ではないが、行政文書には機密性の高いものがあり得ることや、必要があれば裁判所は行政文書を再提示させることができることからすれば、安易に同条に基づいて行政文書を留置する運用は相当でないと考えられる旨説明し、了解を得ている。

内閣官房情報公開法改正準備室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年２月21日
警　　察　　庁

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（意見）

見出しの件について、下記のとおり意見を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

記

１　第５条第２号の改正規定のうちロを削る部分を削除されたい。

（理由）

当庁においては、例えば、デジタルフォレンジック（犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続）を行うに当たり、対象となる機器やデータの解析に必要となる各種情報について、公にしないとの条件でメーカー等から任意に提供していただくなど、公にしないとの条件で法人から所掌事務の遂行に必要な情報の提供を受けているが、改正法案により任意提供情報が不開示情報から除外されるならば、そうした情報が必ずしも他の不開示事由に該当するとは限らないことから、開示されることを懸念する法人からの協力が得られなくなり、所掌事務の遂行に重大な支障をきたすおそれがある。

２　第５条第３号及び第４号の改正規定（関連する法整備の部分も含む。）を削除されたい。

（理由）

本各号の改正理由としては「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる」ことが指摘されている（Ｑ＆Ａ２－４）。

しかしながら、その具体例として説明を受けたところは、いずれも「本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケース」ではない。

すなわち、「審査会の答申では、諮問庁が３号及び４号と他の類型の不開示情報を併せて主張している場合には、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多い。（例：審査会答申15-376、15-481、14-384、14-417）」との点については、貴室もお認めのとおり、これらの答申はいずれも「審査会において他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている」例にすぎないもので「５条３号及び４号の不開示情報該当性の妥当性については明確になっていない」のであるから、「本来、他の不開示情報を適用す

べきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケース」でないことは明らかである。

また、「行政機関が３号又は４号に該当することを主張していることの妥当性が認められなかった例も審査会の答申において見られるところである。（例：審査会答申14-188、15-224、14-434）」との点については、貴室もお認めのとおり、これらの答申はいずれも「行政機関の長が５条３号又は４号に該当することを主張しているものであり、審査会においてその妥当性が認められなかったもの」にすぎない。これらの答申が「本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケース」でないことは明らかである。付言するならば、これらの答申はいずれも情報公開業務の運用初期の段階における不開示決定に係るものであり、最近においても同様の事例があるとは承知しておらず、また、行政機関が１号、２号、５号又は６号に該当するとの主張をし、審査会においてその妥当性が認められなかった事例も多数存在すると承知している。

以上のとおり、「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケース」については何の説明も受けておらず、本各号を改正する必要性の存在を認めることができないので、本各号の改正に反対する。

３　第６条の改正規定を削除されたい。

（理由）

本条を改正する理由として、現行規定が「主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであ」る旨の説明を受けているが、「有意」性の判断は、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものであり（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」86頁）、有意であるか否かについては、審査会の答申も積み重ねられてきていることから（例：審査会答申14-10、14-140、14-182、14-520、15-488）、行政機関の長において客観的に判定することは十分可能である。

これまで、有意であるか否かは開示請求者のみが判断できる事項である旨の説明も受けているが、上述のとおり、「有意」性の判断は、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきであり、「有意」性のないものまで開示しなければならないとする理由は見い出し難い。なお、「有意」性のない部分を開示する必要がないことは、「情報単位論」とは無関係であると考える。

以上のとおり、所論はいずれも失当であり、本条を改正する必要性は認められないので、本条の改正に反対する。

4　第11条第１項中「大量であるため」の下に「その他の理由により」を加える改正規定を設けられたい。

（理由）

第11条の特例の要件については、各省庁とも、これまで、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」の記載に基づき判断してきたところであると承知しているが、今後、同一のテーマについて多数の者から集中的に開示請求がなされ、やむを得ず第11条の特例を適用する必要が生じる場合等においても、現在の運用が法の解釈としても適切なものとなるよう、バスケットクローズを追加する措置を講ずる必要がある。

5　第11条に第３項を加える改正規定中「(同号の期間が１年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」を削除されたい（関連する法整備の部分も含む。)。

（理由）

みなし規定の適用対象としてＱ＆Ａ３－３に掲げられている４つの類型（①第10条第１項の開示決定等の期限内に開示決定等をしない場合、②第10条第２項の規定により延長された期間内に開示決定等をしない場合、③第11条第１項の開示決定等の期限の特例を適用した場合で、通知した同項第２号の期間内に開示決定等をしない場合、④③の通知した期間が政令で定める一定の期間より長い場合で、当該一定の期間内に開示決定等をしない場合）のうち、みなし規定が開示請求者の権利救済につながる理由についての当庁の質問に関して貴室より重ねて説明を受けた事項は、行政機関の懈怠により開示決定等に至らないか、あるいはそのようにみられてもやむを得ない場合、具体的には上記①②③の場合には妥当すると考えるので、これらの場合についてみなし規定を導入することに理由があることは理解できる。

しかしながら、累次にわたり問題提起しているとおり、例えば、当庁においては、約38万枚の行政文書の開示請求に対して誠実に対応し、４年７か月の歳月をかけて開示等決定をした経験もあるが、膨大な量の行政文書を対象とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる作業量を要するため延長をしたような場合には、行政機関の懈怠により開示決定等に至らないのではなく、物理的に不可能であるがゆえに開示決定等に至らないものである。処理に１年以上の作業を必要とする大量請求はただでさえ行政機関に過大な負担を強いるものであり、開示請求者に何らかの法的な救済措置を手当てする必要があるか疑問であることに加え、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても何の救済にもならない。また、このような場合には、対象文書を保有する行

政機関の長は対象行政文書に係る開示・不開示の判断を終えていないのであるから、被告が抗弁事由である対象行政文書に係る法第５条各号該当性についての主張立証を尽くすことは困難であり、結果的に敗訴を強いられるおそれが高いところ、被告による防御の余地が乏しく、類型的に被告が敗訴するおそれの高い制度は決して合理的でない。そのため、上記④の場合にみなし規定が適用されることに反対する。

6　第16条の改正規定を削除するとともに、平成22年８月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５に「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述があることを踏まえ、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を改正法案に明記されたい。

（理由）

開示請求権を「知る権利」と位置付けて、その拡充を図るに当たり、情報公開制度が適正に機能するためには、権利を行使する側に対してこれを適正に行使し、濫用しないことを求めることが一層重要となる。情報公開法が施行されて約10年の経験で分かったことは、特定の開示請求者による膨大な又は反復的な請求が行政機関の過重な負担となり、他の開示請求への対応を含めた行政事務全般に悪影響を及ぼしていることであり、そうした濫用的な開示請求が国民全体の利益にも悪影響を及ぼしていることにも留意すべきである。

こうした状況を踏まえ、平成22年８月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５には「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述があると理解しているところであり、これに従い、改正法案にこの旨を明記する必要がある。

近年、情報公開条例に「濫用してはならない」、「適正な請求」等の規定が盛り込まれる事例が増えているが、こうした条例改正が行われる理由は、情報公開制度の適正な運用を確保するために、開示請求者が遵守又は留意すべき事項を条例に盛り込む必要があるからに他ならないところ、情報公開法にも同様の規定が盛り込まれれば、開示請求者に対して開示請求を行うに当たり遵守又は留意すべき事項を明確に示すこととなり、濫用的請求をしようとする者に対する行政指導も容易になるなど、情報公開制度の適正な運用に資することは明らかである。

この点に関し、内閣法制局から、確認的規定のような法的効果のない規定を置くことはできない旨を強く指摘されているとのことであるが、例えば、確認的規定ではなく「権利の濫用」（民法第１条第２項）を具体化する規定と位置付け、規定振りも法的効果を発生させるに足りる詳細なものとすれば、それ自体が民法第１条第２項の規定とは別個独立の裁判規範性を有する規定となると考

えられる。

また、開示請求手数料が原則無料化された場合、例えば、これまで実質的にできなかったファクシミリでの送り付け等による開示請求が可能になり、無責任な請求が多発するおそれが十分ある。現在は、収入印紙が貼付されていなければ形式不備により不開示決定を行うことができるが、収入印紙の貼付を要しないとなると、「行政文書を特定するに足りる事項」等さえ記載されていれば、嫌がらせ目的や理不尽な請求等に対して形式不備による不開示決定ができない場合が多くなり、行政機関における情報公開に係る事務全般の停滞を招くことが懸念されることから、弊害があまりにも大きい。

このほか、商業的請求のみ開示請求手数料を求める制度には、何ら合理性がない。すなわち、行政文書の開示が開示請求者にいかなる利益をもたらすかは行政機関の関知するところではない上に、商業的請求であるか否かで、開示請求自体の公益性の有無や行政文書の開示を受けることにより開示請求者が得る経済的利益に差異があるかは不明なのであるから、商業的請求であるか否かによって開示請求手数料に差異を設ける根拠は見い出すことができない。

さらに、商業的請求のみ高額な請求手数料を課すことは、一部の受益者（開示請求者）が他の受益者（開示請求者）の生ぜしめた行政費用まで負担するということであり、制度設計の面でも公平性の観点から疑問であり、また、開示請求者とは無関係の自然人を介在させた開示請求手数料の免脱行為を誘発し、不正な請求の蔓延が黙認されることが懸念され、これは制度の国民への周知によって防ぐことのできるものではなく、運用面においても、正直者が損をする不公平な制度となるおそれが極めて高い。

7　第21条の改正規定を削除されたい。

（理由）

(1)　第７条の規定による開示の件数が平成21年度までに22件にとどまっていることが改正の理由の一つである旨の説明を受けているが、審査会においては、不服申立人から同条の規定による開示を行うべき旨の主張がなされた事案については、処分庁が開示決定をしなかったことが裁量権の濫用又は逸脱に当たるか否の点についても適切に審査されているものと承知しており、その結果として同条の規定による開示の件数が平成21年度までに22件にとどまっていることは、不開示とすることにより保護すべき利益よりも、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められるケースがそれだけしかなかったことを示すにすぎないものであり、何ら問題ではなく、所論は改正規定を設ける理由とならない。

(2)　第７条の規定による開示は、あくまで対象行政文書を保有する行政機関の

長が、その有する専門的・技術的知見も活用しつつ、高度の政策的判断に基づき行うべきものであり、そのような判断を行政機関の長よりも内閣総理大臣の方がより適切に行い得るとは考えられない。

また、協議を受けた内閣総理大臣が同意の是非を判断するためには、最低限、処分庁から対象行政文書の提示を受けるとともに、第５条各号のいずれかに該当し、かつ、第７条の規定による開示をしないとの判断をした根拠を聴取することが不可欠であるが、機密性の高い情報が記録された行政文書を内閣総理大臣に提示することは情報保全の観点から困難であり、また、処分庁から第５条各号のいずれかに該当し、かつ、第７条の規定による開示をしないとの判断をした根拠を聴取することが制度上予定されていないというのであれば、第21条の改正規定により創設される制度が有効に機能するとは到底考えられない。

(3) 改正法案による改正後の第21条第１項の規定による協議は、審査会の答申内容に沿った裁決又は決定であるかどうかについて確認し、当該答申の実効性を高める役割も果たす旨の説明を受けているが、開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合には、諮問庁としては、答申に反する裁決又は決定を行う余地も第７条の規定による開示を行う余地もないのであるから、そのような場合にまで内閣総理大臣との協議を必要とする制度には何らの合理性も存在しない。

(4) 第７条の規定による開示を拡充する、あるいは処分庁の処分の当否について審査するというのであれば、行政機関の長が行う全ての開示決定等（全部開示決定を除く。）について審査すべきであるにもかかわらず、内閣総理大臣の同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定している点には何の合理性もない。この点については、「不服申立てがなされたものについては…情報公開・個人情報保護審査会における審議を経て不開示情報該当性や当該不開示情報を開示することによる影響と開示することによる公益上の影響に関する論点整理が進んでいることが想定される」との説明を受けているが、審査会においては、開示することによる公益上の影響が審査されているわけではなく、処分庁が第７条の規定による開示を行わなかったことが裁量権の逸脱ないし濫用に当たるか否かが審査されているにすぎず、論点整理は当該審査に必要な程度で行われるにとどまるものと認められるから、所論は理由がない。

(5) これまでの当庁の経験に照らしても、不服申立てがなされた事案は、第７条の規定による開示の余地のないものが多く、また、不服申立人が同条の規定による開示をすべきである旨の主張をしたものは極めて少なく、不服申立てのなされた開示等決定のみを対象として第７条の規定による開示を促す制

度を構築することには無理がある。不服申立人が同条の規定による開示を明示的に求めていない場合にまで同条の規定による開示を行うための特別の制度を作ることに合理性を見い出すことはできない。

(6) 仮に改正法案のような制度ができると、第５条各号のいずれかに該当するとして不開示決定をしたことに対する不服申立てが客観的に見て困難な場合であっても、第７条の規定による開示をしなかったことに対する不服申立てがなされる傾向が生まれ、行政機関の負担が一層増加することも懸念される。

8 第24条の改正規定を次の点について改められたい。

(1) 一定の場合には被告が対象行政文書の提出又は提示を拒むことができることとすることとされたい。

(理由)

行政文書に記録されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法について当該情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、当該情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものもあり、そうしたものについてはインカメラ審理を正当に拒否できるような制度設計をすべきである。具体的には、厳格な要件（例えば民事訴訟法第２２３条第４項各号の規定を加重した後掲の修正案文のような要件）の下に被告が対象文書の提出又は提示を拒むことができる旨の規定を設けるなどして、対象文書を裁判所に提出又は提示しないことが弁論の全趣旨として被告に不当に不利にしん酌されることのないような制度を構築する必要があると考える。

(2) 裁判所に対する口頭説明の機会を創設することとされたい。

(理由)

第５条第３号又は第４号該当性を理由とする不開示決定に係る情報公開訴訟における争点の核心部分は、不開示とした情報を開示した場合に予想される支障についての判断の合理性であるところ、被告が受訴裁判所に対してその点を十分に説明する機会が与えられなければ、受訴裁判所が、インカメラ審理を通じて不開示とされた部分の具体的な記載内容を了知したとしても、それを開示した場合の具体的な支障について十分理解するに至らないまま、誤った事実認定ないし争点に対する判断を行うおそれがあり、このことは制度の根幹にかかわる問題である。

この点、証拠調べに立ち会う被告は実質的な弁論を行うことができないとの説明を受けており、これはいわゆる双方審尋主義の帰結であると思われるが、インカメラ審理を本来的に被告立会いの下で行う証拠調べと位置付けた上で、対象行政文書に記載されている情報が不開示事由に該当する理由につ

いて被告が弁論期日外証拠調べ期日において説明を行うことについても原告が同意するのであれば、双方審尋主義による制約は克服できると考える。

(3) 民事訴訟法第227条の規定の適用を排除することとされたい。

（理由）

裁判所が必要と認めるときには当該行政文書を再度見分する手段があること（法24条第４項）、同項に再度提示の規定を置いた趣旨はそもそも裁判所に弁論期日外証拠調べの対象となる証拠である行政文書の写しを提出させないことであることを鑑みると、民事訴訟法第227条に基づく行政文書の留置の必要性が肯定される場合は想定しにくいとの御見解については首肯できなくもなく、また、そのようなラインで内閣法制局に説明済みであることについても了解したが、法制上の整理としては、明文の規定をもって民事訴訟法第２２７条の適用を排除することが適切である。

なお、同法第223条第６項に基づくいわゆるインカメラについて裁判所における対象文書の保管を定めた民事訴訟規則第141条の規定は、あくまで最高裁判所規則であり、ここで問題にしている法律相互間の適用関係を検討するに当たりその存在を考慮することは必ずしも適切でない。

(4) 以上の点を踏まえた具体的な修正案文は次のとおりである。

なお、「当事者を立ち会わせないで」を「原告を立ち会わせないで」とする点については、情報保全の観点及び口頭説明を行う必要性から、インカメラ審理を本来的に被告立会いの下で行う証拠調べと位置付ける必要があるとの観点によるものである。そのように位置付けることは、あくまで原告の同意を得て行う証拠調べとする以上は、何ら問題ないと考える。

（口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ）

第二十四条　情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、原告を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

２　裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。ただし、被告が当該文書の提出又は提示により次に掲げるおそれがあると認めたときはこの限りでない。

一　国の安全が害される著しいおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる著しいおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上著しい不利益を被るおそれ

二　犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持

に著しい支障を及ぼすおそれ

3　前項本文の場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

4　被告は、弁論期日外証拠調べにおいて、第五条各号に規定する情報が前項の行政文書に記録されていることについて、裁判所に対し、口頭で説明をすることができる。

5　裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

6　民事訴訟法第二百二十七条の規定は、弁論期日外証拠調べには適用しない。

9　裁判官であった者が退官後に秘密を漏らした場合に法的制裁を科すことや裁判所における規則の整備により、情報保全の万全を期すために必要な措置を講じられたい。

(理由)

弁論期日外証拠調べに関与し得る者の守秘義務については、退職後も含めて法制上の手当てがなされているとの説明を受けているが、裁判官の退官後の守秘義務違反については法的制裁がなく、不十分である。裁判官の退官後の守秘義務違反に対する法的制裁があるよりない方がよいという理由は見当たらず、インカメラ審理の導入に当たり、運用後に問題が生じないように可能な限り合理的な制度を構築する必要がある。

このほか、対象文書に接する裁判所職員等を限定することや、対象文書の複写を禁止することも情報保全上極めて重要であることから、運用で対応するのではなく、最高裁判所規則により明文化するなどの措置を講ずることを求める。

10　「訴訟に関する書類」について、法律で一律に、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求の適用除外とするよう法制上の手当てをされたい。

(理由)

市町村の情報公開条例及び個人情報保護条例の中には「訴訟に関する書類」が適用除外とされていない例が少なからず存在し、例えば、警察が市町村長に対して発した捜査関係事項照会書が開示請求に係る対象文書として特定される事態が発生しているところである。情報公開法制及び個人情報保護法制においては地方公共団体に係る事項が条例に委ねられているとはいえ、国の利害に係る書類である「訴訟に関する書類」については、法律で一律に、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求の適用除外とする必要がある。

この点は、改正法案と直接関係するものではないが、今回、情報公開法を抜本的に見直すのを機に、情報公開法制全体について、不備な点を正していくことが必要であることから、上記の点についても法制上の手当てを講ずることを

求める。

事　務　連　絡
平成２３年2月２２日

警察庁　御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案について（回答）

標記について２月２１日付で提出のあった御意見に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御意見がある場合には、２月２２日（火）１５：００までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、再意見はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

[本件連絡先]
内閣官房情報公開法改正準備室
担　当：野澤、脇
電　話：０３－６９１０－０２０１
ＦＡＸ：０３－３５０４－１８３３
E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1　第５条第２号の改正規定のうちロを削る部分を削除されたい。

（理由）

当庁においては、例えば、デジタルフォレンジック（犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続）を行うに当たり、対象となる機器やデータの解析に必要となる各種情報について、公にしないとの条件でメーカー等から任意に提供していただくなど、公にしないとの条件で法人から所掌事務の遂行に必要な情報の提供を受けているが、改正法案により任意提供情報が不開示情報から除外されるならば、そうした情報が必ずしも他の不開示事由に該当するとは限らないことから、開示されることを懸念する法人からの協力が得られなくなり、所掌事務の遂行に重大な支障をきたすおそれがある。

（回答）

応じられない。

（理由）

任意提供情報を不開示とする規定を存置することは、公にしないとの条件で任意に提供された情報が広く不開示とされるかのような誤解を招き、行政機関の長による安易な不開示の判断を助長するおそれがあるため、第５条第２号ロを削除することとしたものである。

なお、任意提供情報の削除に伴い、各法人が行政機関への情報提供を躊躇する懸念も考えられるが、現行２号ロに該当する場合は、同時に同号イ又は第６号に該当する場合も多く、これらの不開示情報の規定により、必要な情報提供者の信頼と期待を保護することとしている。

2　第５条第３号及び第４号の改正規定（関連する法整備の部分も含む。）を削除されたい。

（理由）

本各号の改正理由としては「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケースが見られる」ことが指摘されている（Ｑ＆Ａ２－４）。

しかしながら、その具体例として説明を受けたところは、いずれも「本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケース」ではない。

すなわち、「審査会の答申では、諮問庁が３号及び４号と他の類型の不開示情報を併せて主張している場合には、他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている場合が多い。（例：審査会答申 15-376、15-481、14-384、14-417）」との点については、貴室もお認めのとおり、これらの答

申はいずれも「審査会において他の不開示情報に該当するか否かの判断を第一次的に行っている」例にすぎないもので「５条３号及び４号の不開示情報該当性の妥当性については明確になっていない」のであるから、「本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケース」でないことは明らかである。

また、「行政機関が３号又は４号に該当することを主張していることの妥当性が認められなかった例も審査会の答申において見られるところである。（例：審査会答申 14-188、15-224、14-434）」との点については、貴室もお認めのとおり、これらの答申はいずれも「行政機関の長が５条３号又は４号に該当することを主張しているものであり、審査会においてその妥当性が認められなかったもの」にすぎない。これらの答申が「本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケース」でないことは明らかである。付言するならば、これらの答申はいずれも情報公開業務の運用初期の段階における不開示決定に係るものであり、最近においても同様の事例があるとは承知しておらず、また、行政機関が１号、２号、５号又は６号に該当するとの主張をし、審査会においてその妥当性が認められなかった事例も多数存在すると承知している。

以上のとおり、「現行規定の運用において、本来、他の不開示情報を適用すべきものであっても、行政機関において本規定の適用を主張するケース」については何の説明も受けておらず、本各号を改正する必要性の存在を認めることができないので、本各号の改正に反対する。

（回答）

応じられない。

（理由）

今般の改正においては、国の安全や公共の安全等に関する情報についての開示・不開示の判断には、行政機関による高度の政策的又は専門的・技術的判断を要することを考慮して、「おそれ」について行政機関の長の第一次的判断を尊重する規定を維持する一方で、３号及び４号が、行政機関の長の裁量判断を尊重するのにふさわしいものに限定して適用されるようにするとともに、司法審査において、行政機関がその判断について十分な立証を行うことを確保できるよう、現行の「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」を、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報」に改め（５条３号・４号）、その要件を厳格化し「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させることとしている。

本件は、現行法の運用状況も踏まえ、国民から選出された代表者たる大臣か

ら発案されたものであり（行政透明化検討チーム第１回会合）、当該案が有識者の検討も経て改正案となったものである。

３　第６条の改正規定を削除されたい。

（理由）

本条を改正する理由として、現行規定が「主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであ」る旨の説明を受けているが、「有意」性の判断は、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものであり（総務省行政管理局編「詳解情報公開法」86 頁）、有意であるか否かについては、審査会の答申も積み重ねられてきていることから（例：審査会答申 14-10、14-140、14-182、14-520、15-488）、行政機関の長において客観的に判定することは十分可能である。

これまで、有意であるか否かは開示請求者のみが判断できる事項である旨の説明も受けているが、上述のとおり、「有意」性の判断は、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきであり、「有意」性のないものまで開示しなければならないとする理由は見い出し難い。なお、「有意」性のない部分を開示する必要がないことは、「情報単位論」とは無関係であると考える。

以上のとおり、所論はいずれも失当であり、本条を改正する必要性は認められないので、本条の改正に反対する。

（回答）

応じられない。

（理由）

御指摘のとおり、これらの有意性の判断は個々の請求者の意図によらず客観的に決めるべきものとして運用してきたところであるが、行政透明化検討チームにおいて、部分開示規定について「行政文書は最大限開示されるべきものであること、及び、いわゆる「情報単位論」（独立一体説）の採用される余地はないことを明確にするべきである」と指摘されているところである。

このため、現行の「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」については、主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、情報単位論（独立一体説）の適用も含め、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため、これを削除することにより「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付けるものである。

4　第11条第1項中「大量であるため」の下に「その他の理由により」を加える改正規定を設けられたい。

（理由）

第11条の特例の要件については、各省庁とも、これまで、総務省行政管理局編「詳解情報公開法」の記載に基づき判断してきたところであると承知しているが、今後、同一のテーマについて多数の者から集中的に開示請求がなされ、やむを得ず第11条の特例を適用する必要が生じる場合等においても、現在の運用が法の解釈としても適切なものとなるよう、バスケットクローズを追加する措置を講ずる必要がある。

（回答）

応じられない。

（理由）

「現在の運用が法の解釈としても適切なもの」であるかどうかは、法律事項ではなく、法運用の問題であるため。なお、ご指摘の規定の解釈については、貴庁のご意見を真摯に受け止めつつ、検討することとしたい。

5　第11条に第3項を加える改正規定中「（同号の期間が1年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）」を削除されたい（関連する法整備の部分も含む。）。

（理由）

みなし規定の適用対象としてQ＆A3－3に掲げられている4つの類型（①第10条第1項の開示決定等の期限内に開示決定等をしない場合、②第10条第2項の規定により延長された期間内に開示決定等をしない場合、③第11条第1項の開示決定等の期限の特例を適用した場合で、通知した同項第2号の期間内に開示決定等をしない場合、④③の通知した期間が政令で定める一定の期間より長い場合で、当該一定の期間内に開示決定等をしない場合）のうち、みなし規定が開示請求者の権利救済につながる理由についての当庁の質問に関して貴室より重ねて説明を受けた事項は、行政機関の懈怠により開示決定等に至らないか、あるいはそのようにみられてもやむを得ない場合、具体的には上記①②③の場合には妥当すると考えるので、これらの場合についてみなし規定を導入することに理由があることは理解できる。

しかしながら、累次にわたり問題提起しているとおり、例えば、当庁においては、約38万枚の行政文書の開示請求に対して誠実に対応し、4年7か月の歳月をかけて開示等決定をした経験もあるが、膨大な量の行政文書を対象

とする開示請求に対し、文書の特定や不開示事由の有無の判断に期間にして数年が見込まれる作業量を要するため延長をしたような場合には、行政機関の懈怠により開示決定等に至らないのではなく、物理的に不可能であるがゆえに開示決定等に至らないものである。処理に１年以上の作業を必要とする大量請求はただでさえ行政機関に過大な負担を強いるものであり、開示請求者に何らかの法的な救済措置を手当てする必要があるか疑問であることに加え、比較的短期間の経過により不開示決定をしたものとみなす権利を開示請求者に付与したとしても何の救済にもならない。また、このような場合には、対象文書を保有する行政機関の長は対象行政文書に係る開示・不開示の判断を終えていないのであるから、被告が抗弁事由である対象行政文書に係る法第５条各号該当性についての主張立証を尽くすことは困難であり、結果的に敗訴を強いられるおそれが高いところ、被告による防御の余地が乏しく、類型的に被告が敗訴するおそれの高い制度は決して合理的でない。そのため、上記④の場合にみなし規定が適用されることに反対する。

（回答）

応じられない。

（理由）

「（同号の期間が１年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）」と規定することにより、当該期間（期限）を超過した場合に、開示請求者は、訴訟又は不服申立てにより、行政機関の開示決定等を待つことなく、不開示決定の内容自体を争うことができるようになることから、手続きの迅速化が図られるという点だけでなく、国民の選択の幅も広がるという点で、国民の知る権利に基づく開示請求権の救済に資すると考えられるため。すなわち、みなし規定が存在しない場合、たとえば情報公開訴訟を提起するためには、不作為の違法確認の訴え（行訴法３条４項）や義務付けの訴え（同条６項）によらざるを得ず、いずれの場合にも被告は、開示請求から経過した「期間の相当性」を主張立証する負担を強いられる（義務付け訴訟について同法３７条の３第１項１号参照）。

これに対して、みなし規定を利用した場合には、原告は端的に不開示決定の適法性を争うことができるから、より迅速で直接的な救済の途が開かれることになるものである。

また、当該一定の期間を経過したからといって全て直ちに不服申立てや訴訟に移行するわけではなく、その時点での行政機関における事務処理状況等を踏まえ、開示請求者の判断により行政機関の開示決定等を待つことも可能であるから、当該一定の期間が上限であるとは必ずしも言えないところ。既

にお答えしているところではあるが、実務上開示請求者に対して開示決定等ができる見込みの時期を適宜通知することや、第１１条第１項第２号の期間として、通常の場合の期間のほか、訴訟や不服申立てがあった場合の期間を併せて通知しておく方法も例えば考えられる。さらに、運用として、訴訟や不服申立てをした場合には最終的な開示・不開示の判断に至るまでかえって時間がかかる場合もあり得る旨、開示請求者に説明することも考えられる。

その上で、なお、開示請求者が行政機関の一義的な判断（開示決定等）を要さず、直接に訴訟又は不服申立てにおいて争いたいということであれば、行政機関としてはこれに対応するのが本法の目的の達成に資するものであると考える。

なお、裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときに終局判決をすることとされており（民事訴訟法２４３条１項）、みなし規定により訴訟が提起された場合でも、被告による主張が尽くされて争点が明らかになり、これに対する立証が尽くされて初めて終局判決がされると考えられるから、みなし規定の行使により類型的に被告が敗訴するおそれが高くなるものとは考えられない。

6　第16条の改正規定を削除するとともに、平成22年8月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５に「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述があることを踏まえ、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を改正法案に明記されたい。

（理由）

開示請求権を「知る権利」と位置付けて、その拡充を図るに当たり、情報公開制度が適正に機能するためには、権利を行使する側に対してこれを適正に行使し、濫用しないことを求めることが一層重要となる。情報公開法が施行されて約10年の経験で分かったことは、特定の開示請求者による膨大な又は反復的な請求が行政機関の過重な負担となり、他の開示請求への対応を含めた行政事務全般に悪影響を及ぼしていることであり、そうした濫用的な開示請求が国民全体の利益にも悪影響を及ぼしていることにも留意すべきである。

こうした状況を踏まえ、平成22年8月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５には「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述があると理解しているところであり、これに従い、改正法案にこの旨を明記する必要がある。

近年、情報公開条例に「濫用してはならない」、「適正な請求」等の規定

が盛り込まれる事例が増えているが、こうした条例改正が行われる理由は、情報公開制度の適正な運用を確保するために、開示請求者が遵守又は留意すべき事項を条例に盛り込む必要があるからに他ならないところ、情報公開法にも同様の規定が盛り込まれれば、開示請求者に対して開示請求を行うに当たり遵守又は留意すべき事項を明確に示すこととなり、濫用的請求をしようとする者に対する行政指導も容易になるなど、情報公開制度の適正な運用に資することは明らかである。

この点に関し、内閣法制局から、確認的規定のような法的効果のない規定を置くことはできない旨を強く指摘されているとのことであるが、例えば、確認的規定ではなく「権利の濫用」（民法第１条第２項）を具体化する規定と位置付け、規定振りも法的効果を発生させるに足りる詳細なものとすれば、それ自体が民法第１条第２項の規定とは別個独立の裁判規範性を有する規定となると考えられる。

また、開示請求手数料が原則無料化された場合、例えば、これまで実質的にできなかったファクシミリでの送り付け等による開示請求が可能になり、無責任な請求が多発するおそれが十分ある。現在は、収入印紙が貼付されていなければ形式不備により不開示決定を行うことができるが、収入印紙の貼付を要しないとなると、「行政文書を特定するに足りる事項」等さえ記載されていれば、嫌がらせ目的や理不尽な請求等に対して形式不備による不開示決定ができない場合が多くなり、行政機関における情報公開に係る事務全般の停滞を招くことが懸念されることから、弊害があまりにも大きい。

このほか、商業的請求のみ開示請求手数料を求める制度には、何ら合理性がない。すなわち、行政文書の開示が開示請求者にいかなる利益をもたらすかは行政機関の関知するところではない上に、商業的請求であるか否かで、開示請求自体の公益性の有無や行政文書の開示を受けることにより開示請求者が得る経済的利益に差異があるかは不明なのであるから、商業的請求であるか否かによって開示請求手数料に差異を設ける根拠は見い出すことができない。

さらに、商業的請求のみ高額な請求手数料を課すことは、一部の受益者（開示請求者）が他の受益者（開示請求者）の生ぜしめた行政費用まで負担するということであり、制度設計の面でも公平性の観点から疑問であり、また、開示請求者とは無関係の自然人を介在させた開示請求手数料の免脱行為を誘発し、不正な請求の蔓延が黙認されることが懸念され、これは制度の国民への周知によって防ぐことのできるものではなく、運用面においても、正直者が損をする不公平な制度となるおそれが極めて高い。

（回答）

応じられない。

（理由）

濫用的な開示請求への対処については、現行においても、権利濫用に関する一般法理の適用により対応しており、改正後においても、同様に、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとしたところであり、その具体的な運用に係るガイドラインを適切に作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたい。

なお、濫用的な開示請求への対処に関し、内閣法制局からは、現行において権利濫用に関する一般法理の適用により対応している中で、「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点」のような確認的規定とも言える法的効果がない規定を置くことはできない旨を強く指摘されているところである。

また、手数料は、特定の者のために特別のサービスを提供する場合に、その費用を租税などの一般財源に求めることなく、そのサービスを受ける者からその費用を補填してもらうために徴収するのが原則である（受益者負担の原則）が、今般の改正においては、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、開示請求に係る経済的負担を軽減し、開示請求権の行使をより容易にする必要性が高い商業的請求に該当しない開示請求については、受益者負担の原則の例外として、開示請求手数料を廃止することとしたものである。

一方で、この開示請求手数料の廃止の例外として、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求に該当する場合については、受益者負担の原則に立ち返って、開示請求手数料を徴収することとしており、合理的なものと考えている。

第１６条第１項各号に掲げる者に該当するか否かについては、開示請求者による開示請求書の様式の選択、その記載事項等によって確認するものであり、行政機関が開示請求者の身分、開示請求の理由・目的等を個別に確認することは基本的に想定していないが、第１６条第１項各号に掲げる者に該当する者がこれに該当しない場合の開示請求書による開示請求をしたことが明らかであると認められる場合には、開示請求者に対し、形式上の不備として、第４条第２項に基づく補正を求め、開示請求者がこれに応じない場合には、不開示決定をすることとなる。

なお、ファクシミリによる開示請求については、改正後においても、収入印紙の貼付を必要とする開示請求が依然として残ることから、引き続き認められないものとすることを想定している。

7　第21条の改正規定を削除されたい。

（理由）

(1)　第7条の規定による開示の件数が平成21年度までに22件にとどまっていることが改正の理由の一つである旨の説明を受けているが、審査会においては、不服申立人から同条の規定による開示を行うべき旨の主張がなされた事案については、処分庁が開示決定をしなかったことが裁量権の濫用又は逸脱に当たるか否の点についても適切に審査されているものと承知しており、その結果として同条の規定による開示の件数が平成21年度までに22件にとどまっていることは、不開示とすることにより保護すべき利益よりも、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められるケースがそれだけしかなかったことを示すにすぎないものであり、何ら問題ではなく、所論は改正規定を設ける理由とならない。

(2)　第7条の規定による開示は、あくまで対象行政文書を保有する行政機関の長が、その有する専門的・技術的知見も活用しつつ、高度の政策的判断に基づき行うべきものであり、そのような判断を行政機関の長よりも内閣総理大臣の方がより適切に行い得るとは考えられない。

　また、協議を受けた内閣総理大臣が同意の是非を判断するためには、最低限、処分庁から対象行政文書の提示を受けるとともに、第5条各号のいずれかに該当し、かつ、第7条の規定による開示をしないとの判断をした根拠を聴取することが不可欠であるが、機密性の高い情報が記録された行政文書を内閣総理大臣に提示することは情報保全の観点から困難であり、また、処分庁から第5条各号のいずれかに該当し、かつ、第7条の規定による開示をしないとの判断をした根拠を聴取することが制度上予定されていないというのであれば、第21条の改正規定により創設される制度が有効に機能するとは到底考えられない。

(3)　改正法案による改正後の第21条第1項の規定による協議は、審査会の答申内容に沿った裁決又は決定であるかどうかについて確認し、当該答申の実効性を高める役割も果たす旨の説明を受けているが、開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合には、諮問庁としては、答申に反する裁決又は決定を行う余地も第7条の規定による開示を行う余地もないのであるから、そのような場合にまで内閣総理大臣との協議を必要とする制度には何らの合理性も存

在しない。

(4)　第７条の規定による開示を拡充する、あるいは処分庁の処分の当否について審査するというのであれば、行政機関の長が行う全ての開示決定等（全部開示決定を除く。）について審査すべきであるにもかかわらず、内閣総理大臣の同意協議の対象を不服申立てがなされたものに限定している点には何の合理性もない。この点については、「不服申立てがなされたものについては…情報公開・個人情報保護審査会における審議を経て不開示情報該当性や当該不開示情報を開示することによる影響と開示することによる公益上の影響に関する論点整理が進んでいることが想定される」との説明を受けているが、審査会においては、開示することによる公益上の影響が審査されているわけではなく、処分庁が第７条の規定による開示を行わなかったことが裁量権の逸脱ないし濫用に当たるか否かが審査されているにすぎず、論点整理は当該審査に必要な程度で行われるにとどまるものと認められるから、所論は理由がない。

(5)　これまでの当庁の経験に照らしても、不服申立てがなされた事案は、第７条の規定による開示の余地のないものが多く、また、不服申立人が同条の規定による開示をすべきである旨の主張をしたものは極めて少なく、不服申立てのなされた開示等決定のみを対象として第７条の規定による開示を促す制度を構築することには無理がある。不服申立人が同条の規定による開示を明示的に求めていない場合にまで同条の規定による開示を行うための特別の制度を作ることに合理性を見い出すことはできない。

(6)　仮に改正法案のような制度ができると、第５条各号のいずれかに該当するとして不開示決定をしたことに対する不服申立てが客観的に見て困難な場合であっても、第７条の規定による開示をしなかったことに対する不服申立てがなされる傾向が生まれ、行政機関の負担が一層増加することも懸念される。

(回答)

応じられない。

(理由)

(1)「行政透明化検討チームとりまとめ」において、「行政機関情報公開法第７条に定める公益上の理由による裁量的開示がほとんど機能していない一方で、政府全体の判断として、従前は不開示であった情報を国民に開示することが期待される局面は増えている」とした上で、「内閣府の長たる内閣総理大臣が、不開示決定に対する同意権を背景に、行政機関の長に対して行政機関情報公開法第７条に定める公益上の理由による裁量的開示その他

の必要な措置をとるよう求めることができることとする」とされており、改正規定を設ける理由とならないとするのは失当である。

(2) 内閣総理大臣は、情報公開制度を担当する大臣として、国民の知る権利の保障の観点から行政機関情報公開法７条の趣旨を踏まえて協議に臨むものであり、専門的・技術的知見の活用は、行政機関の長から必要に応じて意見聴取・資料提示などを求めること等により、協議の過程において、国民の知る権利の観点と、当該情報の開示に伴う影響の比較衡量が行われるものである。このような制度の性質から、単に行政機関の長の裁決・決定案を、内閣総理大臣が覆す制度であるかのようなとらえ方は妥当ではない。また、７条の規定による開示をした根拠を聴取することは「制度上予定していない」のではなく、協議の過程で必要に応じて内閣府設置法７条７項に基づく資料提出や説明の要求をすることは想定されている。

(3) 開示請求の形式的不備又は文書の不存在による不開示決定について、審査会から妥当答申がなされた場合については、特に21条２項の適用事案になるとは考えにくいところではあるが、こうした事案については、可能な限り簡素かつ効率的な運用とするよう努めることとしたい。しかし、本件について、21条の規定の趣旨を考慮することなく、「何らの合理性も存在しない」と主張することは合理性に欠く主張であり、失当であると考えられる。

(4) 不服申立てがなされたものに対象を限定することについては、当方説明のとおり、論点整理がある程度進んでいることも理由であるが、不服申立てを行っている案件については、開示請求者が、不服申立てを行ってまで開示を求めたいとする真摯な開示請求であることが想定されることから、合理性がないとは言えない。

(5) これまでの貴庁の経験に照らして、不服申立てがなされた事案が７条の規定による開示の余地のないものが多いとのことであるが、当該主張に具体的な事実の裏付けを欠き、所論を是とすることは困難である。

(6) ７条の開示をしなかったことに対する不服申立てがなされる傾向が生まれ、行政機関の負担が一層増加することに関する懸念については、当該負担の増加が単なる非効率のために生まれた無駄なものなのか、それとも国民の知る権利の保障の観点から必要な作業なのかによって意義が変わり、一概に作業が増加することだけをもって当該制度を創設すべきではないという理由にはならないと考えられる。

8　第24条の改正規定を次の点について改められたい。

(1)　一定の場合には被告が対象行政文書の提出又は提示を拒むことができることとすることとされたい。

（理由）

行政文書に記録されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法について当該情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、当該情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものもあり、そうしたものについてはインカメラ審理を正当に拒否できるような制度設計をすべきである。具体的には、厳格な要件（例えば民事訴訟法第２２３条第４項各号の規定を加重した後掲の修正案文のような要件）の下に被告が対象文書の提出又は提示を拒むことができる旨の規定を設けるなどして、対象文書を裁判所に提出又は提示しないことが弁論の全趣旨として被告に不当に不利にしん酌されることのないような制度を構築する必要があると考える。

（回答）

応じられない。

（理由）

本改正は、裁判官が直接行政文書を見分することにより、情報公開訴訟についてより適正な判断をすることが可能になることを目的とするものであり、被告に弁論期日外証拠調べを拒否する権限を与えれば、このような趣旨が没却されることになる。また、現行の民事訴訟法２２３条６項の定めるインカメラ審理においても裁判官が機密情報に接する機会があるところ、文書の所持者はその提出を拒否し得る旨の規定はないが、特段の問題が生じたことはないものと承知している。これらの理由から、御意見のように、弁論期日外証拠調べを拒否する権限を被告に与えることには応じられない。

また、弁論期日外証拠調べを採用したにもかかわらず被告が行政文書を提出しない場合において、それがやむを得ない理由に基づくものと裁判所が判断した場合には、不提出という行為を弁論の全趣旨として考慮するに当たってこれを踏まえた適切な判断がされるものと考えている。

なお、弁論期日外証拠調べの要件は、様々な要素を考慮した上、「特に必要があると認めるとき」とされているところ、改正法案は、特に機密性が高いと考えられる情報に係る不開示要件の該当性について行政機関の長の第一次的判断を尊重しており（新５条３号、４号参照）、御指摘のような特別の配慮を払う必要がある文書については、これが不開示事由に該当することを他の証拠によって立証することは容易であると考えられ、弁論期日外証拠調べをするまでもないことなどに鑑みれば、上記意見の理由に現れる諸懸念事項は、十分に対処されているものと考えられるため。

(2)　裁判所に対する口頭説明の機会を創設することとされたい。

(理由)

第５条第３号又は第４号該当性を理由とする不開示決定に係る情報公開訴訟における争点の核心部分は、不開示とした情報を開示した場合に予想される支障についての判断の合理性であるところ、被告が受訴裁判所に対してその点を十分に説明する機会が与えられなければ、受訴裁判所が、インカメラ審理を通じて不開示とされた部分の具体的な記載内容を了知したとしても、それを開示した場合の具体的な支障について十分理解するに至らないまま、誤った事実認定ないし争点に対する判断を行うおそれがあり、このことは制度の根幹にかかわる問題である。

この点、証拠調べに立ち会う被告は実質的な弁論を行うことができないとの説明を受けており、これはいわゆる双方審尋主義の帰結であると思われるが、インカメラ審理を本来的に被告立会いの下で行う証拠調べと位置付けた上で、対象行政文書に記載されている情報が不開示事由に該当する理由について被告が弁論期日外証拠調べ期日において説明を行うことについても原告が同意するのであれば、双方審尋主義による制約は克服できると考える。

(回答)

応じられない。

(理由)

ご意見の趣旨は、対象行政文書に記載されている情報が不開示事由に該当する理由について被告が弁論期日外証拠調べ期日において説明する機会を設けるべきであり、原告の同意があれば双方審尋主義の問題も回避できる、というものと見受けられる。

御意見は、原告に公開しない場で被告が不開示事由について弁論をする機会を設けるというものであると解されるが、このような機会を設けることは、原告にとっては被告の主張を知らされず、したがってどのような点について裁判所が判断するのかを知らされないまま審理が進行することになり、原告にとっての手続保障に欠けることになる。また、原告の利益を害するだけでなく、原告が適確な主張を行えないこととなる結果、充実した審理を行うことも不可能になる。

仮に、被告が実質的な弁論を行うことに対する原告の同意を要件としたとしても、被告がどのような主張を行うかについて不明確なままで原告がこれに同意することは期待できないものと考えられ、結局、弁論期日外証拠調べが実施

できない事態となるが、このような事態は、裁判所のみが対象文書を見分することによってより公正な裁判を実現しようとする新２４条創設の趣旨を没却するものである。

したがって、上記意見に応じることはできない。

(3)　民事訴訟法第227条の規定の適用を排除することとされたい。

（理由）

裁判所が必要と認めるときには当該行政文書を再度見分する手段があること（法24条第４項）、同項に再度提示の規定を置いた趣旨はそもそも裁判所に弁論期日外証拠調べの対象となる証拠である行政文書の写しを提出させないことであることを鑑みると、民事訴訟法第227条に基づく行政文書の留置の必要性が肯定される場合は想定しにくいとの御見解については首肯できなくもなく、また、そのようなラインで内閣法制局に説明済みであることについても了解したが、法制上の整理としては、明文の規定をもって民事訴訟法第２２７条の適用を排除することが適切である。

なお、同法第223条第６項に基づくいわゆるインカメラについて裁判所における対象文書の保管を定めた民事訴訟規則第141条の規定は、あくまで最高裁判所規則であり、ここで問題にしている法律相互間の適用関係を検討するに当たりその存在を考慮することは必ずしも適切でない。

（回答）

法制上の整理として、民事訴訟法第２２７条の規定を排除するのが適切であるという御意見の理由は必ずしも明らかでないが、機密の保持という観点からの御意見であれば、現行の民事訴訟法２２３条６項に基づくいわゆるインカメラ手続においても、対象となる文書を裁判所が保管することができるとされている（規則１４１条）ことに鑑みると、弁論期日外証拠調べにおいて民事訴訟法２２７条を排除する合理性は説明困難であると考えている。

民事訴訟規則１４１条があくまで最高裁判所規則であり、その存在を考慮することは必ずしも適切でないという御意見の理由も必ずしも明らかではないが、ここでの問題は（仮に貴省の御意見の理由が機密の保持という観点からのものであれば）、機密が記載された文書が裁判所に保管されるということの可否であり、この点では民訴法２２７条と同規則１４１条に違いはなく、したがって、同規則１４１条の規定はご意見に対する回答との関係で参考とされるべき事項であると考える。すなわち、民事訴訟法２２３条６項に基づくいわゆるインカメラ手続において保管が可能であるのに、弁論期日外証拠調べにおいてはその保管が許されないという制度とすることの整合性を説明することは困難

であると考えている。

なお、民事訴訟規則１４１条に基づく保管に関して実際上の問題が生じており、その改正が具体的に議論されているなどの事実は承知していないので、申し添える。

また、既に回答した通り（平成２３年２月１７日事務連絡）、行政文書を再度見分する手段があること（法２４条４項）、同項に再度提示の規定を置いた趣旨はそもそも裁判所に弁論期日外証拠調べの対象となる証拠である行政文書の写しを提出させないことであることを鑑みると、民事訴訟法 227 条に基づく行政文書の留置の必要性が肯定される場合は想定しにくい。

(4) 以上の点を踏まえた具体的な修正案文は次のとおりである。

なお、「当事者を立ち会わせないで」を「原告を立ち会わせないで」とする点については、情報保全の観点及び口頭説明を行う必要性から、インカメラ審理を本来的に被告立会いの下で行う証拠調べと位置付ける必要があるとの観点によるものである。そのように位置付けることは、あくまで原告の同意を得て行う証拠調べとする以上は、何ら問題ないと考える。

（口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ）
第二十四条　情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、原告の同意を得て、口頭弁論の期日外において、原告を立ち会　わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。
２ 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。ただし、被告が当該文書の提出又は提示により次に掲げるおそれがあると認めたときはこの限りでない。
一　国の安全が害される著しいおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる著しいおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上著しい不利益を被るおそれ
二　犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に著しい支障を及ぼすおそれ
３　前項本文の場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

4 被告は、弁論期日外証拠調べにおいて、第五条各号に規定する情報が前項の行政文書に記録されていることについて、裁判所に対し、口頭で説明をすることができる。 5 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。 6 民事訴訟法第二百二十七条の規定は、弁論期日外証拠調べには適用しない。

9 裁判官であった者が退官後に秘密を漏らした場合に法的制裁を科すことや裁判所における規則の整備により、情報保全の万全を期すために必要な措置を講じられたい。

(理由)

弁論期日外証拠調べに関与し得る者の守秘義務については、退職後も含めて法制上の手当てがなされているとの説明を受けているが、裁判官の退官後の守秘義務違反については法的制裁がなく、不十分である。裁判官の退官後の守秘義務違反に対する法的制裁があるよりない方がよいという理由は見当たらず、インカメラ審理の導入に当たり、運用後に問題が生じないように可能な限り合理的な制度を構築する必要がある。

このほか、対象文書に接する裁判所職員等を限定することや、対象文書の複写を禁止することも情報保全上極めて重要であることから、運用で対応するのではなく、最高裁判所規則により明文化するなどの措置を講ずることを求める。

(回答)

裁判官であった者が退官後に秘密を漏らした場合に法的制裁を課すなど、現在の改正案の規定に加えて情報保全の万全を期すために更なる措置を講じることには応じられない。

裁判所規則の制定については、当室には回答権限がないため、回答できない。

(理由)

裁判官には、官吏服務紀律によって退官後も守秘義務が課されている。また、裁判官は、従来から、民事訴訟法２２３条６項のインカメラ審理手続において公務員の職務上の秘密を含む行政文書を閲読する可能性があり、このほか、企業や個人の秘密等を扱ってきたが、退職後の裁判官も含め、罰則付きの守秘義務が課されていないことの問題点が指摘され、具体的な法改正が議論されているなどの事実は承知していない。これらの理由から、弁論期日外証拠調べの導入に当たり、退官後の裁判官の情報保全に関する措置を講じる必要はないものと考えている。

10　「訴訟に関する書類」について、法律で一律に、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求の適用除外とするよう法制上の手当てをされたい。

（理由）

市町村の情報公開条例及び個人情報保護条例の中には「訴訟に関する書類」が適用除外とされていない例が少なからず存在し、例えば、警察が市町村長に対して発した捜査関係事項照会書が開示請求に係る対象文書として特定される事態が発生しているところである。情報公開法制及び個人情報保護法制においては地方公共団体に係る事項が条例に委ねられているとはいえ、国の利害に係る書類である「訴訟に関する書類」については、法律で一律に、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求の適用除外とする必要がある。

この点は、改正法案と直接関係するものではないが、今回、情報公開法を抜本的に見直すのを機に、情報公開法制全体について、不備な点を正していくことが必要であることから、上記の点についても法制上の手当てを講ずることを求める。

（回答）

応じられない。

（理由）

今回の改正は「行政透明化検討チーム」における議論を踏まえたものであるが、同検討チームにおいても、貴庁意見のような議論はされていない。また、地方における情報公開制度については、各地方公共団体の情報公開条例に委ねられており、国の情報公開法制は、地方分権の観点から、地方の条例制定権に制約を加えることは想定していない。

内閣官房情報公開法改正準備室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年２月22日
警　　察　　庁

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（再意見）

見出しの件について、下記のとおり再意見を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

記

１　第６条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見の理由に同じ。

２　第11条第１項中「大量であるため」の下に「その他の理由により」を加える改正規定を設けられたい。

（理由）

初回意見の理由に同じ。

なお、初回意見に応じられない理由として「現在の運用が法の解釈として適切なもの」であるかどうかは「法運用の問題である」ことが挙げられているが、第５条第１号ハの改正規定は、現在の法運用を法定化するものであると承知しており、当庁の初回意見もこれと同様に、現在の運用を法定化することを求めるものであるから、所論は失当である。

３　第11条に第３項を加える改正規定中「（同号の期間が１年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）」を削除されたい（関連する法整備の部分も含む。）。

（理由）

初回意見の理由に同じ。回答を受けた内容は、意見の理由における①、②及び③の類型については妥当すると考える余地もあるが、④の類型には全く妥当しない。

みなし規定により「より迅速で直接的な救済の途が開かれることになる」旨の回答を受けているが、大量請求事案におけるみなし規定による訴訟の提起が実質的にみて開示請求者の救済につながらないことはこれまでに述べたとおりであり、さらに付言するならば、仮に原告が勝訴判決を得て確定したとしても、その判決正本は、義務づけの点については被告による履行が事実上不可能な債務名義であり、そのような債務名義が法的には何らかの価値があるとしても事

実上無価値であることは論を待たない。また、仮に原告が敗訴判決を得て確定した場合には、本来ならば原告が開示を受けることができるはずの行政文書についてまで開示を受けることができなくなり、原告は訴訟を提起したことによりかえって不利益を被ることとなる。このような制度が、開示請求者のとり得る手段が増えるということ以上に、開示請求者の救済につながるというのは決して理解し得ない。

繰り返しになるが、当庁は前記④の類型に関し、大量請求事案に係る開示請求者に「みなす権限」を付与することの不合理性に限って指摘しているので、その点に焦点を合わせたご回答を願いたい。

4　第16条の改正規定を削除するとともに、平成22年８月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５に「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述があることを踏まえ、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を改正法案に明記されたい。

（理由）

初回意見の理由に同じ。

貴室回答においては、商業的請求とその他の請求を見分けるため、「開示請求者による開示請求書の様式の選択、その記載事項等によって確認する」こととしており、「行政機関が開示請求者の身分、開示請求の理由・目的等を個別に確認することは基本的に想定」していないとのことであるが、このような方法によっては行政機関において商業的請求であるか否かを適切に識別し得ず、制度として機能し得ないと考えられる。

また、第５条に関する貴室の回答においては、「国民から選出された代表者たる大臣の発案」を改正案に盛り込んだことを汲むべき旨が示唆されているが、そうであれば、たとえ内閣法制局参事官から「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述を改正法案に盛り込むことが困難である旨の指摘を強く受けているとしても、同じく「国民から選出された代表者たる大臣の発案」である「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との点を改正法案に盛り込むべきである。

権利濫用防止に関する規定は、情報公開制度全体の構成においても、また、国民に対して制度の理解を求めるためにも必要であり、必要性のない規定を置くことはできないという理由には賛成できない。

また、商業的請求のみ負担を求めることについてのこれまでの説明は不十分であり、また、商業的請求の範囲についての説明も不十分であることから（日本放送協会や徳島新聞社からの請求は商業的請求か？）、賛成できない。

5　第21条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見の理由に同じ。なお、個別の論点における補足理由ついては、以下のとおり。

初回意見の理由(2)に対する貴室の回答においては、本条により導入される制度について、「単に行政機関の長の裁決・決定案を、内閣総理大臣が覆す制度であるかのようなとらえ方は妥当でない」としているが、現在の案文を前提とした制度が構築された場合、内閣総理大臣が行政機関の長の裁決・決定案を覆すよう迫る事態が発生することが考えられる。こうした高度に政策的・専門的な判断を行うためには、「必要に応じて」行政機関側からの意見聴取・資料提出を求めるのみでは足りず、行政機関側と密接に連携して判断を行う必要があるが、当庁から指摘しているとおり、機密性の高い文書については、内閣総理大臣（その補助機関を含む）へ提示することは困難であり、内閣総理大臣による適正な判断が行われることは想定しがたい。このようなおそれがある制度を導入することには合理性がないと考える。

初回意見の理由(3)に対する貴室の回答においてお認めのとおり、形式的不備や文書不存在による不開示決定は、第21条第２項の適用事案になることは考えにくいのであり、こうした事案についても形式的な協議を求めることは、いたずらに行政コストを増やすばかりで実益がないものであり、こうした事案についても内閣総理大臣への協議を必要とする制度には合理性がない。

なお、貴室回答のうち、「本件について、21条の規定の趣旨を考慮することなく「何らの合理性も存在しない」と主張することは合理性に欠く主張であり、失当であると考えられる。」とあるのは、当庁の主張のいずれの部分が21条の規定の趣旨を考慮していないのかを明らかにしておらず、どのように合理性を欠くのか明確になっていないことから、失当な反論であると考える。

初回意見の理由(5)について補足説明する。平成18年から平成22年までの間に当庁から審査会に諮問した31件のほとんどは第７条の規定による開示の余地のないものである（例：審査会答申18-295、19-150、19-151、19-276、19-277、19-80、19-282、19-400、20-121、20-308、20-295、20-495、21-294、21-342、21-343、22-201、22-521）。

初回意見の理由(6)に対する貴室からの回答においては、行政機関において増加する負担は、「単なる非効率のために生まれた無駄なもの」又は「国民の知る権利の保障の観点から必要な作業」の二つがあり得る旨の回答を得ているが、

制度を導入したことによる負担の増加が専ら後者であるということはできず、前者の負担が大幅に増加するおそれもあり得る。行政機関において「無駄な」作業を行わせるおそれのある改正を行うことには合理性がないと考える。

6　第24条の改正規定を次の点について改められたい。

(1)　一定の場合には被告が対象行政文書の提出又は提示を拒むことができることとすることとされたい。

(理由)

初回意見の理由に同じ。なお、あくまで拒否権の創設を求めるものであるが、仮に拒否権の創設が困難なのであれば、例えば、第24条第１項中「その他の事情」とあるところを、開示することの不利益を考慮要素として明示するような内容に改めることについても検討されたい（具体的には、公判前整理手続における類型証拠の開示請求について定めた刑事訴訟法第316条の15第１項の規定や、主張関連証拠の開示請求について定めた同法第316条の20第１項の規定と同様の規定振りとすることを求めるものである。)。

(2)　被告は弁論期日外証拠調べに立ち会い、裁判所に対する口頭説明の機会を有することとされたい。

(理由)

初回意見の理由に同じ。なお、法律上、被告が口頭説明を行える事項を不開示事由への該当性のみに限ることで、原告は被告の主張についてその内容までは知り得ずとも予測可能性は確保され、また、証拠調べの結果が口頭弁論に顕出される以上、手続全体を通じての原告の権利保障も図られるといえる。また、口頭説明による裁判所の判断ないし心証形成も当該被告の主張に関わる内容のものに限られるのであれば、その点についても原告の予測可能性は確保されるといえる。したがって、原告の同意を得ることが期待できないと結論付けるのは早計であり、当庁提案の枠組みが原告の利益を害するものと断ずるのは失当である。

(3)　民事訴訟法第227条の規定の適用を排除することとされたい。

(理由)

初回意見の理由に同じ。なお、貴室においても当庁が秘密保全との関連で第24条の改正規定を問題視していることは十分承知のことと思われるところ、初回意見はまさに秘密保全の観点からの問題提起であることを申し添える。

7　裁判官であった者が退官後に秘密を漏らした場合に法的制裁を科すことができるなど情報保全の万全を期すために必要な措置を講じられたい。

(理由)

初回意見の理由に同じ。

退官した元裁判官が守秘義務違反を犯した場合、単にその者が社会的非難を受けるにとどまるというのは明らかに不十分である。

また、裁判所における情報保全に関し、退官後の守秘義務違反について罰則を設けるべきではないという議論が過去にあったとは承知していない。

さらに、情報保全のために必要な最高裁判所規則の整備については、貴室から最高裁判所に対して当庁意見を踏まえた申入れを行い、最高裁判所がそれを了承することにより実現が図られる余地もあると考える。

以上の意見を踏まえ、裁判所における十分な情報保全確保のため必要な措置を講じられたい。

8　本件法令協議においては多岐にわたる論点について意見を述べているところ、回答を受領してから意見提出までの期間が短きに失し、十分な検討を踏まえた意見の提出が困難になっているので、意見提出までに十分な期間を付与するよう協議の仕方を改められたい。

事　務　連　絡
平成２３年2月２３日

警察庁　御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について２月２２日付で提出のあった再意見に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御意見がある場合には、２月２３日（水）１２：００までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、再々意見はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

［本件連絡先］
内閣官房情報公開法改正準備室
担　当：野澤、脇
電　話：０３－６９１０－０２０１
ＦＡＸ：０３－３５０４－１８３３
E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1　第６条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見の理由に同じ。

（回答）

応じられない。

（理由）

御指摘のとおり、これらの有意性の判断は個々の請求者の意図によらず客観的に決めるべきものとして運用してきたところであるが、行政透明化検討チームにおいて、部分開示規定について「行政文書は最大限開示されるべきものであること、及び、いわゆる「情報単位論」（独立一体説）の採用される余地はないことを明確にするべきである」と指摘されているところである。

このため、現行の「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」については、主権者である国民にとって「有意の情報」か否かに関し、情報単位論（独立一体説）の適用も含め、行政機関が恣意的に判断することを可能とするものであり、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確にするため、これを削除することにより「有意の情報」か否かの判断によらず部分開示を義務付けるものである。

なお、「「有意」性のない部分を開示する必要がないことは、「情報単位論」とは無関係であると考える」とのことであるが、行政透明化検討チームの議論においては、「独立一体説を６条１項及び２項の解釈から排除するためには、まず６条１項ただし書を削除することが必須」（平成 22 年５月 26 日行政透明化検討チーム資料５－１「参集者からの意見概要（改訂版）」）との意見もあったことを付言しておく。

2　第 11 条第１項中「大量であるため」の下に「その他の理由により」を加える改正規定を設けられたい。

（理由）

初回意見の理由に同じ。

なお、初回意見に応じられない理由として「現在の運用が法の解釈として適切なもの」であるかどうかは「法運用の問題である」ことが挙げられているが、第５条第１号ハの改正規定は、現在の法運用を法定化するものであると承知しており、当庁の初回意見もこれと同様に、現在の運用を法定化する

ことを求めるものであるから、所論は失当である。

（回答）
応じられない。
（理由）
本改正案は、「行政透明化検討チームとりまとめ」を法案化したものであるが、当該とりまとめでは、第５条第１号については改正すべきとされ、第１１条第１項のご指摘の部分については、改正事項としては挙げられず、解釈上の議論として取り扱われているため。

３　第11条に第３項を加える改正規定中「（同号の期間が１年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）」を削除されたい（関連する法整備の部分も含む。）。
（理由）
初回意見の理由に同じ。回答を受けた内容は、意見の理由における①、②及び③の類型については妥当すると考える余地もあるが、④の類型には全く妥当しない。
みなし規定により「より迅速で直接的な救済の途が開かれることになる」旨の回答を受けているが、大量請求事案におけるみなし規定による訴訟の提起が実質的にみて開示請求者の救済につながらないことはこれまでに述べたとおりであり、さらに付言するならば、仮に原告が勝訴判決を得て確定したとしても、その判決正本は、義務づけの点については被告による履行が事実上不可能な債務名義であり、そのような債務名義が法的には何らかの価値があるとしても事実上無価値であることは論を待たない。また、仮に原告が敗訴判決を得て確定した場合には、本来ならば原告が開示を受けることができるはずの行政文書についてまで開示を受けることができなくなり、原告は訴訟を提起したことによりかえって不利益を被ることとなる。このような制度が、開示請求者のとり得る手段が増えるということ以上に、開示請求者の救済につながるというのは決して理解し得ない。
繰り返しになるが、当庁は前記④の類型に関し、大量請求事案に係る開示請求者に「みなす権限」を付与することの不合理性に限って指摘しているので、その点に焦点を合わせたご回答を願いたい。

（回答）
応じられない。

（理由）

平成２３年２月２２日付け御回答の通りであるが、裁判所は、訴訟が裁判をするのに熟したときに終局判決をすることとされており（民事訴訟法２４３条１項）、④の類型のみなし規定により訴訟が提起された場合でも、被告による主張が尽くされて争点が明らかになり、これに対する立証が尽くされて初めて終局判決がされる。したがって、④の類型の場合には、その大量性故に争点が明らかになるためには相当の時間を必要とする場合があるとは考えられるものの、被告が訴訟の引き延ばしを図って主張の提出を懈怠しているなどの場合を除き、被告が十分な主張を尽くしていないのに「訴訟が裁判をするのに熟した」と判断されることはないと考えられる（開示請求者としては被告が十分な主張をするまでは判決を得られないが、訴えを提起するために開示決定等がされるのを待つ必要がなくなるという点で、手続の迅速化が図られる。）。

いずれにしても、④の類型を設ける趣旨は、当該期間（期限）を超過した場合に、開示請求者は、訴訟又は不服申立てにより、行政機関の開示決定等を待つことなく、不開示決定の内容自体を争うことができるようになることから、手続きの迅速化が図られるという点だけでなく、国民の選択の幅も広がるという点で、国民の知る権利に基づく開示請求権の救済に資すると考えられるためである。

4　第16条の改正規定を削除するとともに、平成22年8月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５に「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述があることを踏まえ、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を改正法案に明記されたい。

（理由）

初回意見の理由に同じ。

貴室回答においては、商業的請求とその他の請求を見分けるため、「開示請求者による開示請求書の様式の選択、その記載事項等によって確認する」こととしており、「行政機関が開示請求者の身分、開示請求の理由・目的等を個別に確認することは基本的に想定」していないとのことであるが、このような方法によっては行政機関において商業的請求であるか否かを適切に識別し得ず、制度として機能し得ないと考えられる。

また、第５条に関する貴室の回答においては、「国民から選出された代表者たる大臣の発案」を改正案に盛り込んだことを汲むべき旨が示唆されているが、そうであれば、たとえ内閣法制局参事官から「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述を改正法案に盛り込むこと

が困難である旨の指摘を強く受けているとしても、同じく「国民から選出された代表者たる大臣の発案」である「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との点を改正法案に盛り込むべきである。

権利濫用防止に関する規定は、情報公開制度全体の構成においても、また、国民に対して制度の理解を求めるためにも必要であり、必要性のない規定を置くことはできないという理由には賛成できない。

また、商業的請求のみ負担を求めることについてのこれまでの説明は不十分であり、また、商業的請求の範囲についての説明も不十分であることから（日本放送協会や徳島新聞社からの請求は商業的請求か？）、賛成できない。

（回答）

応じられない。

（理由）

初回意見に対する回答の理由に同じ。

内閣法制局による法案審査においては、当室から、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、「適正な開示請求及び開示情報の適正利用」義務及び濫用的な開示請求の防止に係る規定を盛り込むべく、その必要性について、累次にわたり説明したところである（すなわち、「必要性のない規定」との認識は持っていない）が、内閣法制局からは、①そのような確認的（抽象的）規定とも言える法的効果がない規定を（内閣提出法案に）置くことはできない、②濫用的な開示請求への対処については、これまで行政機関においては、権利濫用に関する一般法理の適用（による不開示決定）によって対応してきており、本改正法案の中に濫用的な開示請求への対処に関する特別の規定を置くまでの必要性は認められない、③情報公開法上の開示請求権は、何人でも、いかなる行政文書も請求できる（第３条）、対象範囲が極めて広いものであり、そのような抽象的な規定を置いた場合の影響（行政機関における適用の困難性、適用した場合に開示請求者がこれに異議を申し立てる可能性）は格段に大きいことから、情報公開法にそのような規定を盛り込むことは適当でない、との指摘が強くなされたところであり、当該規定を本改正法案に盛り込むことは困難であると考えるが、回答させていただいたとおり、濫用的な開示請求への対処については、「行政透明化検討チームとりまとめ」を踏まえ、その具体的な運用に係るガイドラインを適切に作成して、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期することとしている。

なお、第１６条第１項各号に掲げる者に該当するか否かについては、回答させていただいたとおり、これに該当する者が該当しない場合の開示請求書による開示請求をしたことが明らかであると認められる場合を除き、開示請求者に

よる開示請求書の様式の選択、第１６条第１項各号該当のチェック欄の記載等の申告によって判断するものであり、これが制度として機能し得ないとは考えていない。

商業的請求に該当する場合にのみ開示請求手数料を徴収する点についても、回答させていただいたとおりであり、すなわち、第３条に基づく開示請求権の行使自体は等しく認められるものであるが、開示請求に係る事務のコストを誰が負担すべきかとの観点から、受益者負担の原則に立って、特に、開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる、営利を目的とする社団法人である会社法上の「会社」（株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社）及びこれに類する法人が行う開示請求を商業的請求と位置付け、開示請求手数料を徴収することとしているものである。

第１６条第１項各号の解釈基準については、同項各号に掲げる者に該当するか否かは開示請求者による開示請求書の様式の選択、記載事項等によって確認することとしている中で、当方としてどの程度までお示しできるか、今後検討してまいりたい。

５　第21条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見の理由に同じ。なお、個別の論点における補足理由ついては、以下のとおり。

初回意見の理由(2)に対する貴室の回答においては、本条により導入される制度について、「単に行政機関の長の裁決・決定案を、内閣総理大臣が覆す制度であるかのようなとらえ方は妥当でない」としているが、現在の案文を前提とした制度が構築された場合、内閣総理大臣が行政機関の長の裁決・決定案を覆すよう迫る事態が発生することが考えられる。こうした高度に政策的・専門的な判断を行うためには、「必要に応じて」行政機関側からの意見聴取・資料提出を求めるのみでは足りず、行政機関側と密接に連携して判断を行う必要があるが、当庁から指摘しているとおり、機密性の高い文書については、内閣総理大臣（その補助機関を含む）へ提示することは困難であり、内閣総理大臣による適正な判断が行われることは想定しがたい。このようなおそれがある制度を導入することには合理性がないと考える。

初回意見の理由(3)に対する貴室の回答においてお認めのとおり、形式的不備や文書不存在による不開示決定は、第21条第２項の適用事案になることは考えにくいのであり、こうした事案についても形式的な協議を求めることは、いたずらに行政コストを増やすばかりで実益がないものであり、こうした事

案についても内閣総理大臣への協議を必要とする制度には合理性がない。

なお、貴室回答のうち、「本件について、21 条の規定の趣旨を考慮することなく「何らの合理性も存在しない」と主張することは合理性に欠く主張であり、失当であると考えられる。」とあるのは、当庁の主張のいずれの部分が 21 条の規定の趣旨を考慮していないのかを明らかにしておらず、どのように合理性を欠くのか明確になっていないことから、失当な反論であると考える。

初回意見の理由(5)について補足説明する。平成 18 年から平成 22 年までの間に当庁から審査会に諮問した 31 件のほとんどは第 7 条の規定による開示の余地のないものである（例：審査会答申 18-295、19-150、19-151、19-276、19-277、19-80、19-282、19-400、20-121、20-308、20-295、20-495、21-294、21-342、21-343、22-201、22-521）。

初回意見の理由(6)に対する貴室からの回答においては、行政機関において増加する負担は、「単なる非効率のために生まれた無駄なもの」又は「国民の知る権利の保障の観点から必要な作業」の二つがあり得る旨の回答を得ているが、制度を導入したことによる負担の増加が専ら後者であるということはできず、前者の負担が大幅に増加するおそれもあり得る。行政機関において「無駄な」作業を行わせるおそれのある改正を行うことには合理性がないと考える。

(回答)

応じられない。

(理由)

初回意見に対する回答の理由に同じ。なお、個別の論点における補足理由に対する考え方は以下のとおり。

(2) 貴庁ご指摘の「高度に政策的・専門的な判断」を行うためには、行政機関側と密接に連携して判断を行う必要があるという認識については同意するが、貴庁のご懸念は、こうした必要性を認識しつつ、内閣総理大臣への提示が不能であるときに、制度が機能しないおそれがあるというものである。当室としては、国家行政組織法２条２項の趣旨にかんがみ、行政機関が一体として機能することを想定しているものである。

(3) 当室からの回答の趣旨は、形式的不備や文書不存在による不開示決定について、答申と同じ裁決・決定を行う場合について協議対象となっていることをもって、21 条の制度について合理性がないとの結論に結び付け、21 条の

規定削除の論拠とすることは失当であるとの趣旨である。

(5)事実については了解したが、例としてあげられた 17 件が「ほとんど」と言えるか、また、仮に「ほとんど」開示の余地がないものであったとしても、その残りの案件に７条該当性について検討する必要性がないと言えるかについては、疑義なしとしない。

(6)いずれにせよ、具体的な運用にあたっては、極力簡素かつ効率的になるよう努めて参りたい。

6　第 24 条の改正規定を次の点について改められたい。

(1)　一定の場合には被告が対象行政文書の提出又は提示を拒むことができることとすることとされたい。

(理由)

初回意見の理由に同じ。なお、あくまで拒否権の創設を求めるものであるが、仮に拒否権の創設が困難なのであれば、例えば、第 24 条第１項中「その他の事情」とあるところを、開示することの不利益を考慮要素として明示するような内容に改めることについても検討されたい（具体的には、公判前整理手続における類型証拠の開示請求について定めた刑事訴訟法第 316 条の 15 第１項の規定や、主張関連証拠の開示請求について定めた同法第 316 条の 20 第１項の規定と同様の規定振りとすることを求めるものである。）。

(回答)

応じられない。

(理由)

拒否権の創設については、前回ご回答のとおり、本改正は、裁判官が直接行政文書を見分することにより、情報公開訴訟についてより適正な判断をすることが可能になることを目的とするものであり、被告に弁論期日外証拠調べを拒否する権限を与えれば、このような趣旨が没却されることになるから、貴庁のご意見に応じることはできない。

２４条１項は、裁判所は「その他の事情」を考慮するとされていることから明らかなとおり、当該事案に関する一切の事情を考慮して「特に必要がある」かどうかを判断するのであり、「開示することの不利益」を裁判所が考慮することは現在の改正案の規定によっても明らかであると考えられる。なお、弁論期日外証拠調べの採否に当たっては、当然、被告はその要否について意見を提出することができるところ、被告が「開示することの不利益」があることを主張した場合には、裁判所は当然これを考慮して採否を判断するものと考えてい

る。

したがって、再意見のご趣旨は既に規定されているのであり、これに加えて文言を追加する必要はない。

(2)　被告は弁論期日外証拠調べに立ち会い、裁判所に対する口頭説明の機会を有することとされたい。

(理由)

初回意見の理由に同じ。なお、法律上、被告が口頭説明を行える事項を不開示事由への該当性のみに限ることで、原告は被告の主張についてその内容までは知り得ずとも予測可能性は確保され、また、証拠調べの結果が口頭弁論に顕出される以上、手続全体を通じての原告の権利保障も図られるといえる。また、口頭説明による裁判所の判断ないし心証形成も当該被告の主張に関わる内容のものに限られるのであれば、その点についても原告の予測可能性は確保されるといえる。したがって、原告の同意を得ることが期待できないと結論付けるのは早計であり、当庁提案の枠組みが原告の利益を害するものと断ずるのは失当である。

(回答)

応じられない。

(理由)

被告が弁論期日外証拠調べに立ち会い、原告に公開しない形で実質的な弁論を行う機会を設けることは、原告にとっては被告の主張を知らされず、したがってどのような点について裁判所が判断するのかを知らされないまま審理が進行することになり、原告にとっての手続保障に欠けることになる。この点は、前回お答えさせて頂いたとおりである。

ご提示の案は「原告が口頭説明を行える事項を不開示事由への該当性のみに限る」とのことであるところ、具体的にこれがどのような事項を想定しておられるのかは必ずしも明らかではない。しかし、不開示事由の存否を判断する情報公開訴訟において、被告が原告に対しては実質的な考え方を説明しないことによって反論の対象をしぼらせず、一方で弁論期日外証拠調べの機会に裁判所に対してだけ抜け駆け的に詳細な説明を行ってその理解を得ることが不当であることについては、ご理解いただいているものと考える。そうすると、ご提示の案においては、準備書面等において原告に対しても開示される形で被告の考え方を十分主張するとともに、行政文書に即してその主張を敷衍して説明することなどを想定しておられるものと考える（例えば、被告が、公共の安全や秩序の維持に支障を及ぼすおそ

れがあることを不開示の理由として主張している事案において、一見するとこのようなおそれがあるかどうか判然としない記載について、その意味するところを、既に準備書面等に現れた範囲内で説明を加えるなど。）。貴庁の御意見の趣旨がこのようなものであるとすれば、証拠調べを円滑に実施するために必要な行為として、２４条３項に基づいて許されると考えている。

なお、同項は、弁論期日外証拠調べに原告を立ち会わせないこととの均衡上、被告の立会権を権利として保障したものではないが、被告は、裁判所に対し、証拠調べの実施方法について意見を述べることができ、立会いを希望するなどの意見を被告が述べた場合には、裁判所においてこれを踏まえて適切に判断されるものと考えている。

(3)　民事訴訟法第227条の規定の適用を排除することとされたい。

（理由）

初回意見の理由に同じ。なお、貴室においても当庁が秘密保全との関連で第24条の改正規定を問題視していることは十分承知のことと思われるところ、初回意見はまさに秘密保全の観点からの問題提起であることを申し添える。

（回答）

応じられない。

（理由）

民事訴訟法２２７条を弁論期日外証拠調べで排除していない趣旨は、民事訴訟法２２３条６項に基づくいわゆるインカメラ手続において保管が可能であるのに、弁論期日外証拠調べにおいてはその保管が許されないという制度とすることの整合性を説明することは困難であるとの理由にあることは、平成２３年２月２２日にお答えしたとおりである。

秘密保全との関連では、現行の規定においてなんら問題もない以上、弁論期日外証拠調べにおいても、当該規定を排除することは整合性を欠くことから難しいと考える。

7　裁判官であった者が退官後に秘密を漏らした場合に法的制裁を科すことができるなど情報保全の万全を期すために必要な措置を講じられたい。

（理由）

初回意見の理由に同じ。

退官した元裁判官が守秘義務違反を犯した場合、単にその者が社会的非難

を受けるにとどまるというのは明らかに不十分である。

また、裁判所における情報保全に関し、退官後の守秘義務違反について罰則を設けるべきではないという議論が過去にあったとは承知していない。

さらに、情報保全のために必要な最高裁判所規則の整備については、貴室から最高裁判所に対して当庁意見を踏まえた申入れを行い、最高裁判所がそれを了承することにより実現が図られる余地もあると考える。

以上の意見を踏まえ、裁判所における十分な情報保全確保のため必要な措置を講じられたい。

（回答）

応じられない。

（理由）

平成２３年２月２２日付け当室御回答のとおりである。なお、既に回答したとおり（平成２３年２月１７日事務連絡）、行政文書を再度見分する手段があること（法２４条４項）、同項が再度提示を規定しているのは、そもそも裁判所に弁論期日外証拠調べの対象となる証拠である行政文書の写しを提出させないことを前提としたものであること付言させていただく。

８　本件法令協議においては多岐にわたる論点について意見を述べているところ、回答を受領してから意見提出までの期間が短きに失し、十分な検討を踏まえた意見の提出が困難になっているので、意見提出までに十分な期間を付与するよう協議の仕方を改められたい。

（回答）

協議方法については、通常の法令協議の慣行に従い、適切に進めて参りたい。

内閣官房情報公開法改正準備室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年２月23日
警　　察　　庁

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（第三次意見）

見出しの件について、下記のとおり第三次意見を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

記

今回の法改正は、「行政透明化検討チーム（以下「検討チーム」という。）とりまとめ」に基づいて行われるものであることから、当庁としても、とりまとめの内容や検討チームでの議論は尊重するものであるが、その法改正案に問題のある場合に、合理的な修正を加える必要があるのは当然であり、当庁を含む関係省庁の意見に対して、一切修正しないという方針で協議に臨まれているように思われ、そうした姿勢は大変遺憾である。

１　第６条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見及び再意見の理由に同じ。付言するならば、質問段階から累次にわたり問題提起してきたところではあるが、開示請求に係る文書の記録内容のほとんどが不開示情報に該当し、それらをマスキングすると罫線や句読点しか残らないような場合にまで部分開示をすることは、開示実施手数料を負担してそのような文書の開示を受ける者の不利益にこそなれ決して利益にはならない。この点、マスキング後の文書を情報提供することも考えられる旨の説明を受けているが、そのようなことをすれば結局開示をしたのと同じになり、受益者負担の原則に反すると言わざるを得ない。

なお、行政機関が「情報単位論」を採用しないことは、法律の解説書、ガイドライン等で示せば足りるものと考える。

また、「明らかに有意と認められない情報」しか残らないような場合は全部不開示とできるようにするなど、現行規定のただし書を改正して例外要件を厳格化することも可能と考えるが、いかがか。

２　第11条第１項中「大量であるため」の下に「その他の理由により」を加える改正規定を設けられたい。

（理由）

初回意見及び再意見の理由に同じ。なお、「行政透明化検討チームとりまとめ」

において法改正すべき事項として挙げられていない事項について、法改正の機会に必要な見直しを行うことは、十分合理的であると考える。また、「ご指摘の規定の解釈については、貴庁のご意見を真摯に受け止めつつ、検討することとしたい。」との回答も受けているが、何ら具体性がなく、説得力を欠くものであり、当該回答をもって了とすることは到底不可能であることを付言する。

3　第11条に第３項を加える改正規定中「(同号の期間が１年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」を削除されたい（関連する法整備の部分も含む。)。

(理由)

初回意見及び再意見の理由に同じ。なお、成熟性を欠く時点で終局判決が下されることがない以上、被告としては請求原因に対する防御（主として抗弁事由を基礎付ける具体的な主張）を尽くす権利を留保しつつ弁論終結まで訴訟対応に当たることになるのであるから、結局のところ、大量請求事案において開示請求者に「みなす権利」を付与することは、何らその実質的救済につながらないのであって、貴室も事実上お認めのとおり、開示請求者のとり得る手段が増える（しかも、本人訴訟を提起するとしても最低限、貼用印紙や予納郵券等の費用負担を余儀なくされる高コストの選択肢である。）という以上の意味を有しないのである。また、仮に原告敗訴の判決が確定した場合には、本来ならば原告が開示を受けることができるはずの行政文書についてまで開示を受けることができなくなり、原告は訴訟を提起したことによりかえって不利益を被ることとなるが、そのような負の側面がいかに合理付けられるのか、全く理解することができない。

・このような事実上無価値な選択肢を設けても、国民の不利益にこそなれ決して利益にはならないと考えることから、強く反対する。

4　第16条の改正規定を削除するとともに、平成22年８月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５に「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述があることを踏まえ、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を改正法案に明記されたい。

(理由)

初回意見及び再意見の理由に同じ。補足意見は以下のとおり。

(1)　当庁から再意見の理由として示した商業的請求か否かの的確な識別に関する懸念については十分な回答を受けていない。「これが制度として機能し得ないとは考えていない。」との回答を受けているが、商業的請求であるか否かを開示請求者の自己申告を基本とし、窓口業務を行う行政機関の職員が当該自

己申告の真偽を確認する術を有しないとの枠組みでは、虚偽の自己申告がなされてもそれを看破することは事実上不可能であり、貴室回答は畢竟、開示請求者の言いなりになれば問題は起きないと述べているに等しいと言わざるを得ない。不正請求の有効な防止策については、何ら説明されていない。

また、商業的請求に限って有料とすることについて、当庁意見に対する貴室からの回答において、「開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求に該当する場合については、受益者負担の原則に立ち返って、開示請求手数料を徴収する」との考え方が示されているが、こうした考え方に立つならば、第16条第１項各号のいずれにも該当しないものの、何らかの経済的利益を得るために開示請求を行おうとする個人から手数料を徴収しないことは極めて不合理である。開示請求によって利益を得るか否かは、請求者の属性により類型的に定まるものではないことから、第16条第１項各号のいずれかに該当するか否かというメルクマールは「開示請求によって利益を得るか否か」の観点を反映したものとは考えられない。

また、報道機関のうち株式会社その他の会社法上の会社等からの請求は有料とし、特殊法人や特例民法法人からの請求は無料とする制度は明らかに不合理である。

(2) 法制局の意見として、「②特別の規定を置くまでの必要性は認められない」とのことであるが、その認識に賛成できない。これまでも意見を述べたとおり、情報公開制度における最大の問題は、濫用的請求が行政機関の過重な負担となり、他の開示請求業務等にも悪影響を及ぼしていることにあり、その問題の解決のため、濫用防止に関する規定は必要不可欠と考える。

また、法制局意見③で「抽象的な規定を置いた場合の影響」を懸念しているとのことであるが、権利濫用を理由として不開示決定を行う場合、濫用防止規定がない現在でも、権利濫用法理の適用の困難性等は存在しているところであり、濫用防止規定を置くことによる問題とは考えられない。

(3) 開示請求手数料を原則廃止する一方で、第１６条第８項で「送付に要する費用」を納付する制度を示しているが、「送付に要する費用」を納めないで開示請求しても形式不備による不開示決定を行うことはできないと考えられることからも、「送付に要する費用」納付制度が、開示請求手数料に代わるものになるとは考えられない。

5 第21条の改正規定を削除されたい。

(理由)

初回意見及び再意見の理由に同じ。なお、個別の論点における補足理由については、以下のとおり。

貴室からの補足理由(2)において、国家行政組織法第２条第２項の趣旨に基づいて行政機関が一体となって機能することを想定している旨の回答がなされているが、当庁としては、仮に国家行政組織法の規定の下、行政機関が協力して機能している場合であっても、情報保全の観点から、機密性の高い文書については他省庁に閲覧等させることはできないと主張しているのであり、貴室の回答は十分な回答となっていないので、この点について明確な回答をなされたい。

貴室からの補足理由(5)において、「例としてあげられた１７件」とあるが、当庁の説明は、５年分の31件すべてについて、第７条の規定による開示の必要性は認められないというものであり、仮に内閣総理大臣による措置要求の制度が創設されたとしても、内閣総理大臣が第７条の規定による開示をすべき必要性を認めることが見込まれるケースはほとんどないということである。なお、御提示した答申件数が17件であるのは、31件の開示等決定の中には審査会で併合審理されたものもあり、その結果、答申件数が17件になったものであることを付言する。そして、このような実態を踏まえて、本制度に反対しているのである。

貴室からの補足理由(6)において、「具体的な運用にあたっては、極力簡素かつ効率的になるよう努めて参りたい」とされているが、制度の変更に伴って増大する事務を負担する行政機関としては、「単なる非効率のために生まれた無駄な」作業が必要最小限になる明確な見通しがなければ、当該制度の変更には賛成することができない。

さらに、平成23年２月16日付けで当庁から提出した質問に対する貴室回答６（６）において、第21条第３項の規定により行政機関の長が内閣総理大臣の要求に沿った措置を行った結果、第三者が被害を被った場合の国家賠償訴訟については、措置を行った行政機関において対応すべきとされているとおり、開示請求の結果に対する責任は行政機関の長にある。こうした観点からすれば、当該決定に責任を有しない内閣総理大臣が諮問庁の最終判断を事実上拘束する制度は適切とは言えない。

以上のとおり、本制度案は、実態を踏まえた制度設計がなされているか極めて疑問であること、実効性が期待できないこと、さらには制度設計自体に問題があることから、強く反対する。

6　第24条の改正規定を次の点について改められたい。

(1)　一定の場合には被告が対象行政文書の提出又は提示を拒むことができることとすることとされたい。

（理由）

初回意見及び再意見の理由に同じ。なお、 機密情報等特別の管理を要する

情報が記録された行政文書については、証拠調べに付すこと以前の問題として、物理的な部外への持ち出しすら必要最小限のものとする必要があり、情報保全と述べる場合、そうした問題意識も含めて述べていることに留意していただきたい。貴室からの回答においては、そのような観点からの配意が何らなされていないことを付言する。

なお、拒否権付与の具体的要件については、初回意見で示した修正案文にかかわらず、協議に応じる用意がある。

(2) 被告は弁論期日外証拠調べに立ち会い、裁判所に対する口頭説明の機会を有することとされたい。

(理由)

初回意見及び再意見の理由に同じ。

インカメラ審理の場において被告による不開示事由への該当性の説明を認める制度を求める理由は、累次にわたり説明してきたとおり、受訴裁判所が誤った判断を行う懸念を払拭できないからである。こうした問題に対する解決方策が何ら提示されない以上、インカメラ審理の導入には賛成できない。

また、当庁の提案は、「原告にとっての手続保障に欠ける」と指摘されているが、もし、原告の手続保障と被告の手続保障を両立させることができないのであれば、一方を犠牲にする制度には賛成できない。こうしたことから、行政透明化検討チームに当庁が提出した意見（平成２２年５月１２日付け）においてもインカメラ審理の導入について慎重な検討を求めたところである。

(3) 民事訴訟法第227条の規定の適用を排除することとされたい。

(理由)

初回意見及び再意見の理由に同じ。なお、最高裁判所規則の存在を援用して民事訴訟法第227条の規定の適用を排除しないことの正当性を述べておられるが、法律と最高裁判所規則の内容が抵触する場合は前者が優先するというのが通説であり、その意味で、最高裁判所規則は法律よりも下位の法規範であるから、その存在を援用することは必ずしも適切でないと考えている。

7 裁判官であった者が退官後に秘密を漏らした場合に法的制裁を科すことができるなど情報保全の万全を期すために必要な措置を講じられたい。

(理由)

初回意見及び再意見の理由に同じ。

再意見に対する理由で付記されている事項は、民事訴訟法第227条の規定の適用が排除されない以上、法制上の整理としては必ずしもそのようには言えないと言わざるを得ないことを申し添える。

8　本件法令協議においては多岐にわたる論点について意見を述べているところ、今回も、回答を受領してから第三次意見提出までの期間が短きに失し、十分な意見の提出が困難であった。不十分な検討のまま意見と回答の往来を繰り返すことは必ずしも有益ではないと考えるので、期限の設定方法についての再考を強く求める。

事　務　連　絡
平成２３年2月２４日

警察庁　御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について２月２３日付で提出のあった再々意見に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御意見がある場合には、２月２４日（木）１４：００までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、更に御意見はないものとして処理させていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

［本件連絡先］
内閣官房情報公開法改正準備室
担　当：野澤、脇
電　話：０３－６９１０－０２０１
ＦＡＸ：０３－３５０４－１８３３
E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1　第６条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見及び再意見の理由に同じ。付言するならば、質問段階から累次にわたり問題提起してきたところではあるが、開示請求に係る文書の記録内容のほとんどが不開示情報に該当し、それらをマスキングすると罫線や句読点しか残らないような場合にまで部分開示をすることは、開示実施手数料を負担してそのような文書の開示を受ける者の不利益にこそなれ決して利益にはならない。この点、マスキング後の文書を情報提供することも考えられる旨の説明を受けているが、そのようなことをすれば結局開示をしたのと同じになり、受益者負担の原則に反すると言わざるを得ない。

なお、行政機関が「情報単位論」を採用しないことは、法律の解説書、ガイドライン等で示せば足りるものと考える。

また、「明らかに有意と認められない情報」しか残らないような場合は全部不開示とできるようにするなど、現行規定のただし書を改正して例外要件を厳格化することも可能と考えるが、いかがか。

（回答）

応じられない。

（理由）

例としてお示しした開示決定通知書等において、必要な場合は、不開示情報が記録されている部分を除いた部分についての情報を提供することについては、マスキング後の文書を情報提供するのではなく、不開示情報を除いた部分について、開示される情報が様式のみであること等を開示決定通知書等に記載して知らせることを想定しているもの。これにより開示請求者がその部分について開示の実施をするかどうかの判断が出来るものと考えられる。

現行規定の解釈として、「「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の大きさをとらえることができる」などコンメンタールにおいても示されているところであるが、行政機関において、いわゆる「情報単位論」（ある一体としての情報に不開示情報が含まれている場合に、当該一体としての情報全体の開示義務を否定する解釈論）を主張するケースがあるのが現状であり、いずれにせよ、現行規定が行政機関の恣意的判断を可能にするものであると指摘されている。

このため、いわゆる「情報単位論」などの恣意的運用がなされることがないようにするため、部分開示規定を改正する必要がある。

2　第11条第１項中「大量であるため」の下に「その他の理由により」を加える改正規定を設けられたい。

（理由）

初回意見及び再意見の理由に同じ。なお、「行政透明化検討チームとりまとめ」において法改正すべき事項として挙げられていない事項について、法改正の機会に必要な見直しを行うことは、十分合理的であると考える。また、「ご指摘の規定の解釈については、貴庁のご意見を真摯に受け止めつつ、検討することとしたい。」との回答も受けているが、何ら具体性がなく、説得力を欠くものであり、当該回答をもって了とすることは到底不可能であることを付言する。

（回答）

応じられない。

（理由）

初回意見に対する回答及び再意見に対する回答の理由に同じ。

繰り返しになるが、ご指摘の規定の解釈については、貴庁のご意見を真摯に受け止めつつ、検討させていただきたい。

3　第11条に第3項を加える改正規定中「（同号の期間が1年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）」を削除されたい（関連する法整備の部分も含む。）。

（理由）

初回意見及び再意見の理由に同じ。なお、成熟性を欠く時点で終局判決が下されることがない以上、被告としては請求原因に対する防御（主として抗弁事由を基礎付ける具体的な主張）を尽くす権利を留保しつつ弁論終結まで訴訟対応に当たることになるのであるから、結局のところ、大量請求事案において開示請求者に「みなす権利」を付与することは、何らその実質的救済につながらないのであって、貴室も事実上お認めのとおり、開示請求者のとり得る手段が増える（しかも、本人訴訟を提起するとしても最低限、貼用印紙や予納郵券等の費用負担を余儀なくされる高コストの選択肢である。）という以上の意味を有しないのである。また、仮に原告敗訴の判決が確定した場合には、本来ならば原告が開示を受けることができるはずの行政文書についてまで開示を受けることができなくなり、原告は訴訟を提起したことによりかえって不利益を被ることとなるが、そのような負の側面がいかに合理付けられるのか、全く理解することができない。

このような事実上無価値な選択肢を設けても、国民の不利益にこそなれ決して利益にはならないと考えることから、強く反対する。

（回答）
応じられない。
（理由）
④の類型のみなし規定により訴訟が提起された場合でも、開示請求者としては被告が十分な主張をするまでは判決を得られないが、訴えを提起するために開示決定等がされるのを待つ必要がなくなるという点で、手続の迅速化が図られ、また、裁判所の訴訟指揮の下で作業が行われることにより、行政機関の作業状況や見込みが原告にとってより明確になることも期待し得ると考えられる。
したがって、④の類型を設けることは無価値な選択肢を増やすものではなく、手続きの迅速化や、国民の選択の幅も広がる等の点で、国民の知る権利に基づく開示請求権の救済に資すると考えられるためである。
なお、本来ならば原告が開示を受けることができるはずの行政文書についてまで開示を受けることができなくなるという場合がどのように生ずるのかは明らかではないが、いずれにせよ、貴庁が指摘するような「国民の不利益」が生ずるとは考えていない。

4　第16条の改正規定を削除するとともに、平成22年8月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第3の5に「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述があることを踏まえ、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を改正法案に明記されたい。
（理由）
初回意見及び再意見の理由に同じ。補足意見は以下のとおり。
(1)　当庁から再意見の理由として示した商業的請求か否かの的確な識別に関する懸念については十分な回答を受けていない。「これが制度として機能し得ないとは考えていない。」との回答を受けているが、商業的請求であるか否かを開示請求者の自己申告を基本とし、窓口業務を行う行政機関の職員が当該自己申告の真偽を確認する術を有しないとの枠組みでは、虚偽の自己申告がなされてもそれを看破することは事実上不可能であり、貴室回答は畢竟、開示請求者の言いなりになれば問題は起きないと述べているに等しいと言わざるを得ない。不正請求の有効な防止策については、何ら説明されていない。
また、商業的請求に限って有料とすることについて、当庁意見に対する貴室からの回答において、「開示請求により自らの事業等にとって利益を得ることとなる商業的請求に該当する場合については、受益者負担の原則に立ち返って、開示請求手数料を徴収する」との考え方が示されているが、

こうした考え方に立つならば、第16条第１項各号のいずれにも該当しないものの、何らかの経済的利益を得るために開示請求を行おうとする個人から手数料を徴収しないことは極めて不合理である。開示請求によって利益を得るか否かは、請求者の属性により類型的に定まるものではないことから、第16条第１項各号のいずれかに該当するか否かというメルクマールは「開示請求によって利益を得るか否か」の観点を反映したものとは考えられない。

また、報道機関のうち株式会社その他の会社法上の会社等からの請求は有料とし、特殊法人や特例民法法人からの請求は無料とする制度は明らかに不合理である。

(2) 法制局の意見として、「②特別の規定を置くまでの必要性は認められない」とのことであるが、その認識に賛成できない。これまでも意見を述べたとおり、情報公開制度における最大の問題は、濫用的請求が行政機関の過重な負担となり、他の開示請求業務等にも悪影響を及ぼしていることにあり、その問題の解決のため、濫用防止に関する規定は必要不可欠と考える。

また、法制局意見③で「抽象的な規定を置いた場合の影響」を懸念しているとのことであるが、権利濫用を理由として不開示決定を行う場合、濫用防止規定がない現在でも、権利濫用法理の適用の困難性等は存在しているところであり、濫用防止規定を置くことによる問題とは考えられない。

(3) 開示請求手数料を原則廃止する一方で、第１６条第８項で「送付に要する費用」を納付する制度を示しているが、「送付に要する費用」を納めないで開示請求しても形式不備による不開示決定を行うことはできないと考えられることからも、「送付に要する費用」納付制度が、開示請求手数料に代わるもになるとは考えられない。

(回答)

応じられない。

(理由)

初回意見に対する回答及び再意見に対する回答の理由に同じ。

回答させていただいたとおり、第１６条第１項各号に掲げる者に該当する者がこれに該当しない場合の開示請求書による開示請求をしたことが明らかであると認められる場合には、形式上の不備として不開示決定をすることとなる。また、その開示請求の具体的な態様によっては、詐欺罪等の既存の刑罰法規の適用も考え得るところであり、これらは、不正な開示請求の防止に資するものであると考える。

「第16条第1項各号のいずれにも該当しないものの、何らかの経済的利益を得るために開示請求を行おうとする個人から手数料を徴収しないことは極めて不合理である」とのことであるが、「商業」的請求の範囲を画するに当たっては、当該開示請求が、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行としての「事業」のために又は「事業」としてなされるものであるかどうかを基準とすることが適当であると考えるものであり、これに該当しない個人から開示請求手数料を徴収しないことは不合理ではないと考える。

また、第１６条第１項第１号等の解釈基準については、回答させていただいたとおり、当方としてどの程度までお示しできるかを今後検討することとしているところである。

濫用防止に関する規定については、回答させていただいたとおり、当室から内閣法制局に対し、その必要性について累次にわたり説明してきたところであるが、内閣法制局からは、当該規定を盛り込むことは法技術的観点から認められないとの判断を下されているところである。

開示決定等通知に係る書面の送付に要する費用については、現行の手数料体系において、開示請求者に納付を求めることが適当であることから、実費としての当該送付に要する費用を納付することとするものであり、当該書面については、その送付を求めることが一般的であること、また、送付を求めなければ、当該書面を行政機関の窓口まで受け取りに行かなければならないことを考慮すれば、その納付は、濫用的な開示請求を抑止する上で一定の効果があると考える。

5　第21条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見及び再意見の理由に同じ。なお、個別の論点における補足理由については、以下のとおり。

貴室からの補足理由(2)において、国家行政組織法第２条第２項の趣旨に基づいて行政機関が一体となって機能することを想定している旨の回答がなされているが、当庁としては、仮に国家行政組織法の規定の下、行政機関が協力して機能している場合であっても、情報保全の観点から、機密性の高い文書については他省庁に閲覧等させることはできないと主張しているのであり、貴室の回答は十分な回答となっていないので、この点について明確な回答をなされたい。

貴室からの補足理由(5)において、「例としてあげられた１７件」とあるが、当庁の説明は、５年分の31件すべてについて、第７条の規定による開示の必要性は認められないというものであり、仮に内閣総理大臣による措置要求の

制度が創設されたとしても、内閣総理大臣が第７条の規定による開示をすべき必要性を認めることが見込まれるケースはほとんどないということである。なお、御提示した答申件数が 17 件であるのは、31 件の開示等決定の中には審査会で併合審理されたものもあり、その結果、答申件数が 17 件になったものであることを付言する。そして、このような実態を踏まえて、本制度に反対しているのである。

貴室からの補足理由(6)において、「具体的な運用にあたっては、極力簡素かつ効率的になるよう努めて参りたい」とされているが、制度の変更に伴って増大する事務を負担する行政機関としては、「単なる非効率のために生まれた無駄な」作業が必要最小限になる明確な見通しがなければ、当該制度の変更には賛成することができない。

さらに、平成 23 年２月 16 日付けで当庁から提出した質問に対する貴室回答６（６）において、第 21 条第３項の規定により行政機関の長が内閣総理大臣の要求に沿った措置を行った結果、第三者が被害を被った場合の国家賠償訴訟については、措置を行った行政機関において対応すべきとされているとおり、開示請求の結果に対する責任は行政機関の長にある。こうした観点からすれば、当該決定に責任を有しない内閣総理大臣が諮問庁の最終判断を事実上拘束する制度は適切とは言えない。

以上のとおり、本制度案は、実態を踏まえた制度設計がなされているか極めて疑問であること、実効性が期待できないこと、さらには制度設計自体に問題があることから、強く反対する。

（回答）

応じられない。

（理由）

初回意見及び再意見への回答の理由に同じ。なお、個別の論点における補足としては以下のとおり。

(2) 国家行政組織法の規定の下であっても、情報保全の観点から、機密性の高い文書について閲覧等させることはできないとのことであるが、内閣総理大臣（又はその補助部局）においても、情報の性質に応じて、貴庁とも調整のうえ、適切な機密性保持の体制を取った上で閲覧等を求めることを想定しているのであり、あたかも内閣総理大臣（又はその補助部局）に閲覧等させることが情報漏えいに直結するという認識を前提とした反論は、適切でないと考える。

(6) 「単なる非効率のために生まれた無駄な」作業が必要最小限になるよう、努めて参りたい。

さらに、2月16日付質問に関する論点であるが、貴庁の指摘する国家賠償訴訟については、国が被告となるのであり、指定代理人は行政機関の長の側であるが、訴訟対応に当たっては、内閣総理大臣の補助部局と密接に連携することが想定されており、「当該決定に責任を有しない」とまでは言えないと考える。

6　第24条の改正規定を次の点について改められたい。

(1)　一定の場合には被告が対象行政文書の提出又は提示を拒むことができることとすることとされたい。

(理由)

初回意見及び再意見の理由に同じ。なお、機密情報等特別の管理を要する情報が記録された行政文書については、証拠調べに付すこと以前の問題として、物理的な部外への持ち出しすら必要最小限のものとする必要があり、情報保全と述べる場合、そうした問題意識も含めて述べていることに留意していただきたい。貴室からの回答においては、そのような観点からの配意が何らなされていないことを付言する。

なお、拒否権付与の具体的要件については、初回意見で示した修正案文にかかわらず、協議に応じる用意がある。

(回答)

応じられない。

(理由)

初回意見及び再意見に対する回答の理由に同じ。

なお、裁判所は，裁判所外での証拠調べ（貴省における証拠調べを含む。民事訴訟法１８５条）を行うことができる。そして、機密情報等特別の管理を要する情報が記録された行政文書につき、物理的な部外への持ち出しすら必要最小限のものとする必要があり、被告が部外への持ち出しができないことを理由に裁判所外での実施を求めた場合には、裁判所は、このような意見を踏まえて、適切に実施方法を決定するものと考える。

(2)　被告は弁論期日外証拠調べに立ち会い、裁判所に対する口頭説明の機会を有することとされたい。

(理由)

初回意見及び再意見の理由に同じ。

インカメラ審理の場において被告による不開示事由への該当性の説明を認める制度を求める理由は、累次にわたり説明してきたとおり、受訴裁判所が誤った判断を行う懸念を払拭できないからである。こうした問題に対

する解決方策が何ら提示されない以上、インカメラ審理の導入には賛成できない。

また、当庁の提案は、「原告にとっての手続保障に欠ける」と指摘されているが、もし、原告の手続保障と被告の手続保障を両立させることができないのであれば、一方を犠牲にする制度には賛成できない。こうしたことから、行政透明化検討チームに当庁が提出した意見（平成２２年５月１２日付け）においてもインカメラ審理の導入について慎重な検討を求めたところである。

（回答）

応じられない。

（理由）

初回意見及び再意見に対する回答の理由に同じ。

なお、改正法案において、被告の手続保障は現状から何ら後退しておらず、原告の手続保障を図るために被告の手続保障が害されているとは考えていない。現行法においても、被告が原告に開示しない形で裁判所に対して説明を行うという機会は与えられておらず、これができなければ「裁判所が誤った判断を行う懸念が払拭できない」というのであれば、現行法においてもそのような懸念が払拭できないということであり（なお，現状においてそのような懸念があるとは認識していない。）、弁論期日外証拠調べの導入とそのような懸念との間に因果関係はないものと考える。

(3)　民事訴訟法第 227 条の規定の適用を排除することとされたい。

（理由）

初回意見及び再意見の理由に同じ。なお、最高裁判所規則の存在を援用して民事訴訟法第 227 条の規定の適用を排除しないことの正当性を述べておられるが、法律と最高裁判所規則の内容が抵触する場合は前者が優先するというのが通説であり、その意味で、最高裁判所規則は法律よりも下位の法規範であるから、その存在を援用することは必ずしも適切でないと考えている。

（回答）

応じられない。

（理由）

民訴法２２７条の適用除外規定を置く必要がないことについては、初回意見及び再意見に対する回答の理由に同じ。

ここでは法律と最高裁判所規則との抵触が問題になっているのではない。現行の法令上、裁判所が機密文書を含む行政文書を保管することがあり得ること、そのことによって現時点で特段の問題が生じているとか、その法令の改正が問題になっているなどの事情が存在しないことを考えると、弁論期日外証拠調べにおいて民事訴訟法２２７条の適用排除の必要性を説明するのが困難であるということである。

7　裁判官であった者が退官後に秘密を漏らした場合に法的制裁を科すことができるなど情報保全の万全を期すために必要な措置を講じられたい。

（理由）

初回意見及び再意見の理由に同じ。

再意見に対する理由で付記されている事項は、民事訴訟法第 227 条の規定の適用が排除されない以上、法制上の整理としては必ずしもそのようには言えないと言わざるを得ないことを申し添える。

（回答）

応じられない。

（理由）

初回意見及び再意見に対する回答の理由に同じ。

8　本件法令協議においては多岐にわたる論点について意見を述べているところ、今回も、回答を受領してから第三次意見提出までの期間が短きに失し、十分な意見の提出が困難であった。不十分な検討のまま意見と回答の往来を繰り返すことは必ずしも有益ではないと考えるので、期限の設定方法についての再考を強く求める。

（回答）

法令協議の通常の慣行に沿って、適切に対応してまいりたい。

内閣官房情報公開法改正準備室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年２月24日
警　　察　　庁

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律(案)」について（第四次意見）

見出しの件について、下記のとおり第四次意見を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

記

1　第６条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、以下のとおり補足する。

罫線や句読点等に限ってしか開示を受けることができないことを承知の上で行政文書の開示を受けることを希望する開示請求者が存在することは想起しがたく、そのような開示請求者が現存するとの不合理な仮定に基づき制度設計を行うことは適切でないと考える。

また、マスキング後の文書を情報提供することも考えられる旨の説明を受けているが、そのようなことをすれば結局開示をしたのと同じになり、受益者負担の原則に反すると言わざるを得ないとの指摘に対しては、何らの反論もなされていないところ、当方の見解が誤っているならば反論されたい。

2　第11条第１項中「大量であるため」の下に「その他の理由により」を加える改正規定を設けられたい。

（理由）

貴室からは、「ご指摘の規定の解釈については、貴庁のご意見を真摯に受け止めつつ、検討させていただきたい」旨の回答を受けているが、何ら具体性がなく、説得力を欠くものであり、当該回答をもって了とすることはできないところであり、本意見は維持せざるを得ないと考えている。なお、本意見を今後も維持するか否かの判断の参考とするため、いかなる検討を行う所存であるのか具体的に教示されたい。

3　第11条に第３項を加える改正規定中「(同号の期間が１年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」を削除されたい（関連する法整備の部分も含む。)。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、「本来ならば原告が開示を受けることができるはずの行政文書についてまで開示を受けることができなくなり、原告は訴訟を提起したことによりかえって不利益を被ることとなる」との指摘は、再質問に対する貴室回答における「開示請求者が第３項の規定に基づいて提起した情報公開訴訟においても、審理の対象になるのは不開示決定の適法性であり、不開示情報が記載されているかどうかが審理される。」との記述及び「原告敗訴の判決が確定した場合には、当該行政文書全部につき不開示決定をした旨の行政機関の判断が相当であるということであり、既にしたとみなされた処分が維持されたのであるから、その後すべき作業はないものと思料する。」との記述を踏まえ、原告敗訴の判決が確定した場合には、開示等決定を待てば開示を受けることのできたはずの行政文書について開示を受けることができなくなる点を捉えて行ったものであるところ、この点は、今後政務レベルで予定されている協議の場において本制度の問題点として提起する予定であり、仮に当方の認識に誤りがあるのであれば、その旨ご指摘願いたい。

4　第16条の改正規定を削除するとともに、平成22年８月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第３の５に「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述があることを踏まえ、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を改正法案に明記されたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、理由につき以下のとおり補足する。

貴室の回答においては、真実は商業的請求であるにもかかわらず、これを隠して商業的請求でない請求を装って請求した者に対しては、「形式上の不備として不開示決定をする」こととなり、あるいは「詐欺罪等の既存の刑罰法規の適用も考え得る」ことであるが、これらの措置は、虚偽が看破できて初めてとり得る措置にすぎない。当方の問題提起は、虚偽であることの看破が困難であるという点にあり、その点に関しての明快な回答はいまだ得られていない。

なお、詐欺罪の適用を考え得るというのは、開示行政文書を財物と捉えて１項詐欺罪が成立すると考えられるとの御認識であるか、あるいは開示請求手数料の不正免脱行為により財産上の利益を得ると捉えて２項詐欺罪が成立すると考えられるとの御認識であるのか、明確に示されたい。

5　第21条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、理由につき以下のとおり補足する。

貴室回答(2)において、「情報の性質に応じて、貴庁とも調整のうえ、適切な機密性保持の体制を取った上で閲覧等を求める」とされているが、当庁が保有する情報の中には、職員に対してクリアランスを行った上で取扱いを許可するような極めて厳格な取扱いを求める情報も存在する。そのような情報を内閣総理大臣（又はその補助部局）に閲覧させる場合、内閣総理大臣の補助部局においてもクリアランス等を行うことを想定しているのか。そうでなければ、「適切な機密性保持の体制」としてどのようなものを想定しているのか。

また、当庁から指摘した事項（公益的裁量開示を求めている事案は極めて少ない旨の指摘）についての反論がなされていないので、明確に回答されたい。

6　第24条の改正規定を次の点について改められたい。

(1)　一定の場合には被告が対象行政文書の提出又は提示を拒むことができることとすることとされたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、理由につき以下のとおり補足する。

対象行政文書をインカメラ審理に付することの弊害については「その他の事情」に含まれているため明記不要との回答を受けているが、対象行政文書をインカメラ審理に付することの弊害が「その他の事情」に含まれることは承知の上で、その点を法文上明確化すべきであるとの意見を提出し、規定例として類型証拠や主張関連証拠の開示請求に係る規定を示しているのであるから、不要である根拠ではなく、不可能である根拠を示していただかなければ説得力を欠くものと考えている。

(2)　被告は弁論期日外証拠調べに立ち会い、裁判所に対する口頭説明の機会を有することとされたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、理由につき以下のとおり補足する。

手続保障の両立と述べたのは、インカメラ審理は主として原告の手続保障を充実させるための制度と理解しているところ、これを導入するのであれば被告にも適切な対抗手段が付与されるべきであるという趣旨であり、現状と比して被告の手続保障が後退するか否かを問題としているものではない。

(3)　民事訴訟法第227条の規定の適用を排除することとされたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、以下のとおり補足する。

民事訴訟規則第227条の規定が弁論期日外証拠調べにも適用されることを正当化する根拠として民事訴訟規則第141条を援用することが適切でないことの理由としては、第三次意見の理由において言及した法規範としての優劣の点のほか、文書提出命令に係る提示命令と弁論期日外証拠調べは、文書不提示の効果の面において全く異なる位置付けがなされていることを指摘することができる。すなわち、前者については、提示命令に従わなかったときは文書提出命令がなされる蓋然性が高いものの、同命令にも従わなかったときは民事訴訟法第224条所定の効果が発生するにとどまり、結局のところ、文書の記載内容が対外的に明らかになることは法的に予定されていないといえる。これに対し、後者については、期日に被告が対象行政文書を提出又は提示しなかったことが弁論の全趣旨として被告に不利にしん酌され得る蓋然性が高く、その結果、対象行政文書の提出を義務付ける被告敗訴の判決が下される可能性があり、結局のところ被告は原告に対象行政文書の記載内容を明らかにせざるを得なくなることが法的に予定されているのである。このように、文書不提示の事実上の効果が全く異なる両制度を単純に同列のものとして論ずることは明らかに妥当性を欠くと言わざるを得ない。

7　裁判官であった者が退官後に秘密を漏らした場合に法的制裁を科すことができるなど情報保全の万全を期すために必要な措置を講じられたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、「情報保全のために必要な最高裁判所規則の整備については、貴室から最高裁判所に対して当庁意見を踏まえた申入れを行い、最高裁判所がそれを了承することにより実現が図られる余地もあると考える。」とのコメントに対しては何らの回答も受けていないが、これを修文に代わる措置として了承する用意はないのか教示願いたい。

8　本件法令協議の手続面における問題点を指摘する。

(1)　当庁が提出した初回意見に対する貴室からの回答が記載された事務連絡は、本年２月22日午前11時41分に電子メールで送信され、同事務連絡においては、再意見の提出期限が同日午後３時と指定されていたことから、同日午後２時58分に電子メールで再意見を提出したところであり、再意見の作成のための期

間が昼休みも含めて３時間余りしか与えられなかった。

(2)　当庁が提出した再意見に対する貴室からの回答が記載された事務連絡は、翌23日の午前９時31分に電子メールで送信され、同事務連絡においては、第三次意見の提出期限が同日午後０時と指定されていたことから、同日午前11時59分に電子メールで第三次意見を提出したところであり、第三次意見の作成のための期間が２時間余りしか与えられなかった。

(3)　当庁が提出した第三次意見に対する貴室からの回答が記載された事務連絡は、本日の午前10時47分に電子メールで送信され、同事務連絡においては、第四次意見の提出期限が同日午後２時と指定されており、第四次意見の作成のための期間として、昼休みも含めて３時間余りしか与えられていない。

(4)　このような提出期限の設定の仕方について、当庁が、再意見を提出する事務連絡において「短きに失し、十分な意見の提出が困難になっている」と苦言を呈したものの、貴室は「通常の法令協議の慣行に従」っているだけである旨回答越し、何ら意に介さない趣であるが、法令協議は内閣一体の原則を確保するための重要なプロセスであり、協議案の問題点につき十分検討し、意見交換を尽くした上で合意形成を目指すことが求められるところ、貴室は、国民の視点に立った場合、このような意見交換の仕方が法令協議における業務プロセスとして真に合理性を有するものと考えているのか。

(5)　本件法令協議に係る文書が情報公開の対象となることを意識した上で、そのような記載をしているのか疑問なしとしない。情報公開を推進する立場でお仕事をしているのであれば、仮に「通常の法令協議の慣行」なるものがあるとして、それが悪しき慣行であるとして改善に努めるか、あるいは少なくとも、行政文書にそのような記載をしないよう努めるべきではないのか。

(6)　本件法令協議に関して貴室より取得した事務連絡は、仮に当庁に対して開示請求がなされた場合、第５条各号列記以外の部分に基づき全部開示されるべきものであり、仮に不開示情報が含まれているとしても、本協議案が公益的裁量開示の拡充を目指すものである旨の指摘を受けていることも踏まえ、公益的裁量開示が行われるべきものと心得ていること、さらには、将来の国民に対する説明責任を全うするため、レコードスケジュールの設定に際して保存期間満了時の措置を移管とすべきものと心得ていることを念のため申し添える。

(7)　第五次意見の提出期限は、上記をしん酌した上で設定されたい。

事　務　連　絡
平成２３年2月２５日

警察庁　御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について２月２４日付で提出のあった再々々意見に対し、別添のとおり回答いたします。

［本件連絡先］
内閣官房情報公開法改正準備室
担　当：野澤、脇
電　話：０３－６９１０－０２０１
ＦＡＸ：０３－３５０４－１８３３
E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1　第６条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、以下のとおり補足する。

罫線や句読点等に限ってしか開示を受けることができないことを承知の上で行政文書の開示を受けることを希望する開示請求者が存在することは想起しがたく、そのような開示請求者が現存するとの不合理な仮定に基づき制度設計を行うことは適切でないと考える。

また、マスキング後の文書を情報提供することも考えられる旨の説明を受けているが、そのようなことをすれば結局開示をしたのと同じになり、受益者負担の原則に反すると言わざるを得ないとの指摘に対しては、何らの反論もなされていないところ、当方の見解が誤っているならば反論されたい。

（回答）

応じられない。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

補足の理由については、今般の改正は、罫線や句読点のみの開示を求める開示請求者の存在のみを想定しているものではなく、行政文書は最大限開示されるべきものであること、及び、いわゆる「情報単位論」（独立一体説）の採用される余地はないことを明確にする趣旨である。

後段については、前回の回答のとおりであるが、マスキング後の文書自体を情報提供するのではなく、不開示情報を除いた部分について、開示される情報が様式のみの状態であること等を開示決定通知書等に記載して知らせることを想定しているもの。これにより開示請求者がその部分について開示の実施をするかどうかの判断が出来るものと考えられる。こうした運用は、行政文書の開示を実施するものではなく、受益者負担の原則に反するものではない。

2　第11条第１項中「大量であるため」の下に「その他の理由により」を加える改正規定を設けられたい。

（理由）

貴室からは、「ご指摘の規定の解釈については、貴庁のご意見を真摯に受け止めつつ、検討させていただきたい」旨の回答を受けているが、何ら具体性がなく、説得力を欠くものであり、当該回答をもって了とすることはできないところであり、本意見は維持せざるを得ないと考えている。なお、本意

見を今後も維持するか否かの判断の参考とするため、いかなる検討を行う所存であるのか具体的に教示されたい。

(回答)
応じられない。
(理由)
ご指摘の規定の解釈については、今般の貴庁のご意見を真摯に受け止めつつ、改めて十分な時間をもって貴庁と協議する中で、検討させていただきたい。

3　第11条に第3項を加える改正規定中「(同号の期間が1年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)」を削除されたい(関連する法整備の部分も含む。)。
(理由)
初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。
なお、「本来ならば原告が開示を受けることができるはずの行政文書についてまで開示を受けることができなくなり、原告は訴訟を提起したことによりかえって不利益を被ることとなる」との指摘は、再質問に対する貴室回答における「開示請求者が第3項の規定に基づいて提起した情報公開訴訟においても、審理の対象になるのは不開示決定の適法性であり、不開示情報が記載されているかどうかが審理される。」との記述及び「原告敗訴の判決が確定した場合には、当該行政文書全部につき不開示決定をした旨の行政機関の判断が相当であるということであり、既にしたとみなされた処分が維持されたのであるから、その後すべき作業はないものと思料する。」との記述を踏まえ、原告敗訴の判決が確定した場合には、開示等決定を待てば開示を受けることのできたはずの行政文書について開示を受けることができなくなる点を捉えて行ったものであるところ、この点は、今後政務レベルで予定されている協議の場において本制度の問題点として提起する予定であり、仮に当方の認識に誤りがあるのであれば、その旨ご指摘願いたい。

(回答)
応じられない。
(理由)
御認識に誤りはないと考える。なお、「原告敗訴の判決が確定した場合には、開示等決定を待てば開示を受けることのできたはずの行政文書について開示を受けることができなくなる点を捉えて行ったものであるところ」との御質問で

あるが、訴訟において争われるべきことは不開示事由の該当性であるから、原告が敗訴したということは開示請求がされた情報は不開示情報であったということであり、仮に開示等決定を待っていても開示を受けることはできなかったと考えられる。

4　第16条の改正規定を削除するとともに、平成22年8月24日付け「行政透明化検討チームとりまとめ」の第3の5に「適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を明記する。」との記述があることを踏まえ、適正な開示請求及び開示情報の適正利用の観点を改正法案に明記されたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、理由につき以下のとおり補足する。

貴室の回答においては、真実は商業的請求であるにもかかわらず、これを隠して商業的請求でない請求を装って請求した者に対しては、「形式上の不備として不開示決定をする」こととなり、あるいは「詐欺罪等の既存の刑罰法規の適用も考え得る」ことであるが、これらの措置は、虚偽が看破できて初めてとり得る措置にすぎない。当方の問題提起は、虚偽であることの看破が困難であるという点にあり、その点に関しての明快な回答はいまだ得られていない。

なお、詐欺罪の適用を考え得るというのは、開示行政文書を財物と捉えて１項詐欺罪が成立すると考えられるとの御認識であるか、あるいは開示請求手数料の不正免脱行為により財産上の利益を得ると捉えて２項詐欺罪が成立すると考えられるとの御認識であるのか、明確に示されたい。

（回答）

応じられない。

（理由）

初回意見に対する回答、再意見に対する回答及び第三次意見に対する回答の理由に同じ。

繰り返しになるが、第１６条第１項各号に掲げる者に該当するか否かについては、開示請求者による開示請求書の様式の選択、その記載事項等によって確認するものであり、行政機関が開示請求者の身分、開示請求の理由・目的等を個別に確認すること、すなわち「虚偽を看破」するような対応を行うことは基本的に想定していないが、第１６条第１項各号に掲げる者に該当する者がこれに該当しない場合の開示請求書による開示請求をしたことが明らかであると認

められる場合には、形式上の不備として不開示決定をすることとなる。

なお、御指摘の詐欺罪の適用規定については、そもそも犯罪の成否は事案の性質に委ねられるものであり、最終的には司法の判断に委ねられる問題であり、当室としてお答えする権限は有していないので、お答えは差し控えさせていただく。

5　第21条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、理由につき以下のとおり補足する。

貴室回答(2)において、「情報の性質に応じて、貴庁とも調整のうえ、適切な機密性保持の体制を取った上で閲覧等を求める」とされているが、当庁が保有する情報の中には、職員に対してクリアランスを行った上で取扱いを許可するような極めて厳格な取扱いを求める情報も存在する。そのような情報を内閣総理大臣（又はその補助部局）に閲覧させる場合、内閣総理大臣の補助部局においてもクリアランス等を行うことを想定しているのか。そうでなければ、「適切な機密性保持の体制」としてどのようなものを想定しているのか。

また、当庁から指摘した事項（公益的裁量開示を求めている事案は極めて少ない旨の指摘）についての反論がなされていないので、明確に回答されたい。

（回答）

応じられない。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見への回答の各理由に同じ。なお、理由について補足すると、適切な機密保持体制としては、ご指摘のとおり、クリアランス等を想定している。また、貴庁指摘事項については、過去の事例が少ないという事実については了解したが、これが少ないことだけをもって制度趣旨が没却されるとまでは言えないと考える。

6　第24条の改正規定を次の点について改められたい。

(1)　一定の場合には被告が対象行政文書の提出又は提示を拒むことができることとすることとされたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、理由につき以下のとおり補足する。

対象行政文書をインカメラ審理に付することの弊害については「その他の事情」に含まれているため明記不要との回答を受けているが、対象行政文書をインカメラ審理に付することの弊害が「その他の事情」に含まれることは承知の上で、その点を法文上明確化すべきであるとの意見を提出し、規定例として類型証拠や主張関連証拠の開示請求に係る規定を示しているのであるから、不要である根拠ではなく、不可能である根拠を示していただかなければ説得力を欠くものと考えている。

（回答）

応じられない。

（理由）

弁論期日外証拠調べをすることが特に必要であるかどうかは、裁判所が事案に関する一切の事情を考慮して判断するものであり、考慮すべき要素は多種多様であるから、その全てを例示することは不可能である。２４条では、裁判所が考慮すべき一切の事情のうち代表的なものを例示しているものであり、このような立法例は多く見られるところであると考えている。

提出によって生じうる行政機関の不利益が考慮要素となりうると考えていることについては再三お答えしているところであり、実質について貴庁と当室には見解の齟齬はないと考えられるところ、どのようなものを代表的な考慮要素として例示するかは、立案担当部局において判断すべき事項であり、貴庁御指摘の要素を例示することが「不可能」であることを示さなければならないとは考えていない。

(2)　被告は弁論期日外証拠調べに立ち会い、裁判所に対する口頭説明の機会を有することとされたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、理由につき以下のとおり補足する。

手続保障の両立と述べたのは、インカメラ審理は主として原告の手続保障を充実させるための制度と理解しているところ、これを導入するのであれば被告にも適切な対抗手段が付与されるべきであるという趣旨であり、現状と比して被告の手続保障が後退するか否かを問題としているものではない。

比して被告の手続保障が後退するか否かを問題としているものではない。

(回答)
応じられない。
(理由)
初回回答、再意見回答、及び三次意見回答の理由に同じ。なお、情報公開訴訟においては、不開示事由の該当性についての立証責任は基本的に被告たる国が負っているところ、行政文書を裁判所が直接見分することは、被告にとっても有用な立証手段になり得る。この点で、「インカメラ審理は主として原告の手続保障を充実させる」とは考えていない。

(3) 民事訴訟法第227条の規定の適用を排除することとされたい。
(理由)
初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。
なお、以下のとおり補足する。
民事訴訟規則第227条の規定が弁論期日外証拠調べにも適用されることを正当化する根拠として民事訴訟規則第141条を援用することが適切でないことの理由としては、第三次意見の理由において言及した法規範としての優劣の点のほか、文書提出命令に係る提示命令と弁論期日外証拠調べは、文書不提示の効果の面において全く異なる位置付けがなされていることを指摘することができる。すなわち、前者については、提示命令に従わなかったときは文書提出命令がなされる蓋然性が高いものの、同命令にも従わなかったときは民事訴訟法第224条所定の効果が発生するにとどまり、結局のところ、文書の記載内容が対外的に明らかになることは法的に予定されていないといえる。これに対し、後者については、期日に被告が対象行政文書を提出又は提示しなかったことが弁論の全趣旨として被告に不利にしん酌され得る蓋然性が高く、その結果、対象行政文書の提出を義務付ける被告敗訴の判決が下される可能性があり、結局のところ被告は原告に対象行政文書の記載内容を明らかにせざるを得なくなることが法的に予定されているのである。このように、文書不提示の事実上の効果が全く異なる両制度を単純に同列のものとして論ずることは明らかに妥当性を欠くと言わざるを得ない。

(回答)
応じられない。

（理由）

初回意見に対する回答、再意見に対する回答及び第三次意見に対する回答の各理由に同じ。裁判所が行政文書を保管するということがあり得るかどうか（更に、その結果として現実に問題が生じているか）がここでの問題であり、御指摘の点（文書提出命令に係る提示命令と弁論期日外証拠調べとの異同）はこの点との関連性が薄いものと思料する。

なお、念のため、御指摘の点について、以下のとおり付言する。民事訴訟法２２４条３項においては真実擬制という強力な制裁規定が規定されているが、これは文書提出命令が発令されたにもかかわらず提出しなかった場合の効果であり、文書提出命令を発令するかどうかを判断するための提示命令（民事訴訟法２２３条６項。いわゆるインカメラ手続と呼ばれる手続であり、民訴規則１４１条はこれに関する規定である。）の効果ではない。したがって、民訴規則１４１条を援用することの可否を検討するに当たり、文書提出命令に対する不提出の効果と比較することは適当でない。

次に、弁論期日外証拠調べにおいては、不提出が弁論の全趣旨（民事訴訟法２４７条）としてしん酌されるにすぎない。裁判所が弁論期日外証拠調べを採用したにもかかわらず被告が行政文書を提出しない場合において、それがやむを得ない理由に基づくものと裁判所が判断した場合には、不提出という行為を弁論の全趣旨として考慮するに当たってこれを踏まえた適切な判断がされるもの考えられるという点については既に御説明させていただいたとおりである。したがって、期日に被告が対象行政文書を提出又は提示しなかったことが弁論の全趣旨として被告に不利にしん酌され得る蓋然性が一般的に高いとまでは言えないと考えている。

７　裁判官であった者が退官後に秘密を漏らした場合に法的制裁を科すことができるなど情報保全の万全を期すために必要な措置を講じられたい。

（理由）

初回意見、再意見及び第三次意見の各理由に同じ。

なお、「情報保全のために必要な最高裁判所規則の整備については、貴室から最高裁判所に対して当庁意見を踏まえた申入れを行い、最高裁判所がそれを了承することにより実現が図られる余地もあると考える。」とのコメントに対しては何らの回答も受けていないが、これを修文に代わる措置として了承する用意はないのか教示願いたい。

（回答）

応じられない。

(理由)

初回意見に対する回答、再意見に対する回答及び第三次意見に対する回答の各理由に同じ。

最高裁との間で改正法の運用等に関する打合せの機会を設定することが可能であるかについては関係機関との調整も必要であることから、追って回答させていただきたい。

8　本件法令協議の手続面における問題点を指摘する。

(1)　当庁が提出した初回意見に対する貴室からの回答が記載された事務連絡は、本年2月22日午前11時41分に電子メールで送信され、同事務連絡においては、再意見の提出期限が同日午後3時と指定されていたことから、同日午後2時58分に電子メールで再意見を提出したところであり、再意見の作成のための期間が昼休みも含めて3時間余りしか与えられなかった。

(2)　当庁が提出した再意見に対する貴室からの回答が記載された事務連絡は、翌23日の午前9時31分に電子メールで送信され、同事務連絡においては、第三次意見の提出期限が同日午後0時と指定されていたことから、同日午前11時59分に電子メールで第三次意見を提出したところであり、第三次意見の作成のための期間が2時間余りしか与えられなかった。

(3)　当庁が提出した第三次意見に対する貴室からの回答が記載された事務連絡は、本日の午前10時47分に電子メールで送信され、同事務連絡においては、第四次意見の提出期限が同日午後2時と指定されており、第四次意見の作成のための期間として、昼休みも含めて3時間余りしか与えられていない。

(4)　このような提出期限の設定の仕方について、当庁が、再意見を提出する事務連絡において「短きに失し、十分な意見の提出が困難になっている」と苦言を呈したものの、貴室は「通常の法令協議の慣行に従」っているだけである旨回答越し、何ら意に介さない趣であるが、法令協議は内閣一体の原則を確保するための重要なプロセスであり、協議案の問題点につき十分検討し、意見交換を尽くした上で合意形成を目指すことが求められるところ、貴室は、国民の視点に立った場合、このような意見交換の仕方が法令協議における業務プロセスとして真に合理性を有するものと考えているのか。

(5)　本件法令協議に係る文書が情報公開の対象となることを意識した上で、そのような記載をしているのか疑問なしとしない。情報公開を推進する立

場でお仕事をしているのであれば、仮に「通常の法令協議の慣行」なるものがあるとして、それが悪しき慣行であるとして改善に努めるか、あるいは少なくとも、行政文書にそのような記載をしないよう努めるべきではないのか。

(6) 本件法令協議に関して貴室より取得した事務連絡は、仮に当庁に対して開示請求がなされた場合、第５条各号列記以外の部分に基づき全部開示されるべきものであり、仮に不開示情報が含まれているとしても、本協議案が公益的裁量開示の拡充を目指すものである旨の指摘を受けていることも踏まえ、公益的裁量開示が行われるべきものと心得ていること、さらには、将来の国民に対する説明責任を全うするため、レコードスケジュールの設定に際して保存期間満了時の措置を移管とすべきものと心得ていることを念のため申し添える。

(7) 第五次意見の提出期限は、上記をしん酌した上で設定されたい。

（回答）

当室は法令協議における慣行の是非について意見を述べる立場にはないが、法令協議は内閣一体の原則を確保するための重要なプロセスであることを理解しており、「悪しき慣行」とご指摘を受けるような運用をしたという認識はない。現に、機密性の高い情報を扱うという貴庁の職務上の特性に十分配慮し、１月１１日には貴庁を往訪して今般の法改正に関する事前説明を行い、１月１９日には各省を対象とした情報公開法改正に関する説明会を開催し、また、説明会後には法令協議に先立ち事前協議も行い、貴庁から提出された１０５問の質問に回答をしてきており、法令協議を行うにあたって、当室としては適切な対応に努めてきているところである。

3月2日（水）午前11時
準備室七條次長が来庁

御回答

情報公開法の改正について頂戴した御意見につきましては、真摯に受け止めさせていただき、別紙のとおり回答させていただきます。

なお、今般の情報公開法の改正につきましては、行政刷新担当大臣が座長を務める「行政透明化検討チーム」において、同大臣が自ら提案し、警察庁をはじめ関係省庁の御意見も伺った上で、有識者による検討を経てまとめられた「とりまとめ」に基づいて立案していることにつきまして、御理解をいただきたいと存じます。

宜しく御査収のほど、お願いいたします。

平成二十三年三月二日

内閣府大臣政務官

園田康博

１．　６条関係（部分開示）について

部分開示につきましては、一般的には、文書であれば「文や段落等」、表であれば「個々の欄等」を単位として判断することをもって足りると解されておりまして、今般の改正においても、この解釈は変更されません。また、不開示情報の範囲は、不開示事由である「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲と考える解釈も同様であり、記録されている不開示情報の内容等に応じ個別に判断することになるものの、その不開示情報とされる範囲によりましては、現行と同じ部分について不開示となることもあり得ると考えられます。

また、仮に、部分開示される情報が罫線のみなどになる場合には、例えばその旨を開示決定通知書に記載し請求者に情報提供して、請求者がその部分について開示の実施を受けるかどうかの判断が出来るようにすることも考えられます。不開示部分のマスキング作業などは、開示決定前に全てを行うのではなく、開示決定後に、請求者の開示の実施を受けるかどうかの意向を確認した後に行うことも一つの方法ではないかと考えています。

このような取扱いにつきましては、今後、ガイドラインで記述していきたいと思います。

２．　11条関係（特例延長）について

今般の改正は、開示請求者側の視点を重視しており、この規定も、そのような視点からの「行政透明化検討チームとりまとめ」に基づいて設けています。つまり、開示決定等期限の特例を適用する場合に行政機関の長が通知する「相当の期間」（11条１項）が適当なものかどうかは開示請求者にとって不明であるため、行政機関が必要以上に長い期間を設定しているような場合も考えられます。このような場合に、開示請求者が、この「みなし不開示」規定により、行政機関の長による開示決定等を待つことなく、不開示決定の内容自体について争う訴訟又は不服申立てを行うことを可能にしようとするものです。

なお、一定期間を経過したからといって、全て直ちに訴訟又は不服申立てに移行するわけではなく、その時点での行政機関における事務処理状況等を踏まえ、開示請求者の判断により、行政機関の長の開示決定等を待つことも可能であり、実際はそのような場合が多くなるのではないかと考えます。

３．　16条関係（手数料）について

今般の改正においては、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、開示請求権の行使をより容易にするため、特に受益者負担原則の例外として、開示請求手数料を原則廃止すること

としているものです。

一方で、開示請求により自らの事業にとって利益を得ることとなる商業的請求につきましては、開示請求権の行使自体は等しく認められるものですが、そのような場合にまで開示請求手数料を廃止することは、国民の御理解が得られるものではなく適当でないと考えられることから、受益者負担原則に立ち返って、開示請求手数料を徴収することとしているものです。

この商業的請求の該当性につきましては、開示請求者による該当する開示請求書の様式（商業的請求に該当する場合の様式又は該当しない場合の様式）の選択、その記載事項等の申告によって確認することとしています。

また、開示請求手数料の原則廃止に伴い、濫用的な開示請求が増加するとの御懸念につきましては、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障、国民一般の被る不利益等を勘案して、権利濫用に関する一般法理の適用による不開示決定の可否について個別に判断することとして、その具体的な運用に係るガイドラインを作成し、各行政機関において円滑な対応が図られるよう万全を期してまいりたいと考えているところですが、御懸念を踏まえ、濫用的な開示請求についての規定を検討したいと思います。

4．　21条関係（内閣総理大臣による措置要求制度）について

御意見のとおり、公益裁量開示はあくまで行政機関の長がその判断に基づいて責任を持って行うべきものであると考えます。

ただ、情報公開審査会の答申と全く異なる行政機関の長の裁決・決定がなされる場合へのけん制や、公益裁量開示の充実の要請は、「国民の知る権利」をより適切に保障するための情報公開制度の改正にあたり、看過することのできない重要な論点であることは事実です。

こうした諸点を考慮し、警察庁の御意見も踏まえつつ、措置要求制度につきましては、行政機関の長が答申後、内閣総理大臣に通知し、それを受けた内閣総理大臣が勧告をすることができる制度に修正することを検討することとし、責任の所在が行政機関の長にあることを明確にすることを考えてみたいと思います。

5．　24条関係（インカメラ審理）について

御意見のとおり、いわゆるインカメラ審理を導入するに当たって、情報の管理に注意を払う必要があることは、当方としても十分に認識しているところです。そこで、今般の改正案におきましても、インカメラ審理の要件を厳格なものとする（24条1項）とともに、何人も対象となる行政文書の開示を求めることができないこととしている（同条2項後段）ところです。このため、特別管理秘密など機密性の高い情報についてインカメラ審理が行われることはまれであるものと考えており、また、行政文書の写しやその内容を記載した調書を裁判所の記録に残すことは同項後段の趣旨に反すると考えております。これらの規定により、対象となる行政文書に

記載された情報が訴訟記録を通じて漏えいすることを防止する仕組みとしています。

その上で、裁判官には、官吏服務紀律により守秘義務が課されており、守秘義務に違反した場合には、弾劾裁判による罷免の対象となり得（なお、罷免の裁判を受けたことは弁護士の欠格事由に該当するため、弁護士業務を行うこともできなくなります。）、また分限裁判による懲戒の対象ともなり得ます。これらを通じて、裁判官の守秘については制度的な担保がされていると考えています。

これらの担保に加え、情報を取り扱う適格性を欠くとされた裁判官を証拠調べに関与させないこととすると、行政機関の判断で特定の裁判官を審理から除外することになりかねず、憲法の規定する裁判官の職権行使の独立との関係で極めて困難な問題が生ずるおそれがあることをご理解いただきたいと思います。

また、行政庁にインカメラ審理の拒否権を認めることとすると、「行政透明化検討チームとりまとめ」に基づき、裁判官が直接行政文書を見分してより適正な判断を行うという改正の趣旨や目的を没却するおそれがあることについてもご理解いただきたいと思います。

なお、非公開の場で裁判所に対して対象となる文書について説明する機会を設けるべきであるとの御意見も頂いております。この点については、24 条 3 項の規定に基づいて被告がインカメラ審理に立ち会う際に、行政文書に即して主張を敷衍し、文書の意味等について説明をすることは可能と考えております。

（案）

（行政文書の開示義務）

第五条　行政機関の長は、（中略）開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。

（内閣総理大臣への通知等）

第二十一条　第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関（会計検査院を除く。第二十八条において同じ。）の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。

２　前項の場合において、内閣総理大臣は、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして特に必要があると認める場合には、第二十八条の勧告をすることができる。

御回答　　中野寿成

平成２３年３月４日

平成２３年３月２日に園田内閣府大臣政務官から頂いた御回答に対する警察庁の意見を回答させていただきます。

情報公開法改正案につきまして、警察庁意見等を踏まえて改正案の修正を検討いただいておりますことにつきましては感謝申し上げます。しかし、その内容は、これまで警察庁が指摘してきました問題点について解決するものとはなっておりません。そこで、警察庁の考えを改めて回答させていただきますので、こうした意見を情報公開法改正案に反映していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

警察庁におきましても、今回の情報公開法改正が、国民の知る権利の保障にふさわしい充実した内容にする方向で検討されていることにつきましては十分理解しております。

しかし、情報公開法の改正に当たっては、次の点にも留意することが重要と考えます。一つ目は、警察庁等においては国家の機密情報を保有していることから、情報公開制度におけるこうした情報の取扱いに当たっては、十分に情報保全の観点を踏まえたものとする必要があることです。二つ目は、濫用的開示請求は、行政機関に膨大な事務処理を強いるものであることから、他の請求者の開示請求への対応や一般の業務にも影響を及ぼし、国民の利益を損ねるものであることも踏まえて、制度を考える必要があるということです。

こうした観点から、個別の事項につきまして意見を申し上げます。

１　６条関係（部分開示）について

部分開示については、従来よりも不開示部分の区分を厳格化する改正案が示されています。また、不開示部分の判断において、いわゆる「情報単位論」（独立一体説）を採らないことは、「行政透明化検討チームとりまとめ」において明らかにされています。こうした改正及び運用方針が示されたことにより、不開示部分を行政機関の裁量により拡大することが認められないことは明確であります。

ところが、こうした改正に加えて、「有意でない情報」について開示しなければならないこととしますと、行政文書の枠組みや罫線のみなど、有意でないと判断される部分も開示する必要が生じます。これは、マスキング作業等の業務負担が大きいことに対して、開示請求者が得られるものはほとんどないものであり、合理的な制度とは言い難いと思います。

行政機関が「有意でない情報」を拡大解釈することがあってはならないことは言うまでもありませんが、開示請求者が、行政機関の行った「有意でない情報」の判断に不服がある場合の救済制度としては、情報公開・個人情報保護審査会での審査や裁判においてその適否を問うことにより救済されることとなっており、これは、行政機関が行う一般の開示・不開示の判断に対する救済手段と同様であり、「有意でない情報」についての判断に対する救済手段に不備はないと考えます。

２　１１条関係（特例延長）について

御回答では、特例延長の期間中であっても、請求者が行政機関の対応を不開示とみなして、不服申立てや行政訴訟を提起することができるとする制度を設ける目的として、「行政機関が必要以上に長い期間を設定しているような場合」を想定しているとされています。そのような場合に、請求者が望むことは、期間を短縮させることだと思います。ところが、改正案で示された制度は期間の短縮にはつながらず、かえって期間の延長の要因となるものであり不合理な制度です。もし、期間の短縮を実現させる制度を検討するのであれば、例えば、行政機関が設定した特例延長の期間の適法性・妥当性を情報公開・個人情報保護審査会等に問うような仕組みを考えてみてはいかがでしょうか。

３　１６条関係（手数料）について

開示請求権を国民が行使しやすい制度とする必要性は十分理解していますが、現行の開示請求手数料の３００円という金額の設定が、開示請求の支障となるほど高額ではないと考えます。今回の改正で、開示請求手数料を減額するにしても、無料とすることは支障があまりにも大きいことから、たとえ郵便料金とほとんど同額の１００円としてでも開示請求手数料を徴収する制度を維持するようお願いいたします。

仮に開示請求手数料が不要となりますと、思いつきで様々な文書の開示を求めるような無責任な請求に対する歯止めがなくなります。現在でも、多くの文書の開示請求を行っても、開示することとした文書を閲覧にも来ない無責任な請求者や、実際に「手数料が無料化されたらどんどん請求する」ということを述べている請求者もいるという現実を踏まえて法改正を検討していただきたいと思います。

濫用的請求の増加が予想されることに対して、濫用防止規定を整備することや行政機関の対処方策等を記載したガイドラインの作成を行うことは大変有益なことであり、是非実現することを望んでいます。しかし、これらの方策より、少額でも開示請求手数料を徴収する方が、濫用的請求を抑止する上で効果的であると考えます。

濫用的請求を行う者は、請求者全体の中ではごく一部です。しかしながら、その濫用的請求を行う一部の者が、行政機関に膨大な事務を強いることになり、真に情報の開示を求める他の請求者に対する開示等の決定が遅れるなど、情報公開業務のみならず他の業務にも影響を及ぼすことにも配意していただきたいと思います。

また、商業的請求についてのみ開示請求手数料を課すことも問題が多いので賛成できません。御回答には、「開示請求により自らの事業にとって利益を得ることとなる商業的請求につきましては、開示請求権の行使自体は等しく認められるものですが、そのような場合にまで開示請求手数料を廃止することは、国民の御理解が得られるものではなく適当でないと考えられる」とあります。しかしながら、商業的請求を行う者が利益を得ているとは限らないことに加え、受益者負担の観点から、誰に負担を負わせるのが適当かを考えた場合、商業的請求よりも非商業的請求の方が濫用的請求が多く、行政機関の負担となっている実態があります。また、商業的請求とされるマスコミ等による請求は、非商業的請求と比べて、法律の目的に適うと思われる請求が比較的多いことからも、商業的請求が、非商業的請求よりも不

利に扱われるのは合理的な制度とは言えないのではないでしょうか。

さらに、商業的請求であるか否かの識別を開示請求者の自己申告に基づいて行うということについては、行政機関の窓口で虚偽申請を見破ることが事実上困難であることから、開示請求手数料の納付を免れるための不正請求行為を誘発することとなり、結果として正直者が損をする制度となりかねないことも賛成できない理由です。

こうした点を踏まえ、手数料について再考していただきますようお願いいたします。

4　２１条関係（内閣総理大臣による措置要求制度）について

この規定について、法案の修正を検討していただいていることについては感謝いたします。しかしながら、開示請求への対応は、行政機関の長が責任を持ってその専門的知見を踏まえて行うべきものであり、実質的に内閣総理大臣が、個別の開示請求への判断について、担当の行政機関の長に代わって判断する仕組みを作ることには賛成できません。

また、開示・不開示の判断を行うために、行政機関の長が不開示とした情報の内容を把握することが必要と考えますが、機密情報等の場合、情報保全の観点から、内閣府に機密情報の内容を伝えることを許容することはできません。

開示等の決定に内閣府が関与する仕組みを作る必要があるのであれば、行政機関の長が、情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容と異なる内容の決定を行おうとする場合に、行政機関の長がこれまで以上にこのような決定を行うことについて慎重に判断するようにするため、内閣総理大臣に通報する制度等が考えられると思います。

5　２４条関係（インカメラ審理）について

冒頭申し上げたとおり、警察庁においては多くの機密情報等を保有しておりますが、情報保全の観点から、こうした情報に接する者はできる限り限定する必要があります。他方、機密情報等については、裁判所はインカメラ審理を行うまでもなく、行政機関の判断の適法性を判断することが可能であると考えます。現在示されている法改正案では、裁判官の判断によって、機密情報等についてもインカメラ審理を行うことが可能であり、御回答には「特別管理秘密など機密性の高い情報についてインカメラ審理が行われることはまれであるものと考えており」とあります。しかしながら、機密情報等の扱いについては、国の情報保全の観点から、裁判官の裁量に委ねるのではなく、特定の情報についてはインカメラ審理の対象とならないようにする制度が必要不可欠と考えます。

また、裁判所がインカメラ審理を通じて、各種秘密情報等が記録された行政文書を扱うことになるのであれば、情報保全の観点から、裁判所におけるインカメラ対象文書の取扱いについて、複写してはならないことや、アクセスできる職員等を限定すること等を定めた規定の整備が不可欠であると考えます。

御回答

情報公開法の改正につきましては、三月四日に中野大臣の警察庁御意見を頂き、ありがとうございました。御意見につきましては、真摯に受け止めさせていただき、蓮舫大臣とも相談の上、別紙のとおり回答させていただきます。

何とぞ御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成二十三年三月七日

内閣府大臣政務官

園田康博

1．　6条関係（部分開示）について

御指摘は承りましたが、今般の改正は、「国民の知る権利」の保障にふさわしい内容に充実させるため、現行の「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」との規定を削除し、部分開示義務に関する原則として、6条1項本文において「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない」と規定することにより、行政文書は最大限開示されるべきものであることを明確化する一方で、部分開示義務の例外として、6条1項ただし書において「当該不開示情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない」旨を規定するものであることを御理解いただければ幸いです。

いずれにいたしましても、前回も回答させていただいたとおり、運用上の対応につきましては、今後、ガイドラインで丁寧に記述していきたいと思います。

2．　11条関係（特例延長）について

前回の御回答で申し上げたとおり、今般の改正は、開示請求者側の視点を重視し、行政機関が開示決定等までの期間として必要以上に長い期間を設定しているような場合も想定して、開示請求者が、行政機関の長による開示決定等を待つことなく、不開示決定の内容自体について争う訴訟又は不服申立てを行うことを可能にしようとするものであり、一定の意義があるものと考えているところですが、警察庁の御指摘につきまして、蓮舫大臣ともども、改めて重々検討してみました。

その結果として、御指摘の一定期間経過後の「みなし不開示」規定（11条3項の括弧書（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間））につきましては、削除する方向で検討したいと思いますので、何とぞ御理解ください。

3．　16条関係（手数料）について

本件につきましては、これまで警察庁が御苦労されて対応された濫用請求の事例、また、開示請求手数料の原則廃止に伴う濫用請求増加の御懸念を、私どもとして、真摯に受け止め、検討した結果として、濫用的な開示請求についてのガイドラインのみならず、情報公開法5条において、開示義務の例外として「当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない」と明確に規定することを検討していることにつきまして、まずは御理解いただきたいと思います。

ただ、開示請求手数料の原則廃止につきましては、先般の御回答の中で申し上げましたとおり、開示請求権制度が「国民の知る権利」を具体化するものであり、国民による行政の監視及び国民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資するものであることから、「行政透明化検討チームとりまとめ」

に基づき、開示請求権の行使を更に容易にするために、今回の改正のいわば目玉として、行うこととしているものであることを何とぞ御理解いただきたいと思います。また、商業的開示請求への対応につきましては、前回回答させていただいたとおりですが、適切な運用が確保されるよう、しっかりとガイドラインで記述していきたいと思います。

4．　21条関係（内閣総理大臣による措置要求制度）について

本件は、警察庁の御意見を踏まえ、内閣総理大臣による措置要求制度を改め、行政機関の長が答申後、内閣総理大臣に通知し、それを受けた内閣総理大臣が勧告をすることができる制度に修正することとしたところですので、何とぞ御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、この制度は、運用にあたり、高度の政治的判断を要するものであり、勧告にあたっての対象文書の確認は、その文書を見分することが真に必要である場合に限定され、実質的な判断に関わらない職員がみだりに機密情報に触れることがないように配慮することを想定しており、実際の運用にあたっては、警察庁の御意見を聞き、文書の性質に応じ十分に秘密保全に留意するようにしていきたいと考えておりますので、何とぞ御理解ください。

5．　24条関係（インカメラ審理）について

繰り返しになりますが、御意見のとおり、いわゆるインカメラ審理を導入するに当たって、情報の管理に注意を払う必要があることは、当方としても十分に認識しているところです。そこで、今般の改正案におきましても、インカメラ審理の要件を厳格なものとする（24条1項）とともに、何人も対象となる行政文書の開示を求めることができないこととしている（同条2項後段）ところです。このため、特別管理秘密など機密性の高い情報についてインカメラ審理が行われることはまれであるものと考えており、また、行政文書の写しやその内容を記載した調書を裁判所の記録に残すことは同項後段の趣旨に反すると考えております。これらの規定により、対象となる行政文書に記載された情報が訴訟記録を通じて漏えいすることを防止する仕組みとしています。

その上で、裁判官には、官吏服務紀律により守秘義務が課されており、守秘義務に違反した場合には、弾劾裁判による罷免の対象となり得（なお、罷免の裁判を受けたことは弁護士の欠格事由に該当するため、弁護士業務を行うこともできなくなります。）、また分限裁判による懲戒の対象ともなり得ます。これらを通じて、裁判官の守秘については制度的な担保がされていると考えています。

もっとも、裁判官の保秘制度が担保されているとはいえ、一定の、極めて機密性の高い情報を記載した行政文書につきましては、それをインカメラ審理に付すること自体により、重大な国益が損なわれる場合がありえるとの御指摘につき、蓮舫大臣ともども重く受けとめて再考いたしました。

そこで、行政文書をインカメラ審理に付することにより、重大な国益が損なわれるような場合には、行政機関の責任と判断によりインカメラ審理がなされない制度に修正することを検討したいと思いますので、何とぞ御理解ください。

3/7 受領
蓮舫大臣→中野大臣

合意文書（案）

平成二十三年三月七日

情報公開法改正にあたり、国家公安委員長及び内閣府特命担当大臣（行政刷新）の間で、以下の事項について合意した。

1．６条関係（部分開示）について
内閣官房は、運用についてガイドラインで明確にする。

2．11条関係（特例延長）について
一定期間経過後の自動的な「みなし不開示」は規定しない。

3．16条関係（手数料）について
濫用防止について規定する。また、内閣官房は、商業的開示請求の適切な運用のためのガイドラインを策定する。

4．21条関係（内閣総理大臣による措置要求制度）について
措置要求制度ではなく、勧告制度にする。なお、勧告の判断は、審査会の答申の内容及び７条の趣旨を踏まえてするものとする。また、保秘体制は個別の情報に応じ、警察庁の意見を聴き、警察庁におけると同等と認められる程度の体制とする。

5．24条関係（インカメラ審理）について
重大な国益が損なわれるような場合にはインカメラ審理が行われないようにする。

NPA → 内閣府

合意文書（案）

平成二十三年三月七日

情報公開法改正にあたり、国家公安委員長及び内閣府特命担当大臣（行政刷新）の間で、以下の事項について合意した。

1．６条関係（部分開示）について
内閣官房は、運用についてガイドラインで明確にする。

2．11条関係（特例延長）について
特例延長で設定した期間内の
~~定期間経過後の自動的な~~「みなし不開示」は規定しない。

3．16条関係（手数料）について
警察庁と十分連携して、濫用防止及び
濫用防止について規定する。また、内閣官房は、商業的開示請求の適切な運用のためのガイドラインを策定する。

4．21条関係（内閣総理大臣による措置要求制度）について
慎重に行なう
措置要求制度ではなく、勧告制度にする。なお、勧告の判断は、審査会の答申の内容及び７条の趣旨を踏まえて~~する~~ものとする。また、保秘体制は個別の情報に応じ、警察庁の意見を聴き、警察庁におけると同等と認められる程度の体制とする。

5．24条関係（インカメラ審理）について
など情報保全に十分配慮する。
重大な国益が損なわれるような場合にはインカメラ審理が行われないようにする。また最高裁判所に対して、情報保全のために必要な措置を講じるよう求める。

合意文書

平成二十三年三月八日

情報公開法改正にあたり、国家公安委員長及び内閣府特命担当大臣（行政刷新）の間で、以下の事項について合意した。

1．　6条関係（部分開示）について
内閣官房は、運用についてガイドラインで明確にする。

2．　11条関係（特例延長）について
特例延長で設定した期間内の「みなし不開示」は規定しない。

3．　16条関係（手数料）について
濫用防止について規定する。また、内閣官房は、警察庁と十分連携して、濫用防止及び商業的開示請求の適切な運用のためのガイドラインを策定する。

4．　21条関係（内閣総理大臣による措置要求制度）について
措置要求制度ではなく、勧告制度にする。なお、勧告の判断は、審査会の答申の内容及び7条の趣旨を踏まえて慎重に行うものとする。また、保秘体制は個別の情報に応じ、警察庁の意見を聴き、警察庁におけると同等と認められる程度の体制とするなど情報保全に十分配慮する。

5．　24条関係（インカメラ審理）について
重大な国益が損なわれるような場合にはインカメラ審理が行われないようにする。また、最高裁判所に対して、情報保全のために必要な措置を講じるように求める。

事　務　連　絡
平成２３年３月７日

各府省等法令担当者　各位

内閣官房情報公開法改正準備室

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」
について（再協議）

標記法律案について、２月１４日付けで協議させていただいたところですが、前回協議時からの変更分（「01　（別紙）前回協議からの変更箇所一覧」のとおり）につき、別添のとおり再協議しますので、御質問、御意見がございましたら、下記の期限までにメールにて提出願います。御質問等を提出される場合は事前に電話にてその旨御連絡ください。

期限までに提出のない場合は、御質問等がないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

なお、今後の法制局審査等において変更があり得ることを御承知おきください。

※　霞が関ＷＡＮを閲覧した各府省等の法令協議窓口担当者の方は、お手数ですが、下記メールアドレスまでこの事務連絡を確認した旨速やかにご連絡願います。

記

質問・意見提出期限：３月７日（月）２０：００

＜今後の予定＞
閣　　議　　３月１５日（火）（予定）

（連絡先）
内閣官房　情報公開法改正準備室
野澤、脇
ＴＥＬ：03-6910-0201
ＦＡＸ：03-3504-1833
Ｅ-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

前回協議からの修正個所一覧

対象条項	前回協議版（2月14日付け）	再協議版（3月7日付け）	備考
１条（行政機関情報公開法５条柱書き）	当該行政文書を開示しなければならない。	当該行政文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。	規定ぶりの変更
１条（行政機関情報公開法５条１号ハ）	（当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）	（当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）	技術的修正
１条（行政機関情報公開法５条１号ニ）	（当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）	（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）	技術的修正
１条（行政機関情報公開法１１条３項）	第一項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間）内に	第一項第二号の期間内に	規定ぶりの変更
１条（行政機関情報公開法１１条３項）	行政機関の長が同項に規定する残りの行政文書（第十六条において単に「残りの行政文書」という。）について	行政機関の長が同項の残りの行政文書（第十六条において単に「残りの行政文書」という。）について	技術的修正
１条（行政機関情報公開法１６条１項３号）	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員	技術的修正
１条（行政機関情報公開法１８条１項２号）	以下この号、第二十条及び第二十一条において同じ。	以下この号及び第二十条において同じ。	技術的修正
１条（行政機関情報公開法２１条１項）	（内閣総理大臣による同意及び措置要求） 第二十一条　第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関（会計検査院を除く。以下この条及び第二十八条において同じ。）の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならない。	（内閣総理大臣の勧告） 第二十一条　第十八条第一項の規定により諮問をした行政機関（会計検査院を除く。次項及び第二十八条において同じ。）の長は、当該諮問に係る不服申立てに対する裁決又は決定をしようとするときは、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。	規定ぶりの変更
１条（行政機関情報公	前項の場合において、内閣総理大	内閣総理大臣は、前項の規定によ	規定ぶりの変更

開法２１条２項)	臣は、当該諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして同意をすることが適切でないと認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。	る通知に係る諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決又は決定、同条の規定による開示その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。	
１条(行政機関情報公開法２１条３項)	３　行政機関の長は、前項の要求があったときは、その要求に沿うように適当な措置をとるものとする。	(削除)	規定ぶりの変更
１条(行政機関情報公開法２４条１項)	原告の同意を得て、	当事者の同意を得て、	規定ぶりの変更
１条(行政機関情報公開法２４条旧２～４項)	２４条２～４項	２４条３～５項	技術的修正
１条(行政機関情報公開法２４条新２項)	(新規)	２　前項の申立てがあったときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。	規定ぶりの変更
２条(独立行政法人等情報公開法５条柱書き)	当該法人文書を開示しなければならない。	当該法人文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。	規定ぶりの変更
２条(独立行政法人等情報公開法５条１号ハ)	(当該氏名を公にすることにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	(当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	技術的修正
２条(独立行政法人等情報公開法５条１号ニ)	(当該氏名を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	技術的修正
２条(独立行政法人等情報公開法１１条３項)	第一項第二号の期間(同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあっては、当該政令で定める期間)内に	第一項第二号の期間内に	規定ぶりの変更
２条(独立行政法人等情報公開法１１条３項)	独立行政法人等が同項に規定する残りの法人文書(第十七条において単に「残りの法人文書」という。)について	独立行政法人等が同項の残りの法人文書(第十七条において単に「残りの法人文書」という。)について	技術的修正

２条（独立行政法人等情報公開法１７条１項３号）	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等又は当該個人事業者の従業員	会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員	技術的修正
２条（独立行政法人等情報公開法２３条１項）	原告の同意を得て、	当事者の同意を得て、	規定ぶりの変更
２条（独立行政法人等情報公開法２３条旧２～４項）	２３条２～４項	２３条３～５項	技術的修正
２条（独立行政法人等情報公開法２３条新２項）	（新規）	２　前項の申立てがあったときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。	規定ぶりの変更
附則２条２項（行政機関情報公開法の一部改正に伴う経過措置）	（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する行政文書をいう。）に、法人等（同法第五条第二号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、行政機関（同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合における第一条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧行政機関情報公開法」という。）第五条第二号（施行日以後にされた利用請求（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項及び次条第二項において「公文書管理法」という。）第十六条第二項に規定する利用請求をいう。次条第二項及び附則第九条第一項において同じ。）に係る特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。次条第二項において同じ。）について公文書管理法第十六条第一項第一号ロにおいて引用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。	（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する行政文書をいう。）又は施行日以後にされた利用請求（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号。以下この項及び次条第二項において「公文書管理法」という。）第十六条第二項に規定する利用請求をいう。次条第二項及び附則第九条第一項において同じ。）に係る特定歴史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。次条第二項において同じ。）に、法人等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条第二号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、行政機関（同法第二条第一項に規定する行政機関をいう。）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合については、第一条の規定による改正前の行政機関の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧行政機関情報公開法」という。）第五条第二号（公文書管理法第十六条第一項第一号ロにおいて引用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。	技術的修正
附則２条３項（行政機関情報公開法の一部改正に伴う経過措置）	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条第一項の規定による諮問をいう。	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定による諮問をいう。	技術的修正
附則３条２項（独立行政法人等情報公開法の一部改正に伴う経	前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書（独立行政法人等の保有す	前項の規定にかかわらず、施行日以後にされた開示請求に係る法人文書（独立行政法人等の保有す	技術的修正

過措置)	る情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する法人文書をいう。）に、法人等（同法第五条第二号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、独立行政法人等（同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合における第二条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧独立行政法人等情報公開法」という。）第五条第二号（施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等について公文書管理法第十六条第一項第二号ロにおいて引用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。	る情報の公開に関する法律第二条第二項に規定する法人文書をいう。）又は施行日以後にされた利用請求に係る特定歴史公文書等に、法人等（同法第五条第二号に規定する法人等をいう。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、独立行政法人等（同法第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。）の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に施行日前に提供されたものが記録されている場合については、第二条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（第四項において「旧独立行政法人等情報公開法」という。）第五条第二号（公文書管理法第十六条第一項第二号ロにおいて引用する場合を含む。）の規定は、なおその効力を有する。	
附則４条(行政機関個人情報保護法１４条２号ハ)	（当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	（当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	技術的修正
附則４条(行政機関個人個人情報保護法１４条２号ニ)	（当該氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分)	技術的修正
附則５条２項(行政機関個人情報保護法の一部改正に伴う経過措置)	提供されたものが含まれている場合における前条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定の適用については、なお従前の例による。	提供されたものが含まれている場合については、前条の規定による改正前の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定は、なおその効力を有する。	技術的修正
附則６条(独立行政法人等個人情報保護法１４条２号ハ)	（当該氏名を開示することにより、当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれ又は当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	（当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)	技術的修正
附則６条(独立行政法人等個人情報保護法１４条２号ニ)	（当該氏名を開示することにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該意見表明又は説明の内	（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該意見表明又は	技術的修正

	容に係る部分)	説明の内容に係る部分)	
附則７条２項(独立行政法人等個人情報保護法の一部改正に伴う経過措置)	提供されたものが含まれている場合における前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定の適用については、なお従前の例による。	提供されたものが含まれている場合については、前条の規定による改正前の独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十四条第三号の規定は、なおその効力を有する。	技術的修正
附則８条(公文書管理法２２条２項)	「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用された前条」と、同項並びに同条第二項及び第四項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用された第一項」と読み替えるものとする	「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用する前条」と、同項から同条第三項まで及び同条第五項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第二項中「前項」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用する前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用する第一項」と読み替えるものとする	技術的修正
附則１１条(政治資金規正法１９条の１６１８項)	第十六項第二号の期間（同号の期間が一年以内の政令で定める期間より長い場合にあつては、当該政令で定める期間）内に	第十六項第二号の期間内に	規定ぶりの変更
附則１１条(政治資金規正法１９条の１６１８項)	総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項に規定する残りの少額領収書等の写し	総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項の残りの少額領収書等の写し	技術的修正
附則１２条１項(政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置)	施行日以後に少額領収書等の写しの開示請求（政治資金規正法第十九条の十六第二項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）があった場合について	施行日以後に少額領収書等の写し（政治資金規正法第十九条の十六第一項に規定する少額領収書等の写しをいう。以下この項において同じ。）の開示請求（同条第二項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）があった場合について	技術的修正
理由	内閣総理大臣による同意及び措置要求制度	内閣総理大臣の勧告制度	規定ぶりの変更に伴うもの

内閣官房情報公開法改正準備室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年３月７日
警　　察　　庁

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（質問・意見）

見出しの再協議について、下記のとおり質問及び意見を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

なお、質問に関しては、再質問があり得ること及び質問に対する十分な回答が得られるまでの間は意見の提出を留保することを申し添えます。

記

第１　質問

１　改正後の第５条関係

(1) 同条第１項ただし書中「当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき」の具体的な意味内容について、いかなる場合がそれに該当するのかという点にも言及しつつ、詳細に教示願いたい。

(2) 同条第１項ただし書を適用してした不開示決定に係る抗告訴訟における攻撃防御の構造について、挙証責任に関する法律要件分類説に形式的に当てはめた場合、ただし書記載の事項は抗弁事由となると解されるが、そのように解してよろしいか教示願いたい。また、その場合の被告の抗弁の具体的な内容は、権利濫用等の評価根拠事実となり、その評価障害事実は原告の再抗弁となると解してよろしいかという点についても併せて教示願いたい。

２　改正後の第21条関係

(1) 第１項の規定に基づく内閣総理大臣への通知に関連して内閣総理大臣から対象行政文書の提示を求められた場合において、当該文書が機密性の高いものであるときは、提示を拒むことができると解してよろしいか。

(2) 同条第２項に規定する内閣総理大臣の勧告は、行政機関の長による開示・不開示の判断を何ら拘束しないものと解してよろしいか。

３　改正後の第24条関係

(1) 同条第２項中「当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合」の具体的な意味内容について、いかなる場合がそれに該当するのかという点にも言及しつつ、詳細に教示願いたい。

(2) 同条第２項中「当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合」の最終的な判断権限は被告にあると解してよろしいか。

第２　意見

１　次の点について確認したい。

(1) 濫用的請求への対処方針に係るガイドラインの作成に際しては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって当庁と協議を行うこと。

(2) 改正後の第11条中「著しく大量であるため」の運用面における解釈基準について、本法令協議終了後、十分な時間的余裕をもって当庁に協議すること。

(3) 当庁としては、裁判所における改正後の第24条の運用について主として情報保全の観点から重大な関心を有しているところ、貴室から、初回協議の第四次意見に対する回答で示されたとおり、最高裁判所との間で改正法の運用等に関する打合せの機会を設定すること。

２　第６条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回協議の初回意見から第四次意見までの各理由に同じ。

３　第16条の改正規定を削除されたい。

（理由）

初回協議の初回意見から第四次意見までの各理由に同じ。

４　第21条の改正規定を、内閣総理大臣に対する通知の対象を諮問庁が情報公開・個人情報保護審査会の答申内容と異なる内容の裁決・決定を行おうとする場合に限定するよう修正されたい。

（理由）

初回協議の初回意見から第四次意見までの各理由に同じ。

事　務　連　絡
平成２３年３月８日

警察庁　御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案について（回答）

標記について３月７日付で提出のあった御質問、御意見に対し、別添のとおり回答いたします。

本回答について、更に御質問等がある場合には、３月８日（火）１４：００までに、電子メールにて御提出願います。

なお、期限までに御連絡がない場合には、御質問等はないものとさせていただきますので、あらかじめ御了承下さい。

＜今後の予定＞
閣　　議：３月１５日（火）（予定）

［本件連絡先］
内閣官房情報公開法改正準備室
担　当：野澤、脇
電　話：０３－６９１０－０２０１
ＦＡＸ：０３－３５０４－１８３３
E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

第１　質問

１　改正後の第５条関係

(1) 同条第１項ただし書中「当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき」の具体的な意味内容について、いかなる場合がそれに該当するのかという点にも言及しつつ、詳細に教示願いたい。

（回答）

「行政透明化検討チームとりまとめ」にあるとおり、具体的にはガイドラインにおいて示すこととしているが、以下のような基準が想定される。

① 開示請求者の言動、開示請求の態様等から、当該開示請求が行政機関の事務の遂行を阻害するために行われたと明らかに認められること

② 開示請求者に行政文書の開示を受ける意思がないと明らかに認められること

③ 開示請求者が行政文書の開示の実施等の際に不適正な行為を繰り返すこと

(2) 同条第１項ただし書を適用してした不開示決定に係る抗告訴訟における攻撃防御の構造について、挙証責任に関する法律要件分類説に形式的に当てはめた場合、ただし書記載の事項は抗弁事由となると解されるが、そのように解してよろしいか教示願いたい。また、その場合の被告の抗弁の具体的な内容は、権利濫用等の評価根拠事実となり、その評価障害事実は原告の再抗弁となると解してよろしいかという点についても併せて教示願いたい。

（回答）

具体的な立証責任の分配等は、裁判所において適切に判断されるべきところであるが、当室としては、第５条柱書ただし書に基づく攻撃防御方法の分配については、権利濫用又は公序良俗違反の評価根拠事実が抗弁であり、その評価障害事実が再抗弁になるものと考える。

参考　新５条１号

（行政文書の開示義務）

第五条　行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならな

い。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。

2　改正後の第21条関係

(1) 第1項の規定に基づく内閣総理大臣への通知に関連して内閣総理大臣から対象行政文書の提示を求められた場合において、当該文書が機密性の高いものであるときは、提示を拒むことができると解してよろしいか。

(回答)

内閣府設置法7条7項及び国家行政組織法2条2項の趣旨を踏まえつつ判断していただくことになるが、機密性が高いものについて提示を拒みうることについて貴見のとおり。

(2) 同条第2項に規定する内閣総理大臣の勧告は、行政機関の長による開示・不開示の判断を何ら拘束しないものと解してよろしいか。

(回答)

「勧告は、それが尊重されることを、もちろん前提としているが、法律上相手方を拘束する意味まではもっていない」(「法令用語辞典」、学陽書房、p. 100)と解される。

3　改正後の第24条関係

(1) 同条第2項中「当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合」の具体的な意味内容について、いかなる場合がそれに該当するのかという点にも言及しつつ、詳細に教示願いたい。

(回答)

弁論期日外証拠調べにおいて提出又は提示した結果、国の安全又は外交上の利益に重大な支障が及ぶ可能性がある場合、公安の維持に重大な支障が生ずるおそれがある場合などを想定しており、具体的には一定の資格審査を経た者以外への情報アクセスを禁じる条約等に基づく義務等の不遵守につながる場合などを想定している。

(2) 同条第２項中「当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合」の最終的な判断権限は被告にあると解してよろしいか。

（回答）

被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合の外は同意する義務を負うが，このような場合に該当するかどうかの判断権限が被告にあることは貴見のとおり。

第２　意見

１　次の点について確認したい。

(1) 濫用的請求への対処方針に係るガイドラインの作成に際しては、あらかじめ十分な時間的余裕をもって当庁と協議を行うこと。

（回答）

ガイドラインの策定に当たっては、十分な時間的余裕をもって各府省庁と協議させていただきたい。

(2) 改正後の第11条中「著しく大量であるため」の運用面における解釈基準について、本法令協議終了後、十分な時間的余裕をもって当庁に協議すること。

（回答）

御指摘の規定の解釈については、十分な時間をもって貴庁と協議することとしたい。

(3) 当庁としては、裁判所における改正後の第24条の運用について主として情報保全の観点から重大な関心を有しているところ、貴室から、初回協議の第四次意見に対する回答で示されたとおり、最高裁判所との間で改正法の運用等に関する打合せの機会を設定すること。

（回答）
最高裁判所同席のもと、貴省及び法務省との間で、２４条の運用に関して打合せを行う機会を設ける方向で調整を図りたい。

２　第６条の改正規定を削除されたい。
（理由）
初回協議の初回意見から第四次意見までの各理由に同じ。

（回答）
応じられない。
（理由）
３月７日付けの園田内閣府大臣政務官による御回答のとおり。

３　第16条の改正規定を削除されたい。
（理由）
初回協議の初回意見から第四次意見までの各理由に同じ。

（回答）
応じられない。
（理由）
初回協議の初回意見に対する回答から第四次意見に対する回答までの各理由並びに３月２日付け及び３月７日付けの園田内閣府大臣政務官による御回答のとおり。

４　第21条の改正規定を、内閣総理大臣に対する通知の対象を諮問庁が情報公開・個人情報保護審査会の答申内容と異なる内容の裁決・決定を行おうとする場合に限定するよう修正されたい。
（理由）
初回協議の初回意見から第四次意見までの各理由に同じ。

（回答）
応じられない。
（理由）

初回協議の初回意見に対する回答から第四次意見に対する回答までの各理由に同じ。

内閣官房情報公開法改正準備室担当官　殿

事　務　連　絡
平成23年３月８日
警　　察　　庁

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律（案）」について（再質問）

見出しの再協議について、下記のとおり再質問を提出しますので、よろしく取り計らい願います。

なお、再々質問があり得ること及び再質問に対する十分な回答が得られるまでの間は意見の提出を留保することを申し添えます。

記

１　改正後の第５条関係

貴室からの回答において摘示されている事例は、権利の濫用に該当する場合のみであると考えられるところ、公序良俗違反の場合についても、具体的にイメージできるような事例を複数教示願いたい。

２　改正後の第24条関係

(1) 貴室回答によれば、「当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合」に該当するか否かの判断権限は被告にあるとのことであるが、原告が第１項の規定による申立てをし、被告が「当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合」に該当するとして被告が同意を拒んだ場合において、受訴裁判所が同意拒否に理由なしと認めたときは、被告が同意したものと扱い証拠採用することができるのか否か教示願いたい。

(2) 第２項の規定は、第30条における準用に際しては、「国」を「（当該）地方公共団体」と読み替えて準用するものと解してよろしいか。読替規定を置かない理由と併せて教示願いたい。

(3) 都道府県の情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分等に係る抗告訴訟において、原告がインカメラ審理の申立てをした文書について、当該文書を弁論期日外証拠調べ期日において提出又は提示した結果、当該都道府県における公安の維持に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、被告は第30条において準用する第24条第１項の同意を拒むことができると解してよろしいか。

事　務　連　絡
平成２３年３月８日

警察庁　御中

内閣官房情報公開法改正準備室

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
について（回答）

標記について３月８日付で提出のあった御質問、御意見に対し、別添のとおり回答いたします。

＜今後の予定＞
閣　　議：３月１５日（火）（予定）

[本件連絡先]
内閣官房情報公開法改正準備室
担　当：野澤、脇
電　話：０３－６９１０－０２０１
ＦＡＸ：０３－３５０４－１８３３
E-mail：g.johokokaiho.kaisei@cas.go.jp

1　改正後の第５条関係

貴室からの回答において摘示されている事例は、権利の濫用に該当する場合のみであると考えられるところ、公序良俗違反の場合についても、具体的にイメージできるような事例を複数教示願いたい。

（回答）

開示制度の内容が情報公開法と同一である政治資金規正法の「少額領収書等の写しの開示制度」では、既に改正後の第５条ただし書と同様の権利濫用防止規定が設けられているところであるが、当該規定に基づくガイドラインでは、権利濫用及び公序良俗違反について、以下のように整理されている。

○政治資金規正法（昭和23年法律第194号）

（国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示）

第十九条の十六

12　総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、次の各号に掲げるときは、遅滞なく、開示請求に係る少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

一　当該開示請求が第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するとき。

○少額領収書等の写しの開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合の具体的な指針（抜粋）

少額領収書等の写しの開示請求が権利濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合とは、「開示請求の態様や開示請求に応じた場合の行政機関又は国会議員関係政治団体の業務への支障並びに国民一般の被る不利益を勘案し、当該開示請求が、政治資金規正法で設けられた少額領収書等の写しの開示制度の本来の目的を著しく逸脱し、社会通念上妥当と認められる範囲を超える場合」である。

つまり、当該ガイドラインにおいては、権利濫用と公序良俗違反を区別することなく、「権利濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合」についての該当性判断のための基準を設けているのであって、本規定においても同様の整理とすることが想定される。この考え方に立てば、例えば、前回の回答のうち、特に①と③については、権利濫用の要素のみならず、公序良俗違反の要素も包含しうるものと捉えることもできるものである。

２　改正後の第24条関係

(1) 貴室回答によれば、「当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合」に該当するか否かの判断権限は被告にあるとのことであるが、原告が第１項の規定による申立てをし、被告が「当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより国の重大な利益を害する場合」に該当するとして被告が同意を拒んだ場合において、受訴裁判所が同意拒否に理由なしと認めたときは、被告が同意したものと扱い証拠採用することができるのか否か教示願いたい。

（回答）

弁論期日外証拠調べを実施するための要件として被告の同意が必要であり、不同意事由該当性の判断をするのは被告であることから、被告の同意が存在しない以上、裁判所の判断により、弁論期日外証拠調べを実施する余地はないものと考える。

(2) 第２項の規定は、第 30 条における準用に際しては、「国」を「（当該）地方公共団体」と読み替えて準用するものと解してよろしいか。読替規定を置かない理由と併せて教示願いたい。

（回答）

前段について：改正後の第２４条を第３０条で準用した場合も，問題となるのは国の重大な利益であり、「（当該）地方公共団体の重大な利益」とは読み替えるものではない。

これは、インカメラ審理を実施することによって、外交関係や公共の安全、治安の維持など、国の重大な利益を害する懸念が示されたことから、このような懸念に対応するため、被告の同意を要件としつつ、上記のような国の利益を害する場合にのみ同意を拒むことができることとするのが２項の趣旨だからである。

もっとも、ある都道府県における治安の維持は、当該都道府県の利益だけでなく、国の利益をも害するものであるから、これが「国の重大な利益」に該当することは十分あり得るものである。

後段について：読替規定を設けないのは、上記のとおり、読替を要しないからである。

なお、２４条２項の規定内容は、関係閣僚の折衝を踏まえ「被告は、当該行

政文書を裁判所に提出し又は提示することにより、国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他の国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。」と修文しており、治安の維持に関する重大な利益を害する場合が含まれる趣旨をより明確にしている。

(3) 都道府県の情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分等に係る抗告訴訟において、原告がインカメラ審理の申立てをした文書について、当該文書を弁論期日外証拠調べ期日において提出又は提示した結果、当該都道府県における公安の維持に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、被告は第 30 条において準用する第 24 条第１項の同意を拒むことができると解してよろしいか。

（回答）

３０条で準用する２４条２項においても、あくまでも国の重大な利益を害する場合を除いては、拒むことができないが、当該都道府県における公安の維持に重大な支障が生ずるおそれがある場合は、当該都道府県に限らず、国全体の利益に関わるから、このような場合は、「国の重大な利益を害する場合」に該当する余地があるものと考える。